

平成30年2月16日

記者発表配付資料

- 平成30年2月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成30年2月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成30年2月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成30年度一般会計当初予算（案）の概要
- 平成30年度の組織改正等による体制強化の概要

平成30年2月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 100件

平成30年度当初予算 ----- 23件
平成29年度補正予算 ----- 18件
条例その他議案 ----- 59件

1 予算議案 ----- 41件

(1) 平成30年度当初予算 ----- 23件

一般会計	4,508億8,525万6千円 (対前年度比 1.8%減)
特別会計	2,951億9,653万9千円 (対前年度比 27.5%増)
企業会計	190億7,195万1千円 (対前年度比 1.0%減)

(2) 平成29年度補正予算 ----- 18件

一般会計	△18億9,396万3千円 (対前年度2月現計比 0.3%減)
特別会計	△1億9,065万8千円 (対前年度2月現計比 10.8%増)
企業会計	△3億3,500万0千円 (対前年度2月現計比 1.2%減)

2 条例その他議案 ----- 59件

条例議案	----- 45件
その他議案	----- 14件

平成30年 2 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成30年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 32 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 33 号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 34 号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

- 第 35 号 平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 36 号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 第 37 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 38 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 39 号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 40 号 平成29年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 41 号 平成29年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 42 号 高知県防災対策基金条例議案
- 第 43 号 高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案
- 第 44 号 高知県国民健康保険財政調整基金条例議案
- 第 45 号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第 46 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 47 号 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 48 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 49 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 50 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 51 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第 52 号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 53 号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
- 第 54 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 55 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 56 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 57 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 58 号 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 59 号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 60 号 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 61 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 62 号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等

- を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 63 号 高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 67 号 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 75 号 高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
- 第 76 号 高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 77 号 土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 78 号 高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 79 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
- 第 80 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 81 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 82 号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 83 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 84 号 高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
- 第 85 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
- 第 86 号 高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
- 第 87 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 88 号 高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案

- 第 89 号 高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の廃止に関する議案
- 第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 91 号 権利の放棄に関する議案
- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
- 第 93 号 権利の放棄に関する議案
- 第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議案
- 第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

平成30年2月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 42 号 高知県防災対策基金条例議案

(財政課)

災害から県民の生命、身体及び財産を守り、地域の実情に応じた防災対策を一層推進するため、高知県防災対策基金を設置しようとするもの

第 43 号 高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案

(健康長寿政策課)

県内において必要な歯科衛生士の確保及び充実にを図ることを目的として、歯科衛生士養成施設に在学している者で、歯科衛生士の確保が必要な県内の医療機関において将来歯科衛生士の業務に従事しようとするものに対し、その修学を容易にするため、奨学金を貸し付けることができるようにしようとするもの

第 44 号 高知県国民健康保険財政調整基金条例議案

(国保指導課)

国民健康保険事業の健全な運営及び各年度間の財政調整を図るため、高知県国民健康保険財政調整基金を設置しようとするもの

第 45 号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案

(高齢者福祉課)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行により介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正されたこと等に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めようとするもの

第 46 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成30年度の1年間、時限的に減額しようとするもの

・減額率：

知事10% (20%)、副知事3% (7%)、教育長2% (5%)

人事委員会委員(常勤)・監査委員(常勤)2% (5%) ※括弧内は平成29年度

第 47 号 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

(職員厚生課)

高知県特別職報酬等審議会の答申を踏まえて知事、副知事及び教育長の退職手当の支給割合を改定しようとするもの

・支給割合の改定：

知事100分の50→100分の48、副知事100分の36→100分の35、教育長100分の25→100分の24

第 48 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的として設けた県民税の均等割の税率の特例について、その適用期限を5年延長しようとするもの

- ・税率：個人・法人一律500円（現行どおり）
- ・税収規模：年1.7億円程度（平成29年度見込）
- ・附則：国の税制の動向等を踏まえ必要があると認めるときは、検討を加え必要な措置を講ずる旨の検討条項を設置

第 49 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）が一部改正され、併せて企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことを考慮し、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業を行う者が当該地域経済牽引事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得した場合における不動産取得税の課税免除措置の適用要件を定める等必要な改正をしようとするもの

※地域経済牽引事業

- ・県が国の同意を得て作成した高知県未来投資促進基本計画において定められた事業（第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野など）
- ・対象地域：高知県全域

第 50 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案

(市町村振興課)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に伴い、都道府県の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされたことを考慮し、高知県議会の議員の選挙における選挙運動のために使用するビラの作成について一定の範囲内で公営とするよう必要な改正をしようとするもの

- ・選挙運動用ビラの公営負担上限額：
7.51円（作成単価上限）×16,000枚（頒布枚数上限）＝候補者1人当たり120,160円
- ・施行期日：平成31年3月1日

第 51 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案

(消防政策課、環境対策課、用地対策課、建築指導課)

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部改正により汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認、汚染土壌処理業に係る法人の合併及び分割の承認並びに汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和45年法律第137号)の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収するとともに、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料、砂利採取法(昭和43年法律第74号)の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査等に係る手数料、消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備及び装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料並びに建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の手数料の額を改定する等必要な改正をしようとするもの

- ・新設：2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料ほか4件
- ・改定：使用済自動車破砕業事業範囲変更許可申請手数料ほか55件

第 52 号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案

(医療政策課)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正により、新たに介護医療院が医療提供施設として位置づけられることを考慮し、奨学金の償還を免除する就業施設として県内の介護医療院及び介護老人保健施設を追加する等必要な改正をしようとするもの

第 53 号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案

(国保指導課)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の施行による国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部改正を考慮し、高知県国民健康保険事業特別会計を設置するとともに、高知県国民健康保険財政安定化基金の処分に係る要件等を定め、併せて高知県国民健康保険広域化等支援基金条例及び高知県国民健康保険調整交付金条例を廃止しようとするもの

第 54 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

(国保指導課)

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める財政安定化基金拠出率が改定されることを考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める拠出率を改定するとともに、これまでの高知県後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況を考慮し、平成30年度及び平成31年度において、当該拠出率の特例を定めようとするもの

- ・拠出率の改定：10万分の41→10万分の40
- ・附則：拠出率を零とする特例の規定(平成30年度及び平成31年度)

第 55 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案

(食品・衛生課)

旅館業法(昭和23年法律第138号)の一部改正等を考慮し、旅館業におけるホテル営業の設備構造の基準と旅館営業の設備構造の基準とを旅館・ホテル営業の設備構造の基準に統合するとともに、設備構造の基準及び衛生措置の基準を緩和する等必要な改正をしようとするもの

第 56 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成11年厚生省令第43号)が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第135号)の施行により一部改正されることを考慮し、財政安定化基金拠出率を標準として定める市町村の拠出率を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、当該拠出率の特例を平成32年度まで延長しようとするもの

- ・ 拠出率の改定：10万分の39→10万分の42
- ・ 附則：拠出率を零とする特例の延長(平成29年度→平成32年度)

第 57 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の一部の施行及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行による介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正を考慮し、市町村に移管された指定居宅介護支援事業者の指定及び指定の更新に係る手数料の規定を削除するとともに、新たに介護医療院の開設の許可等の事務に係る手数料を徴収することとしようとするもの

第 58 号 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加する等必要な改正をしようとするもの

第 59 号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加する等必要な改正をしようとするもの

**第 60 号 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例議案**

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置及び緊急時等の対応の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院又は診療所から転換する特別養護老人ホームに係る基準の特例を延長する等必要な改正をしようとするもの

**第 61 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例議案**

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正を考慮し、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスに関する基準を定めるほか、訪問介護におけるサービス提供責任者等の役割の明確化に関する基準、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を実施する際の食堂要件の緩和に関する基準、特定施設入居者生活介護における身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準、福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の利用者への提示等に関する基準、療養病床等を有する病院又は診療所から転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設等に係る基準の特例を定める等必要な改正をしようとするもの

**第 62 号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例議案**

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正を考慮し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を削除し、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスに関する基準を定めるほか、一般病床の有床診療所が介護予防短期入所療養介護を実施する際の食堂要件の緩和に関する基準、介護予防特定施設入居者生活介護における身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準、介護予防福祉用具貸与における機能や価格帯の異なる複数商品の利用者への提示等に関する基準、療養病床等を有する病院又は診療所から転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設等に係る基準の特例を定める等必要な改正をしようとするもの

**第 63 号 高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例議案**

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置及び緊急時等の対応の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院又は診療所から転換する指定介護老人福祉施設に係る基準の特例を延長する等必要な改正をしようとするもの

第 64 号 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院又は診療所から転換する介護老人保健施設に係る基準の特例を延長する等必要な改正をしようとするもの

第 65 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置の基準を追加するほか、療養病床等を有する病院である指定介護療養型医療施設に係る基準の特例を延長する等必要な改正をしようとするもの

第 66 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(障害保健福祉課)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正を考慮し、居宅訪問型児童発達支援に関する基準を新たに追加し、児童発達支援及び放課後等デイサービスに共生型障害児通所支援に関する基準を新たに追加するほか、指定児童発達支援事業所、基準該当通所支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に関する基準を見直す等必要な改正をしようとするもの

第 67 号 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(障害保健福祉課)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正を考慮し、指定福祉型障害児入所施設における従業者の員数に関する特例及び設備に関する特例を廃止するほか、指定福祉型障害児入所施設における従業者の員数の基準等について必要な改正をしようとするもの

第 68 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(障害保健福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福

社サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正を考慮し、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）について、それぞれ共生型障害福祉サービスに関する基準を新たに追加し、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準を新たに追加するほか、指定生活介護事業者、共生型生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者及び共生型自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者及び共生型自立訓練（生活訓練）事業者に対して職場への定着のための支援の実施を義務付ける等必要な改正をしようとするもの

第 69 号 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

（障害保健福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正を考慮し、指定障害者支援施設における従業者の員数に関する特例及び設備に関する特例を廃止する等必要な改正をしようとするもの

第 70 号 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

（障害保健福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正を考慮し、生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）事業者及び自立訓練（生活訓練）事業者に対して職場への定着のための支援の実施を義務付けるほか、就労移行支援事業者に対して通勤のための訓練の実施を義務付ける等必要な改正をしようとするもの

第 71 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

（障害保健福祉課）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、福祉型障害児入所施設等の職員配置の基準について必要な改正をしようとするもの

第 72 号 高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例議案

（少子対策課）

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期限が延長される方針が示されたことを考慮し、基金の設置期間を3年3月間延長しようとするもの

- ・基金の失効期限：平成30年3月31日→平成33年6月30日（保育所の整備等の実施期限を延長）

第 73 号 高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案

(県民生活・男女共同参画課)

高知県消費者行政活性化基金事業が平成29年度末で完了する見込みとなったため、改めて基金の解散期日を定めようとするもの

- ・基金の失効期限：平成40年3月31日→平成30年12月31日

第 74 号 高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(商工政策課)

高知県計量検定所を高知県工業技術センター計量検定室に組織改編することに伴い、必要な改正をしようとするもの

第 75 号 高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案

(農業政策課)

農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)が一部改正されたことを考慮し、高知県農林業基本対策審議会の任務等について必要な改正をしようとするもの

- ・審議事項：農村地域への工業等導入対策→農村地域への産業導入対策
- ・部会名：農村工業部会→農村産業部会

第 76 号 高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案

(畜産振興課)

農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 77 号 土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案

(農業基盤課)

土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)の施行により土地改良法(昭和24年法律第195号)が一部改正されたことを考慮し、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象として県が定めた土地改良事業計画において、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地を当該土地改良事業計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした者等から特別徴収金を徴収することができることとする等必要な改正をしようとするもの

※県が実施する土地改良事業

農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備

※特別徴収金

上記基盤整備に要した国及び県の費用負担相当額

第 78 号 高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案

(環境共生課)

地域環境保全基金の適切な管理等についての国からの通知に基づき、基金の失効期限を追加するほか、基金の一部を事業の経費に充てるため、基金を処分することができるようにしようとするもの

- ・基金の失効期限：平成40年3月31日

第 79 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案

(都市計画課)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の一部改正を考慮し、良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示等の禁止地域等に田園住居地域を追加しようとするもの

※田園住居地域

- ・住居と農地が混在し、両者が調和して良好な住居環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置づけ、住居系用途地域として創設
- ・低層住居専用地域同等の建築規制が及ぶとともに、農産物直販所など農業用施設の建築については規制緩和

第 80 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

(公園下水道課)

新たに春野総合運動公園の体育館に設置する冷暖房設備の利用に係る料金を定めるとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）の施行により都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）が一部改正されたことを考慮し、県が設置する都市公園における運動施設の敷地面積の割合に関する規定の追加をする等必要な改正をしようとするもの

- ・体育館小アリーナ冷暖房設備利用料：2,400円（全面1時間当たり）
- ・運動施設の敷地面積の割合に関する基準：100分の50

第 81 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案

(建築指導課)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正を考慮し、田園住居地域における日影による中高層の建築物の高さの制限を定める等必要な改正をしようとするもの

第 82 号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案

(生活安全企画課)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行による都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正を考慮し、田園住居地域における風俗営業等の規制を定めようとするもの

第 83 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(生活安全企画課、交通指導課、運転免許センター)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査等に係る手数料、質屋営業法（昭和25年法律第158号）の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査に係る手数料、警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え等に係る手数料、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の規定に基づく変更届出証明書の交付等に係る手数料、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外

国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査等に係る手数料、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく運搬証明書の交付に係る手数料、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定に基づく運搬証明書の書換えに係る手数料、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付に係る手数料及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するとともに、運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正を考慮し、運転免許等に係る手数料の額を改定する等必要な改正をしようとするもの

- ・改定：質屋営業許可手数料ほか107件

第 84 号 高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案

（医療政策課）

その目的を達成した高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止しようとするもの

- ・基金の目的：高知県地域医療再生計画に基づく事業を推進し、地域医療の確保を図る

第 85 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案

（高齢者福祉課）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止しようとするもの

第 86 号 高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案

（用地対策課）

その必要性が失われた高知県土地開発基金条例を廃止しようとするもの

第 87 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案

（協同組合指導課）

昭和54年3月23日に
に対し貸し付け
た農業改良資金について、債務者からの償還が滞っていたところ、元金については平成22年12月27日に同人の連帯保証人の相続人が未払であった1,370,000円を支払ったことにより完済されたものの、元金償還の延滞に係る違約金残高4,233,508円が償還されないことからこれを支払うよう債務者らに請求したが同人が支払に応じないため、裁判所に対して訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 88 号 高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案

（協同組合指導課）

昭和54年3月23日に
に対し貸し付け
た農業改良資金について、債務者からの償還が滞っていたところ、元金については平成22年12月27日に同人の連帯保証人の相続人である
及び
が未払であった1,370,000円

を支払ったことにより完済されたものの、元金償還の延滞に係る違約金残高4,233,508円が償還されないことからこれを支払うよう債務者及び申立人に請求していたところ、平成29年12月12日に申立人から債務額確認調停の申立てが高知簡易裁判所にされ、平成30年1月17日に同裁判所から調停条項案の提示があり、検討した結果、提示された金額は妥当なものであると認められるので、これに合意することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 89 号 高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の廃止に関する議案

（健康長寿政策課）

県及び中芸広域連合の協議により、高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の6において例によることとされる同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

（港湾・海岸課）

高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 施設の名称
高知県立手結港海岸緑地公園
- （2） 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市夜須町千切537番地90
株式会社ヤ・シィ
- （3） 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

第 91 号 権利の放棄に関する議案

（木材産業振興課）

県の貸付金に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 債務者の住所及び氏名
- （2） 債権の種類及び額
昭和63年度林業改善資金元金1,200,000円及び当該貸付金に附帯する違約金に係る債権

第 92 号 権利の放棄に関する議案

（木材産業振興課）

県の貸付金に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 債務者の住所及び氏名

(2) 債権の種類及び額

平成8年度林業改善資金元金4,426,000円及び当該貸付金に附帯する違約金に係る債権

第 93 号 権利の放棄に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の債務処理に伴い、無利子貸付金に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 債務者の住所及び氏名

高知市九反田4番10-402号

高知県土地開発公社

(2) 債権の種類及び額

公共用地先行取得事業に要する無利子貸付金2,014,515,216円から、債務者から県が代物弁済を受ける額173,497,000円を差し引いた額の債権 1,841,018,216円

第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の債務処理に伴い、無利子貸付金に係る債権に対する代物弁済として、同公社が所有する評価額173,497,000円である土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

(農業基盤課)

県が行う土地改良事業のうち、県営ため池等整備事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を定めるとともに、県営ため池等整備事業及び農村災害対策整備事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を変更するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項及び土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

(農業基盤課)

県が行う土地改良事業のうち、経営体育成基盤整備事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を定めるとともに、かんがい排水事業及び農村災害対策整備事業の事業に要する経費の一部について関係市町村が負担すべき金額を変更し、併せて農村災害対策整備事業及び震災対策土地改良施設整備事業の事業に要する経費の一部について関係市町村の負担を廃止するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項及び土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

(行政管理課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を、公認会計

士である高知市丸ノ内二丁目7番7号橋本誠と締結するため、同法第252条の36第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期
平成30年4月1日
- (3) 契約の金額
1,100万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方
住所 高知市丸ノ内二丁目7番7号
氏名 橋本 誠
資格 公認会計士

第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案 (土木政策課)

国道494号社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
国道494号社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,023,300,000円
- (4) 契約の相手方
高知県高岡郡四万十町大正230番地8
田邊・轟・杉本特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
平成31年4月15日

第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,515,240,000円
- (4) 契約の相手方
高知県高知市萩町一丁目5番13号

轟・田邊・岩井特定建設工事共同企業体

(5) 完成期限

平成32年3月15日

第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(河川課)

和食ダム本体建設工事は、一般競争入札により、契約金額4,336,068,120円（当初契約金額3,284,295,000円）で、香川県高松市サンポート2番1号大成・ジョウトク・杉本土建・山本特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成30年5月31日を完成期限（当初完成期限平成29年2月28日）として施行中であるが、調査ボーリングの結果により必要となった左岸の粘土が入り込んだ割れ目を除去するための再掘削の準備工としてダム本体上流側への仮設道路の設置、上流側河床部への仮設ヤードの設置及び掘削範囲の伐採工等を施工し、併せて、ダム堤体のコンクリート打設について右岸側を先行して施工する工法に変更するとともに、右岸側高標高部等で当初の見込みより透水性の高い箇所が発見されたため完成後のダムの止水性を確保するための基礎処理工について追加施工すること等に伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)		(変更後)
契約金額の変更	4,336,068,120円	→	4,786,806,120円
完成期限の変更	平成30年5月31日	→	平成31年3月31日

土地開発公社の債務処理について

1. 公社保有地の現在の簿価等の状況

(㎡、円)

	団地名	面積	簿価 (A)	評価額 (B)	含み損益 (B - A)
1	秦南	656.12	862,554,763	65,612,000	△796,942,763
2	鏡岩	27,099.39	1,136,530,829	36,635,000	△1,099,895,829
3	北高見	221.53	28,811,730	12,050,000	△16,761,730
4	塩田町	229.75	41,101,394	19,600,000	△21,501,394
5	東久万	433.69	95,453,630	39,600,000	△55,853,630
	合計	—	2,164,452,346	173,497,000	△1,990,955,346

※ 秦南団地の経緯 (売却総額5,586,635,789円。賃貸料収入総額921,280,589円)

- ・平成8年3月 国家公務員宿舍用地等へ売却 (1,278,430,789円)
- ・平成12年10月 ㈱イオンモールに賃貸開始
- ・平成26年8月 秦南団地利活用基本計画策定
- ・平成27年12月 高知市北消防署へ売却 (454,588,000円)
- ・平成29年3月 日本赤十字病院へ売却 (2,884,256,000円)
- ・平成29年5月 高知市都市計画道路へ売却 (969,361,000円)
- ・平成29年9月 ㈱イオンモールへの賃貸終了

2. 対応方針

(1) 公社については、「四国8の字ネットワーク」の用地買収を県に引き継ぐまでの間(5年間)、存続させる。

- ・ 国の用地買収事務のノウハウを県に蓄積・継承するために必要な措置

(2) 公社の含み損は、次のとおり、今年度中に処理することが最適である。

ア 仮に、秦南団地利活用基本計画策定(平成26年8月)前に処理するとした場合

秦南団地の大半を売却する前に現物のまま県に移管(代物弁済)することになり、債権放棄に伴う県の歳入欠陥(6,386百万円程度)を賄うための資金が土地開発基金(平成20年度末以降4,619百万円)だけでは足りず、新たな県民負担を生ずることとなった。

イ 仮に、ア以降(株)イオンモールへの賃貸終了(平成29年9月)前に処理するとした場合

秦南団地は、現物のまま県に移管(代物弁済)されることとなるが、これでは、(株)イオンモールへの土地の賃貸は行えず、結果として賃貸収入を債務処理のための県民負担の減に活用できないこととなった。

ウ 来年度以降に処理する場合

(株)イオンモールからの賃貸収入がなくなる中で、公社は、オーバーナイト方式を継続せざるを得なくなってしまう。この場合、市中銀行への利払い(直近の実績659千円)は、新たな県民負担によらざるを得ないこととなる。

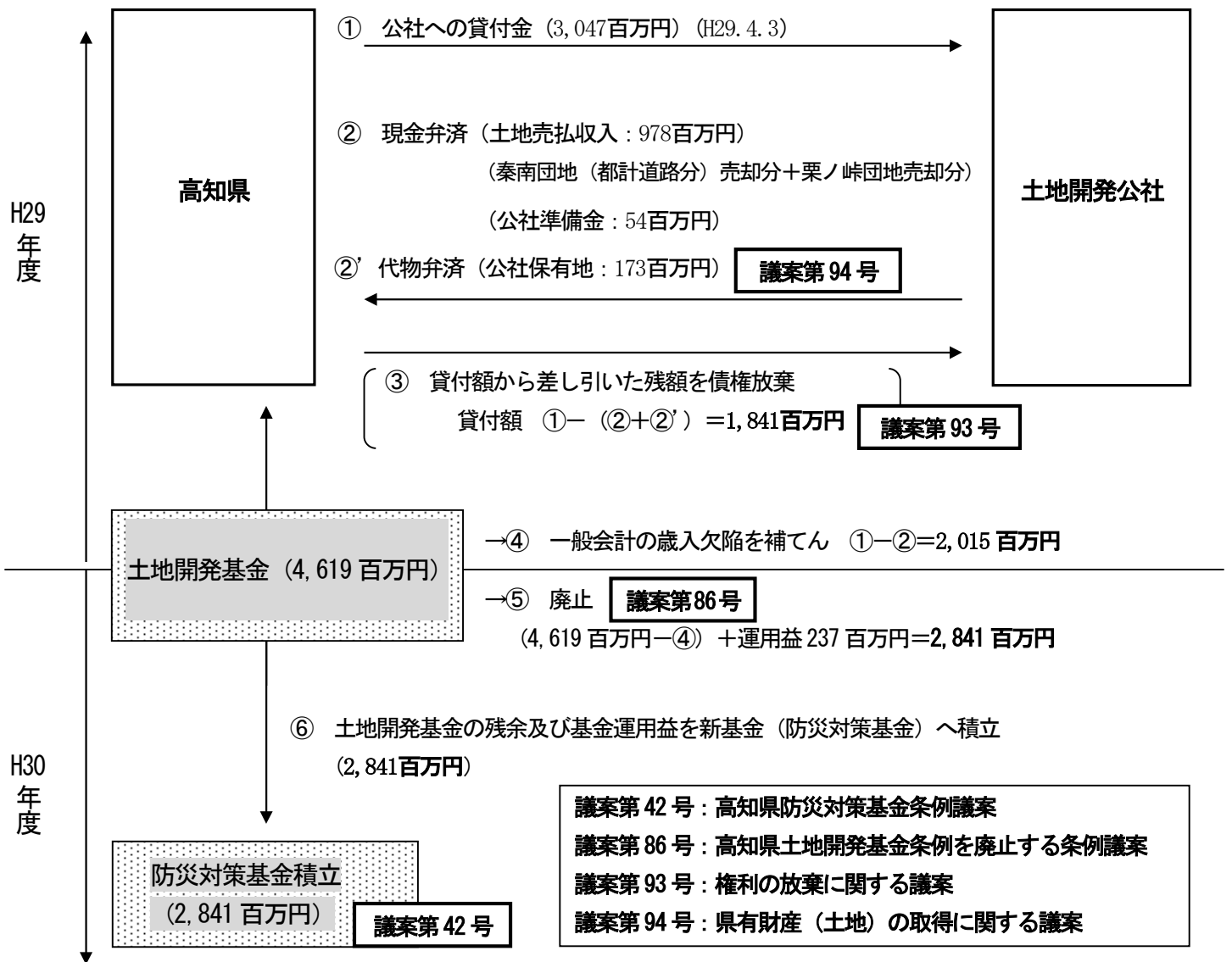
(3) このため、平成29年4月に公社に貸し付けた県の貸付金(3,047百万円)について、土地売却収入、公社準備金、公社保有地から弁済を受けた上で、差分(1,841百万円)について債権放棄する。

債権放棄及び代物弁済による歳入欠陥は、土地開発基金の取り崩しによる収入で補てんするため、新たな県民負担は生じない(平成29年度2月補正予算)。

(4) 土地開発基金は廃止し、(3)の残額及び運用益(計2,841百万円)を新設する「防災対策基金」に積み立てる(平成30年度当初予算)。

土地開発公社の債務処理に伴うスキームについて

区分	内容
貸付額	・ 県から公社への貸付 (①: 3,047 百万円) (H29. 4. 3) [当初予算 5,931 百万円]
公社からの返還	・ 現金 (②公社準備金と公社保有地の売払収入等: 1,033百万円) と公社保有地 (②': 173百万円) による弁済
債権放棄	・ (①-②-②') の額を債権放棄 (③: 1,841 百万円)
歳入補てん (2月補正予算)	・ (①-②) の額を土地開発基金を取り崩して歳入補てん (④: 2,015 百万円)
土地開発基金廃止 (H30. 5. 31 付け)	・ 土地開発基金を廃止し、基金残及び基金運用益を一般会計へ繰出 (⑤: 基金総額 4,619 百万円-補てん 2,015 百万円+運用益 237 百万円 =2,841 百万円)
防災対策基金積立 (H30. 5. 31付け)	・ 新基金を造成の上、⑤の金額を積立 (⑥: 2,841百万円)



目的 災害から県民の生命、身体及び財産を守り、地域の実情に応じた防災対策を一層推進するため、高知県防災対策基金を設置しようとするもの
 →財政調整的基金の一部に位置付け

歯科保健医療と歯科衛生士の現状

課題

◆ 歯科衛生士への期待の高まり

・歯と口の健康意識の高まりによる予防歯科の受診増加や、高齢化の進展に伴う療養者への口腔ケアサービスの増加など、歯科衛生士に求められる役割や期待が大きくなっている。

県民の歯科保健行動	H23	H28	介護保険受給者数	H20	H24	H28
定期的に歯科健診を受けている人の割合	37.5%	53.5%	要介護4・5	8,000人	9,963人	10,441人

歯科衛生士とは

・歯科診療所や施設・在宅等において、歯科予防処置(歯垢や歯石の除去、フッ素塗布)や歯科医師の診療補助、歯磨き指導や摂食・嚥下機能訓練等の歯科保健指導を行う国家資格

・資格取得には、3年生以上の専門学校、短期大学または大学での専門教育課程を修了し、歯科衛生士国家試験の合格が必要

◆ 今後拡大する在宅歯科医療等に対応するための歯科衛生士の確保

- ・歯科衛生士の地域偏在により、不足している地域では人員確保に苦慮している歯科診療所が多い。
- ・また、養成校においても、ここ数年入学定員割れが続いており、十分な養成が図れていない。
- ・このため、歯科衛生士の地域偏在の是正と安定的な養成を図る必要がある。



歯科衛生士養成奨学金制度の創設

- ・奨学金による歯科衛生士の養成、確保への支援

◆ 歯科衛生士の地域偏在と養成不足

- ・1 歯科診療所当たりの歯科衛生士の従事者数は、幡多圏域や高幡圏域が全国平均よりも少ないなど、地域の偏在性が見られる。
- ・県内唯一の養成校では入学者の定員割れが続き、就業地域も中央圏域が多くを占めている。

1 歯科診療所当たりの歯科衛生士の従事者数	県全体	安芸	中央	高幡	幡多	全国	養成校(高知学園短大)卒業生の就業地域割合 H24-H28 (107名 ^{*2})
	2.2人	2.1人	2.5人	1.4人	1.1人	1.5人	
養成校(高知学園短大)の卒業生数(定員40名に対する割合)	H24 32人 (80%)	H25 38人 (95%)	H26 41人 (103%)	H27 19人 (48%)	H28 23人 (58%)	H24-H28 合計 153人 (77%)	中央(高知市等 ^{*1}) 86%
中央(高知市等 ^{*1})以外の就業生数	2人	6人	5人	1人	1人	15人	中央(*1以外) 7%
							高幡 5%
							幡多 1%

*1:高知市、南国市、土佐市、旧伊野町
*2:県外及び衛生士以外の就職を除く

歯科衛生士養成奨学金貸付け条例の概要

目的：将来高知県内において歯科衛生士の業務に従事しようとする者に対し奨学金により修学を支援し、歯科衛生士の確保充実を図る。(第1条)

期限：当面10年とする。(附則)

奨学金の額：(第3条)

奨学金受給者となる資格：(第2条)

1	歯科衛生士養成所に在学しているものであって、卒業後県内の知事の定める指定医療機関において歯科衛生士の業務に従事しようとする者
2	勉学の意欲がおう盛で心身ともに健全であること。

奨学金返済免除の要件：

養成機関を卒業した日から1年以内に歯科衛生士の免許を取得し、県内の指定医療機関において歯科衛生士となり、引き続いてその業務に従事した期間が奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したとき。(第9条)

指定医療機関：(規則にて規定)

高知市、南国市、土佐市、旧伊野町以外の区域にある医療機関

大学	国公立	月額 45,000円
	私立	月額 54,000円
短期大学	国公立	月額 45,000円
	私立	月額 53,000円
大学・短期大学以外の養成施設	国公立	月額 45,000円
	私立	月額 53,000円

今後の展開

1 歯科衛生士養成奨学金貸付け条例の制定

- 平成30年4月1日施行

2 歯科衛生士養成奨学金による修学支援

- 平成30年度から貸付開始
- 1年あたり5名
- 歯科衛生士養成機関、高等学校等への制度周知

3 在宅歯科医療の対応力向上

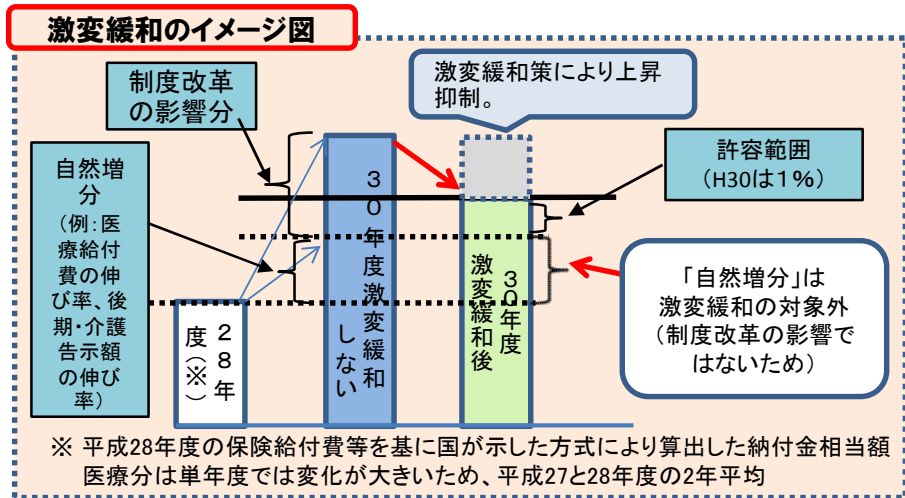
- 現在歯科診療所に従事している歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士に対する在宅歯科医療への対応力向上を図るため研修等を実施



1. 基金の設置目的

平成30年度から県が行う国民健康保険事業の健全な運営及び各年度間の財政調整を図ることを目的として、基金を新たに設置。
 ○地方財政法第7条の規定による国保特別会計の剰余金の積立を行う。
 ○広域化等支援基金の解散に伴い、広域化等支援基金の県拠出金と運用益(約1.9億円)を財源として、制度改正後の市町村の保険料(税)の水準の著しい上昇の抑制(激変緩和)を長期的に行う。

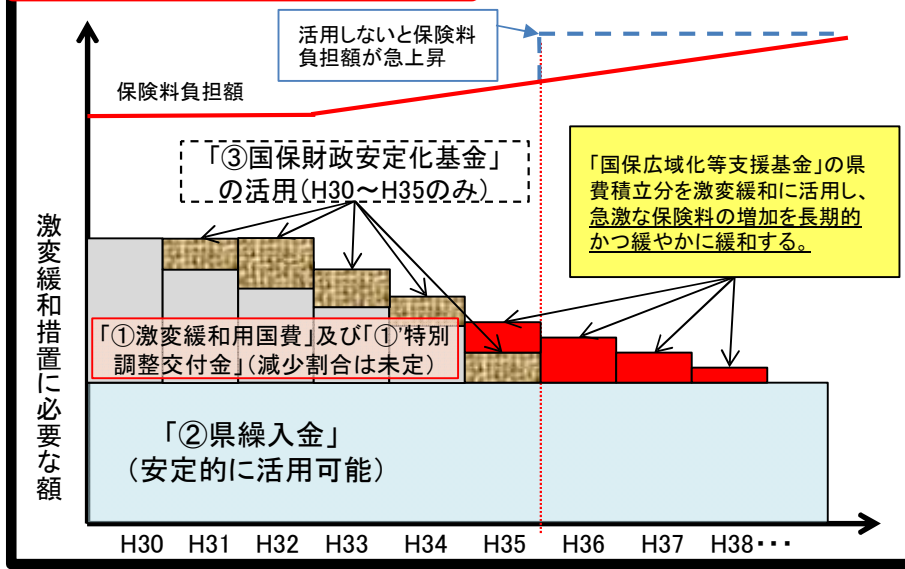
2. 保険料(税)負担の激変緩和措置について



<参考>平成30年度「国保事業費納付金」(1人あたり)の算定結果について

- ①激変緩和の許容範囲1%で市町村が県に支払う納付金を算定(激変緩和用財源673百万円のうち437百万円を活用)
 - ②激変緩和用財源の残額236百万円を、各市町村の激変緩和措置後の算定額に均等に充当【B】
 - ③結果ほとんどの市町村で、激変緩和の対象となる基準値(H28年度納付金相当額(医療分はH27・H28の2年平均))【A】を下回る。増加・大川村のみ(特殊要因)
- ※実際の保険料(税)は、各市町村が一般会計や基金からの繰入等を行って設定するため、納付金と同様の傾向になるとは限らない。

活用のイメージ図(H33～は未定)



市町村名	H28年度納付金相当額[A]	H30年度納付金[B]	比較[B/A]
高知市	132,636	127,831	96.38%
室戸市	145,029	144,380	99.55%
安芸市	138,102	137,564	99.61%
南国市	132,412	129,214	97.58%
土佐市	127,026	126,509	99.59%
須崎市	125,424	118,129	94.18%
土佐清水市	126,437	125,763	99.47%
宿毛市	124,999	110,531	88.43%
四万十市	112,882	101,546	89.96%
香南市	123,832	123,345	99.61%
香美市	123,641	123,137	99.59%
東洋町	120,001	119,476	99.56%
奈半利町	128,671	128,133	99.58%
田野町	130,054	105,672	81.25%
安田町	147,549	146,861	99.53%
北川村	125,395	124,842	99.56%
馬路村	120,938	120,573	99.70%

市町村名	H28年度納付金相当額[A]	H30年度納付金[B]	比較[B/A]
芸西村	179,789	174,082	96.83%
大川村	54,240	54,273	100.06%
土佐町	110,703	110,236	99.58%
本山町	110,215	109,818	99.64%
大豊町	123,567	122,992	99.53%
佐川町	126,427	120,083	94.98%
越知町	114,597	114,200	99.65%
中土佐町	130,719	130,182	99.59%
日高村	111,746	111,325	99.62%
梶原町	108,208	107,795	99.62%
大月町	139,218	122,427	87.94%
三原村	120,702	106,262	88.04%
いの町	119,424	118,954	99.61%
津野町	118,738	116,905	98.46%
仁淀川町	106,535	105,165	98.71%
四万十町	118,486	113,291	95.62%
黒潮町	124,569	124,036	99.57%
県計	128,569	124,321	96.70%

条例制定等の背景

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、介護保険施設に「介護医療院」が創設されたことに伴い、介護医療院の基準を条例で定めるほか、その他の法改正事項に対応するため、居宅サービス、介護予防サービス及び介護保険施設の基準を定める条例の改正及び居宅介護支援の基準を定める条例の廃止を行うもの

主な改正事項

1. 「介護医療院」の創設

「介護医療院」とは

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

（1）基準条例【新規制定】

○「高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」

●高知県における独自基準

★ 現行の介護老人保健施設等の独自基準と同様
非常災害対策（防災対策マニュアルの策定等の義務付け等）・記録の保存期間の延長（2年→5年）・暴力団の排除・地産地消の推進

●その他の基準（国の省令による基準どおりに設定）

・現行の「介護療養型医療施設における療養機能強化型」と「介護療養型老人保健施設」に相当する2類型を設ける。
・「療養病床」や「介護療養型老人保健施設」から転換する場合については、廊下幅の基準緩和（中廊下：2.7m以上→1.8m以上）等を行う。

（参考：法定事項）

- 療養室の入所者一人当たりの面積基準の緩和（大規模改修まで、基準8.0㎡/人以上→6.4㎡/人以上と緩和）
- 医療設備（臨床検査施設、調剤所、処置室、エックス線装置）の設置に係る基準の緩和（「介護療養型老人保健施設」から転換の場合のみ）

（2）各種申請に係る手数料【改正】

○「高知県介護保険法関係手数料徴収条例」

開設許可	変更許可	開設許可更新
63,000円	33,000円	9,000円

・改正後の介護保険法によると、介護老人保健施設と同じく、「開設許可」や「変更許可」を要することから、介護老人保健施設と同額として設定

2. 「共生型サービス」を位置付け

「共生型サービス」とは

介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする特例を設けたもの

（1）基準条例【改正】

●基準（国の省令による基準どおりに設定）

・訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護の基準に、障害福祉制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険事業所の指定を受けられるものとする**共生型サービスのための特例**を新たに規定

●改正条例

○「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

【対象サービス】
訪問介護、通所介護、短期入所生活介護

○「高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

【対象サービス】
介護予防短期入所生活介護

（2）各種申請に係る手数料

○「高知県介護保険法関係手数料徴収条例」

指定 (居宅サービス)	指定 (介護予防サービス)	指定更新
18,000円	11,000円	9,000円

・共生型サービスを行う場合でも、「指定」手続きは必要となるため、現行の訪問介護等と同様の金額を設定（当該条項は改正なし）

3. その他事項

（1）基準条例【改正】

●主な改正事項

- 【居住系・施設系サービス】
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針整備や定期的な研修の実施等を義務づけ
- 【訪問介護】
 - ・サービス提供責任者等の役割の明確化
- 【短期入所療養介護】
 - ・一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を実施する際の食堂基準を緩和
- 【福祉用具貸与】
 - ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること等の義務付け

●改正条例

- 「高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
- 「高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
- 「高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
- 「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- 「高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- 「高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- 「高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」
- 「高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

（2）基準条例【廃止】

○「高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」

- ・保険者機能の強化等を目的とし、居宅介護支援事業所の指定等の権限が、都道府県から市町村に移譲されることにより、本条例を廃止
- ・あわせて、「高知県介護保険法関係手数料徴収条例」のうち、居宅介護支援事業所に係る規定を削除
- ※「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」の施行による法改正によるもの

介護医療院とは

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。平成30年4月に創設され、主に医療療養病床（25対1）及び介護療養病床からの転換先となる。

- I型…医療ニーズに対応できる人員や整備を備え、医療措置が必要な人や重篤な身体疾患を持つ人の受け入れを想定
- II型…状態が比較的安定した患者を想定

各施設の基準・報酬の比較

		医療療養病床		介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設
		20対1	25対1		I型	II型	
現状の病床数 (H29.9.30現在)		2,892床	1,089床	1,863床	—	—	2,236床
主な 人員 基準	医師 (宿直の有無)	48:1 (宿直有) (病院で3以上)	48:1 (宿直有) (病院で3以上)	48:1 (宿直有) (病院で3以上)	48:1 (宿直有) (施設で3以上)	100:1 (宿直無) (施設で1以上)	100:1 (宿直無) (施設で1以上)
	看護職員	4:1 (診療報酬上は 20:1)	5:1 (診療報酬上は 25:1) ※医療法では平成 35年度末まで6:1	6:1	6:1	6:1	3:1 (うち看護職員2/7を 標準)
	介護職員	—	—	6:1	5:1	6:1	—
	看護補助者	4:1 (診療報酬上は 20:1)	5:1 (診療報酬上は 25:1) ※医療法では平成 35年度末まで6:1	—	—	—	—
主な 設備 基準	病室・療養室	定員4名以下 床面積6.4㎡/ 人以上	定員4名以下 床面積6.4㎡/ 人以上	定員4名以下 床面積6.4㎡/人以上	定員4名以下 床面積8.0㎡/人以上 (転換の場合、大規模改修まで 6.4㎡以上で可)	定員4名以下 床面積8.0㎡/人以上 (転換の場合、大規模改修まで 6.4㎡以上で可)	
	レクリエーションルーム	—	—	—	十分な広さ	十分な広さ	
報酬 改定の 状況	平成30年度からの診療・介護報酬額(予定)	診療報酬		介護報酬	介護報酬		介護報酬
		735点~1,810点 ※療養病床入院料 1, 2に再編	療養病床入院料 2 (735点~1,745 点)の90/100 (経過措置として 位置づけ)	745単位~ 1,307単位	775単位~ 1,332単位	731単位~ 1,221単位	800単位~1,145単位

旅館業法の改正背景

1 「旅館業の規制の見直しに関する意見」(H28.12.6 規制改革推進会議決定)

- 過剰な規制はホテル・旅館事業者の創意工夫を阻むものであり、宿泊ニーズの多様化に十分対応できていない

⇒構造設備基準の規制全般について、公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る

必要最小限のものとするべき

2 無許可営業者の広がりへの対応

- 個人宅等の小規模施設を活用した宿泊サービスの台頭

旅館業法令等の改正の概要 (施行日: H30.6.15)

●旅館業法(昭和23年法律第138号)

1. 営業種別の統合と規制緩和

- 1 ホテル営業 (45)
 - 2 旅館営業 (242)
 - 3 簡易宿所営業 (361)
 - 4 下宿営業 (1)
- ()内…H28未許可施設数。県所管分に限る。

1 旅館・ホテル営業

- 2 簡易宿所営業
- 3 下宿営業

①構造設備基準の撤廃

- 客室の最低数【政令】(以前は10室以上、旅館5室以上)
- 構造設備の様式(和式又は洋式)による規制【政令・要領】(寝具の種類、客室の境の種類等)
- 設備基準の数値規制【要領】(照度、浴槽面積等)

②構造設備基準の見直し

- 客室の最低床面積【政令】
⇒様式(和室、洋室)による規制からベッドの有無による規制へ
- ICT(監視カメラ等)を活用した玄関帳場の代替規定追加【政令】

2. 無許可営業者等に対する規制の強化

- 無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査等の権限追加
- 無許可営業者等に対する罰金の上限額の引き上げ(3万円 ⇒ 100万円)

※ホテル営業-主要設備が洋式
※旅館営業-主要設備が和式

※簡易宿所営業-主要設備を多数人で共用
※下宿営業-1ヶ月単位で利用

高知県旅館業法施行条例の改正内容 (施行日: H30.6.15)

法律及び政令の規定により条例で定めるとされている基準について、国の「旅館業における衛生等管理要領」を参酌して条例改正を実施

※改正政令第1条第1項第8号ほか
「其他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること」

※高知市内の事業者は高知市条例の適用となる。

●構造設備の基準(第2条)

- ①旅館・ホテル営業の構造設備基準の統合及び規制緩和
- ②簡易宿所営業について、以下の両要件を満たす場合の玄関帳場等不要規定の追加
 - 緊急時の迅速な対応が可能
 - 鍵の適切な受渡し、施設の入出状況の確認等が可能

●衛生措置の基準(第6条)

- ①施設床面における照度数値基準の撤廃
⇒照度設備の定期的な保守点検の適切な実行を規定
- ②営業施設のCO₂及びCO濃度基準規定の撤廃
- ③エアコンを有する客室の温湿度基準規定の撤廃
- ④宿泊定員規定の撤廃
 - 洋室: 有効面積4.5㎡/1人
 - 和室: 有効面積3.3㎡/1人

条例改正のメリット

- 構造様式や、設備要件の自由度が高まることで、多様なコンセプトの旅館業施設の営業が可能になる。
- 最小限の規制にすることで、事業者の負担が軽減し、新規参入が容易になる。

※住宅宿泊事業法に基づく条例による住宅宿泊事業規制のあり方については、今後、別途検討会を立ち上げ検討

○「高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の6条例の改正について

(国が定める基準省令が改正されたことに伴い、これに準じて関係する条例を改正。 施行予定日：平成30年4月1日)

障害保健福祉課

1 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第13号)

○重度の障害により事業所に通えない障害児に対し、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスとして「**居宅訪問型児童発達支援**」の基準を新たに定める。

○児童発達支援事業所の基準の見直しを行う(昨年度の放課後等デイサービスと同様の見直し)。

① **置くべき従業員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、その半数を「児童指導員」「保育士」とする(経過措置1年)。**

② 保護者等への事業所の情報の提供と、サービスの自己評価とその改善内容を公表することを義務づける。

○人員配置基準中、「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)」に改める(障害児通所支援サービス共通)。

○高齢者・障害児者を1つの事業所で支援していけるように「**共生型サービス**」を新たに位置づける。

2 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第14号)

○指定障害者入所施設が福祉型障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業員の員数の特例を廃止する(経過措置3年)。

3 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第15号)

○障害者の一般就労に伴う生活面の支援を行うサービスとして「**就労定着支援**」の基準を新たに定める。

○一人暮らしに困難が予想される障害者に対し、定期的な訪問や随時の対応などの支援を行うサービスとして「**自立生活援助**」の基準を新たに定める。

○グループホームの一類型として重度の障害者に対し、常時の支援体制を確保している「**日中サービス支援型指定共同生活援助**」の基準を新たに定める。

○高齢者・障害児者を1つの事業所で支援していけるように「**共生型サービス**」を新たに位置づける。 等

4 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第16号)

○福祉型障害児入所施設が指定障害者支援施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業員の員数の特例を廃止する(経過措置3年)。

5 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第17号)

○生活介護(いわゆるデイサービス)を利用していた障害者が一般就労した場合に、就職後の相談等の支援に関する規定を新たに定める。

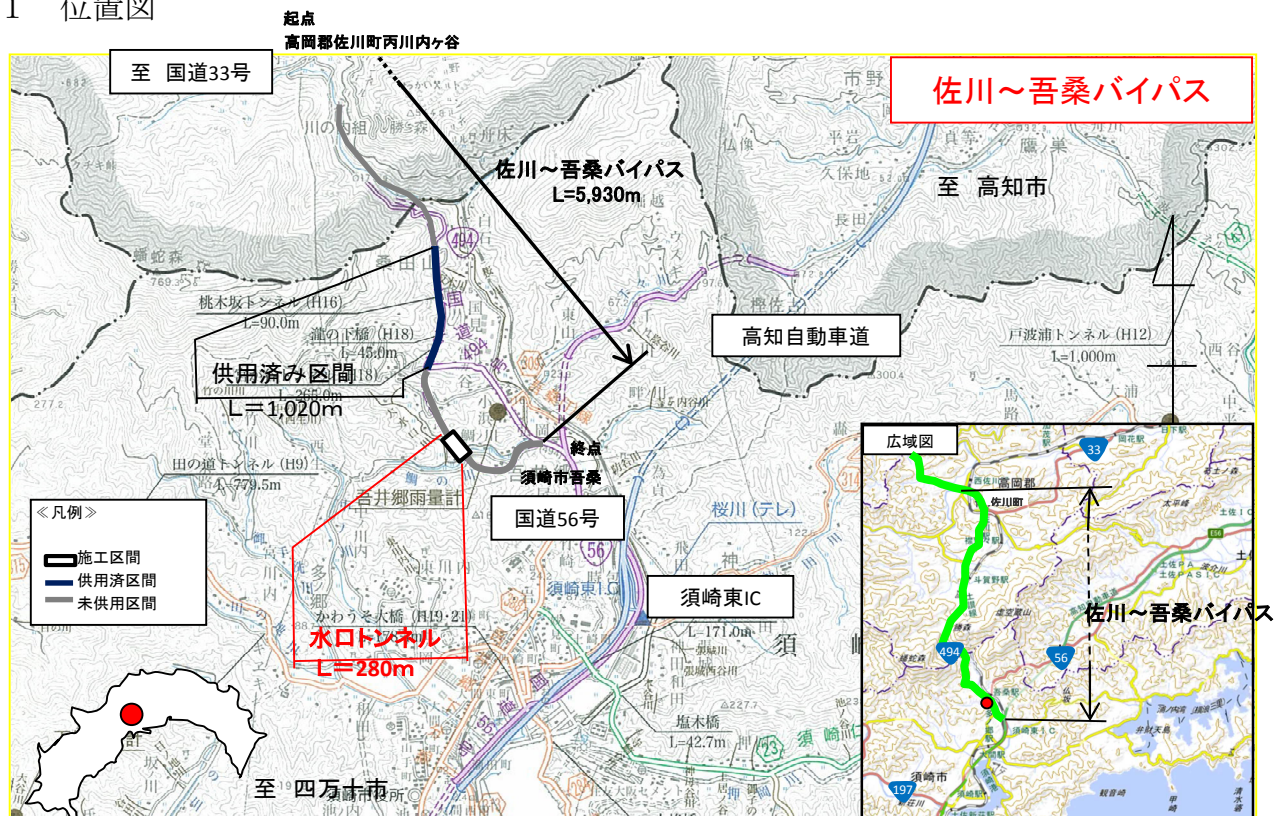
○一般就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労移行支援について、通勤訓練の実施の規定を新たに定める。

6 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第21号)

○人員配置基準中、「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)」に改める(福祉型障害児入所施設等)。

国道494号 社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事
（道交国（改築） 第109-010-21号）

1 位置図

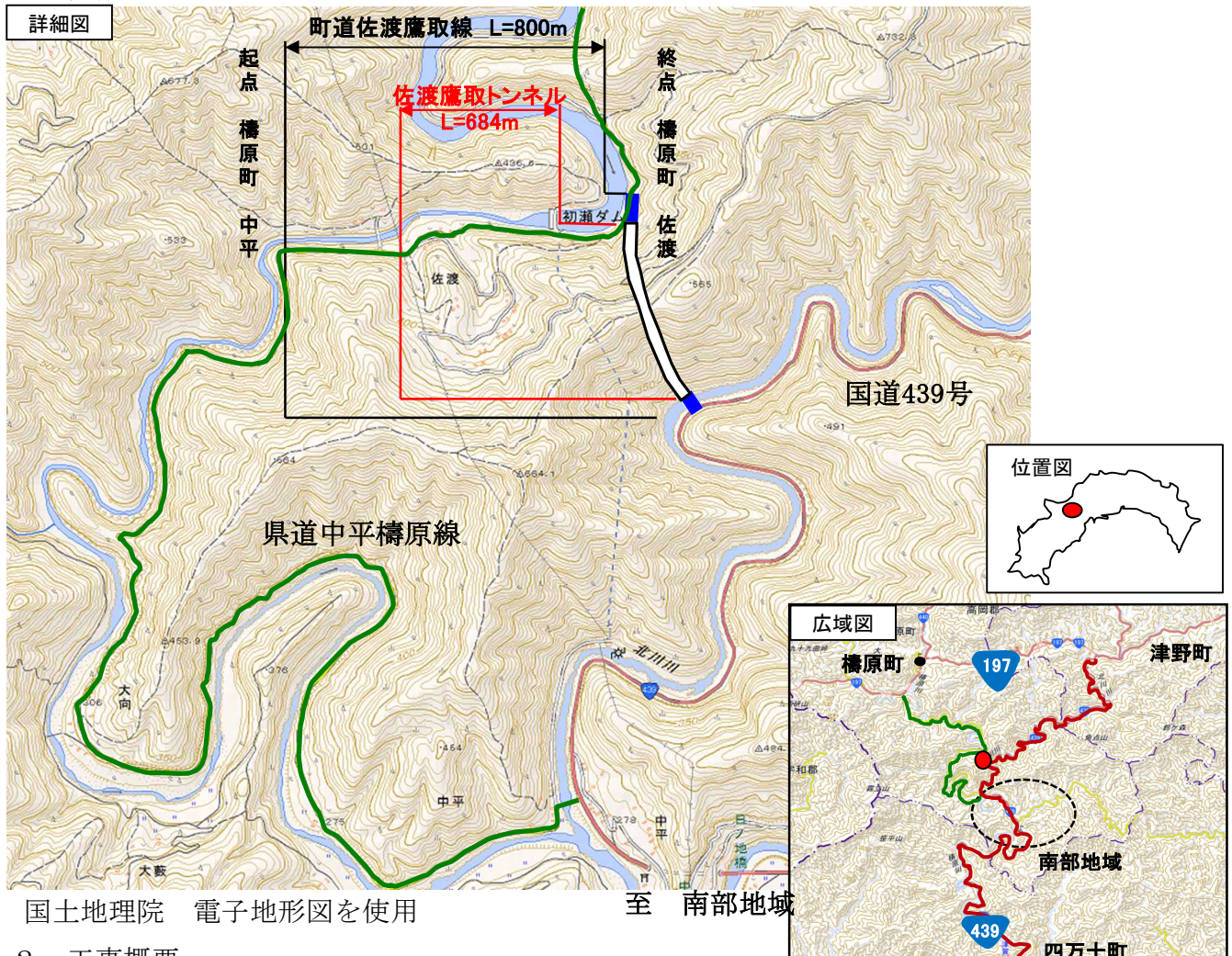


2 工事概要

路線名	一般国道494号
工区名	佐川～吾桑バイパス
施工場所	須崎市吾桑
工事内容	「水口トンネル」 延長L = 280m
事業内容及び事業効果	<p>一般国道494号（松山市～須崎市）のうち、一般国道33号との交点である高岡郡佐川町丙川内ヶ谷（こうちがたに）と、一般国道56号との交点である須崎市吾桑（あそう）間の道路は、佐川～吾桑バイパスとして、平成6年度から工事を実施している。</p> <p>当該バイパス工事の目的は、幅員狭小及び線形不良解消並びに国道33号と国道56号及び高知自動車道の須崎東インターなどへのアクセス強化を図る幹線道路網を整備することであり、今回の水口トンネル工事は当該バイパス工事の一部として行うものである。</p> <p>なお、このバイパスの整備による具体的な整備効果は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急輸送道路としての機能確保 2) 線形不良箇所の回避による走行時間の短縮 3) 医療施設までの搬送時間短縮による医療サービスの向上 4) 現道の通過交通減少による歩行者・自転車の安全性の確保 5) 落石危険箇所の回避による通行車両の安全性の確保
入札方法	一般競争入札
応札業者	6者
契約の相手方	田邊・轟・杉本特定建設工事共同企業体
完成期限	平成31年4月15日（契約の翌日から390日）
契約金額	1,023,300,000円

町道佐渡鷹取線 社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事
（道交地（受託） 第176-002-3号）

1 位置図



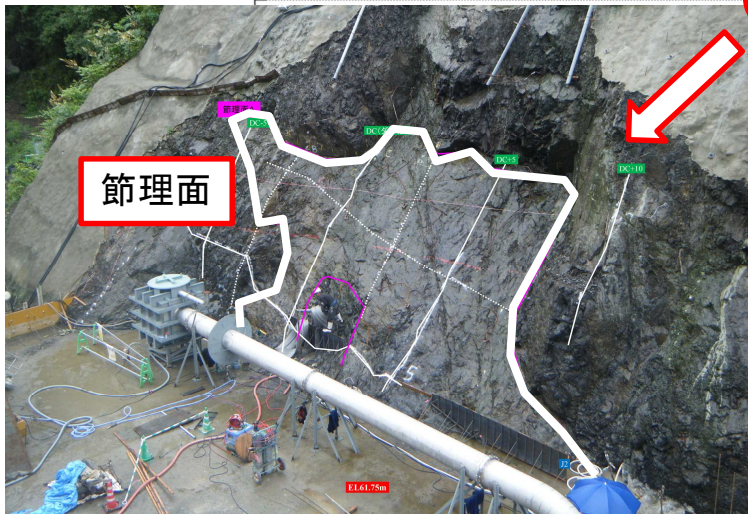
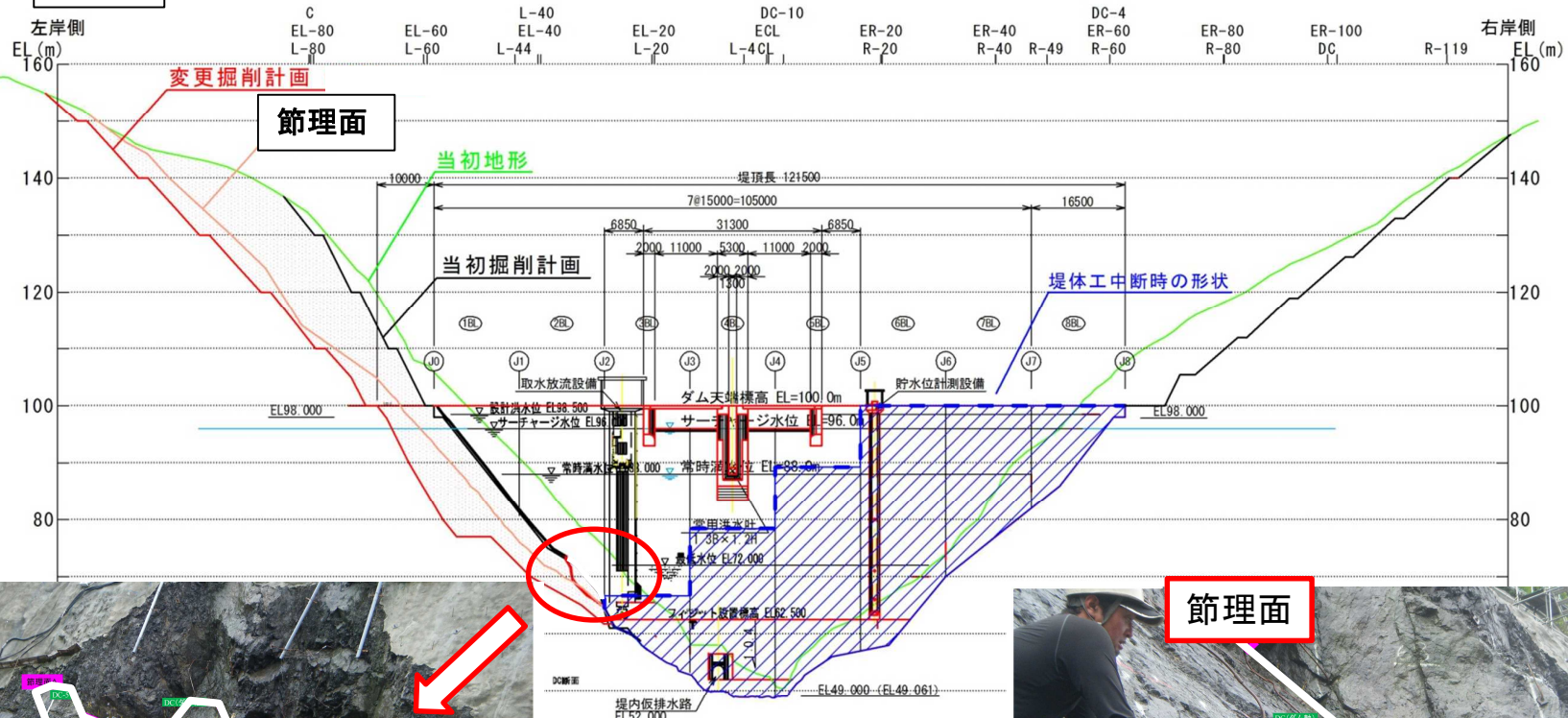
2 工事概要

路線名	町道 <small>さわたりたかとりせん</small> 佐渡鷹取線
工区名	<small>さわたり～なかひら</small> 佐渡～中平工区
施工場所	<small>こうちけん たかおかぐん ゆすはらちょうさわたり</small> 高知県 高岡郡 橋原町 佐渡
工事内容	<small>さわたりたかとり</small> 佐渡鷹取トンネル L = 684.0m
事業内容及び事業効果	橋原町(ゆすはらちょう)から受託した本事業は、主要幹線道路である国道439号と県道中平(なかひら)橋原(ゆすはら)線を結ぶ町道のバイパス整備を目的とする事業である。 現在、南部地域へ通じる道路としては国道439号と県道中平橋原線があるが、両道周辺は急峻な地形であることから異常気象時の通行規制や崩土による通行止めに伴い集落の孤立が多発しており、また、橋原町中心部から南部地域まで40分程度の時間を要している。 このたびの整備により、異常気象時の集落孤立化の解消が図られるとともに、町中心部から南部地域へのアクセスは20分程度に短縮され、安全性・利便性が向上するものである。
入札方法	一般競争入札
応札業者	5者
契約の相手方	轟・田邊・岩井特定建設工事共同企業体
完成期限	平成32年3月15日（契約の翌日から725日）
契約金額	1,515,240,000円

○和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

左岸側

ダム上流面図



平成30年度当初予算（案）の概要

基本政策のさらなるバージョンアップにより、県勢浮揚を加速化！



飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

日本一の健康長寿県構想

県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるために



平成30年2月16日
知事記者発表

1 平成30年度一般会計当初予算（案）のポイント	P3-7	5 インフラの充実と有効活用	P27-29
2 5つの基本政策・5つの基本政策に横断的に関わる政策関連予算のポイント	P8-36	インフラ整備関連予算のポイント	P27-28
1 経済の活性化	P8-19	・砂防等基礎調査の加速化による総合的な土砂災害対策の推進	P29
第3期産業振興計画の推進	P8-10	中山間対策の充実・強化	P30-31
・ポスト幕末維新博の推進	P11	中山間対策関連予算の概要	P30
・生産性を高める設備投資の推進	P12	・集落活動センターを核とした集落の維持・再生の仕組みづくり	P31
・Next次世代こうち新施設園芸システムへの進化	P13	少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大	P32
・輸出の本格化2ndフェーズ	P14	少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大施策の全体像	P32
・県産材の外商促進	P15	文化芸術とスポーツの振興	P33-35
・移住促進策のバージョンアップ	P16	文化芸術の振興	P33
・IT・コンテンツ産業の人材育成・確保	P17	第2期高知県スポーツ推進計画のポイントと関連予算	P34-35
・事業戦略等の策定・実行支援	P18	その他	P36
・商工会等による小規模事業者の経営計画の策定・実行支援	P19	明治150年記念人材育成プランの推進	P36
2 日本一の健康長寿県づくり	P20	3 グラフと絵で見る一般会計当初予算	P37
第3期日本一の健康長寿県構想で目指す姿に向けて	P20	4 平成29年度2月補正予算（案）の概要	P38-39
3 教育の充実と子育て支援	P21-24		
教育等の振興に関する施策の大綱、高知県教育振興基本計画の着実な推進	P21		
・小・中学校における授業改善のさらなる充実	P22		
・高等学校におけるチーム学校の構築の取組	P23		
・チーム学校の構築による教員の働き方改革の推進	P24		
4 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化	P25		
第3期行動計画を力強く実行	P25		
・住宅の耐震化の加速化	P26		

1 平成30年度一般会計当初予算（案）のポイント



こうした積極型予算は10年連続！

予算編成の考え方

各種施策の充実・強化と国の経済対策の活用により**積極型予算を編成**

【一般会計当初予算】 ○当初予算 **4,509億円** (△83億円、△1.8%) ○**実質的な当初予算ベース 4,676億円 (+76億円、+1.7%)**

※実質的な当初予算ベースは、各年度当初予算額と前年度2月補正予算額のうち国の経済対策分の合計額（実質的に当該年度に予算執行される額）

ポイント1

5つの基本政策と3つの横断的な政策のさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて**実効性の高い施策をスピード感を持って展開**

5つの基本政策

※【 】内は実質的な当初予算ベース

1	経済の活性化 ～第3期産業振興計画の推進～ 完全雇用状況下における持続的な拡大再生産の創出に向け、『地産外商』の政策群をさらにパワーアップ	H29 196【201】億円	主な増減額要因 ・農業クラスター・産地パワーアップ+9 ・造林・間伐・路網+8 ・観光拠点・歴史観光資源補助△12	→ H30 191【210】 億円
2	日本一の健康長寿県づくり ～第3期日本一の健康長寿県構想で目指す姿に向けて～ 高知版地域包括ケアシステム、高知版ネウボラの推進など、「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指す施策を充実・強化	H29 448【448】億円	主な増減額要因 ・療養病床転換・耐震化等支援+7 ・国民健康保険財政安定化基金積立金△11 ・療育福祉センター等施設整備△11	→ H30 434【437】 億円
3	教育の充実と子育て支援 ～教育等の振興に関する施策の大綱、高知県教育振興基本計画の着実な推進～ チーム学校の構築による「知」「徳」「体」に係る教育力のさらなる向上、厳しい環境にある子どもたちへの支援を充実・強化	H29 233【233】億円	主な増減額要因 ・高等学校等施設整備+21 ・子ども教育・保育給付費+4 ・新図書館施設等整備△46	→ H30 215【215】 億円
4	南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化 ～第3期行動計画を力強く実行～ 「命を守る」対策をさらに徹底するとともに、「命をつなぐ」対策を加速化	H29 330【331】億円	主な増減額要因 ・県立学校非構造部材耐震化+9 ・県有建築物等の耐震化△20	→ H30 304【326】 億円
5	インフラの充実と有効活用 大規模建築事業が終了することを受けて、土砂災害対策や公共土木施設の事前防災対策を大幅に加速化	H29 936【943】億円	主な増減額要因 ・公共土木施設事前防災対策等+122	→ H30 906【1,072】 億円

5つの基本政策に横断的に関わる政策

中山間対策の充実・強化

集落活動センターを中心に、中山間地域の産業をつくり、生活を守る対策を充実・強化

H29 274【274】億円

→ H30

主な増減額要因
 ・道路防災対策・修繕事業+15
 ・1.5車線の道路整備+1

287【287】億円

少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大

少子化対策を充実するとともに、就労支援などにより女性の活躍の場の拡大を推進

H29 104【104】億円

→ H30

主な増減額要因
 ・子ども教育・保育給付費+4
 ・中央児童相談所等施設整備△11

95【95】億円

文化芸術とスポーツの振興

「文化芸術振興ビジョン」を推進するとともに、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりを推進

H29 69【69】億円

→ H30

主な増減額要因
 ・青少年センター陸上競技場整備+5
 ・坂本龍馬記念館整備△18
 ・歴史観光資源補助△8

47【47】億円

平成30年度一般会計当初予算（案）の全体像

(1) 歳入

(単位 百万円)

区 分	平成30年度			平成29年度			比 較			
	当初予算(A)	経済対策分(B)	計(C)	当初予算(A)'	経済対策分(B)'	計(C)'	(A)-(A)'	(A)/(A)'	(C)-(C)'	(C)/(C)'
(1) 一 般 財 源	308,869	1,891	310,760	308,227	47	308,274	642	0.2	2,486	0.8
県 税	65,929		65,929	65,908		65,908	21	0.0	21	0.0
地方消費税清算金	26,957		26,957	26,549		26,549	408	1.5	408	1.5
地方譲与税	13,215		13,215	13,091		13,091	124	0.9	124	0.9
地方交付税等 ^(ア+イ)	188,365		188,365	191,188		191,188	△ 2,823	△ 1.5	◎△ 2,823	△ 1.5
(うち地方交付税) ア	(169,074)		(169,074)	(170,969)		(170,969)	(△ 1,895)	△ 1.1	(△ 1,895)	(△ 1.1)
(うち臨時財政対策債) イ	(19,291)		(19,291)	(20,219)		(20,219)	(△ 928)	△ 4.6	(△ 928)	(△ 4.6)
財調基金取崩	2,000		2,000	2,000		2,000				
その他	12,403	1,891	14,294	9,491	47	9,538	2,912	30.7	4,756	49.9
(2) 特 定 財 源	142,016	14,777	156,793	150,954	726	151,680	△ 8,938	△ 5.9	5,113	3.4
国庫支出金	62,506	8,493	70,999	62,009	368	62,377	497	0.8	8,622	13.8
県 債	50,467	5,839	56,306	48,143	307	48,450	2,324	4.8	7,856	16.2
(うち行政改革推進債・退職手当債) オ	(7,000)		(7,000)	(5,000)		(5,000)	(2,000)	(40.0)	◎ (2,000)	(40.0)
減債基金(ルール外分) カ	6,905		6,905	7,560		7,560	△ 655	△ 8.7	△ 655	△ 8.7
その他	22,138	445	22,583	33,242	51	33,293	△ 11,104	△ 33.4	△ 10,710	△ 32.2
総 計 (1)+(2)	450,885	16,668	467,553	459,181	773	459,954	△ 8,296	△ 1.8	7,599	1.7
県債計 ^(イ+イ) (再掲)	69,758	5,839	75,597	68,362	307	68,669	1,396	2.0	6,928	10.1
財源不足額 ^(ウ+イ+イ) (再掲)	15,905		◎ 15,905	14,560		14,560	1,345	9.2	1,345	9.2

(2) 歳出

(単位 百万円)

区 分	平成30年度			平成29年度			比 較			
	当初予算(A)	経済対策分(B)	計(C)	当初予算(A)'	経済対策分(B)'	計(C)'	(A)-(A)'	(A)/(A)'	(C)-(C)'	(C)/(C)'
(1) 経 常 的 経 費	353,149	10	353,159	361,020	33	361,053	△ 7,871	△ 2.2	△ 7,894	△ 2.2
人 件 費	116,853		116,853	116,751		116,751	102	0.1	102	0.1
(うち退職手当を除く)	(103,756)		(103,756)	(103,495)		(103,495)	(261)	(0.3)	(261)	(0.3)
扶 助 費	12,582		12,582	12,397		12,397	185	1.5	185	1.5
公 債 費	67,796		67,796	73,457		73,457	△ 5,661	△ 7.7	△ 5,661	△ 7.7
その他	155,918	10	155,928	158,415	33	158,448	△ 2,497	△ 1.6	△ 2,520	△ 1.6
(2) 投 資 的 経 費	97,736	16,658	114,394	98,161	740	98,901	△ 425	△ 0.4	15,493	15.7
普通建設事業費	90,580	16,658	107,238	93,565	740	94,305	△ 2,985	△ 3.2	12,933	13.7
(うち公共事業等)	(50,602)	(14,776)	(65,378)	(48,138)	(176)	(48,314)	(2,464)	(5.1)	(17,064)	(35.3)
補助事業費	57,818	16,620	74,438	58,959	552	59,511	△ 1,141	△ 1.9	14,927	25.1
単独事業費	32,762	38	32,800	34,606	188	34,794	△ 1,844	△ 5.3	△ 1,994	△ 5.7
災害復旧事業費	7,156		7,156	4,596		4,596	2,560	55.7	2,560	55.7
総 計 (1)+(2)	450,885	16,668	467,553	459,181	773	459,954	△ 8,296	△ 1.8	◎ 7,599	◎ 1.7
(うち用地先行取得対策費、公債費の減相当除く)	(450,885)	(16,668)	(467,553)	(447,589)	(773)	(448,362)	◎ (3,296)	◎ (0.7)	(19,191)	(4.3)



※「経済対策分」は前年度2月補正予算額のうち国の経済対策分

1 平成30年度一般会計当初予算（案）のポイント

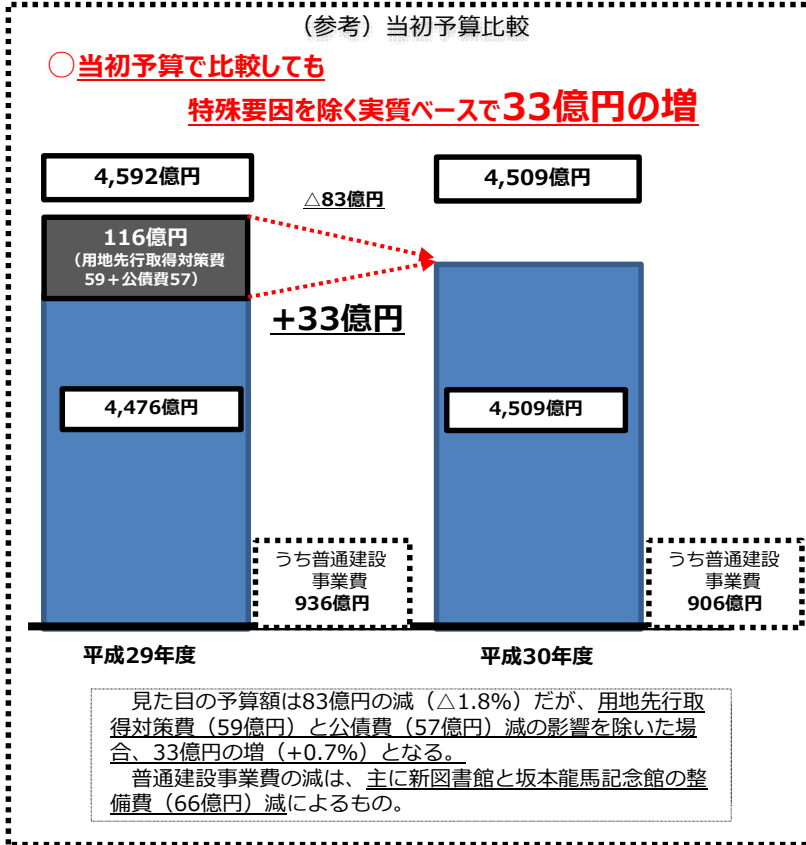
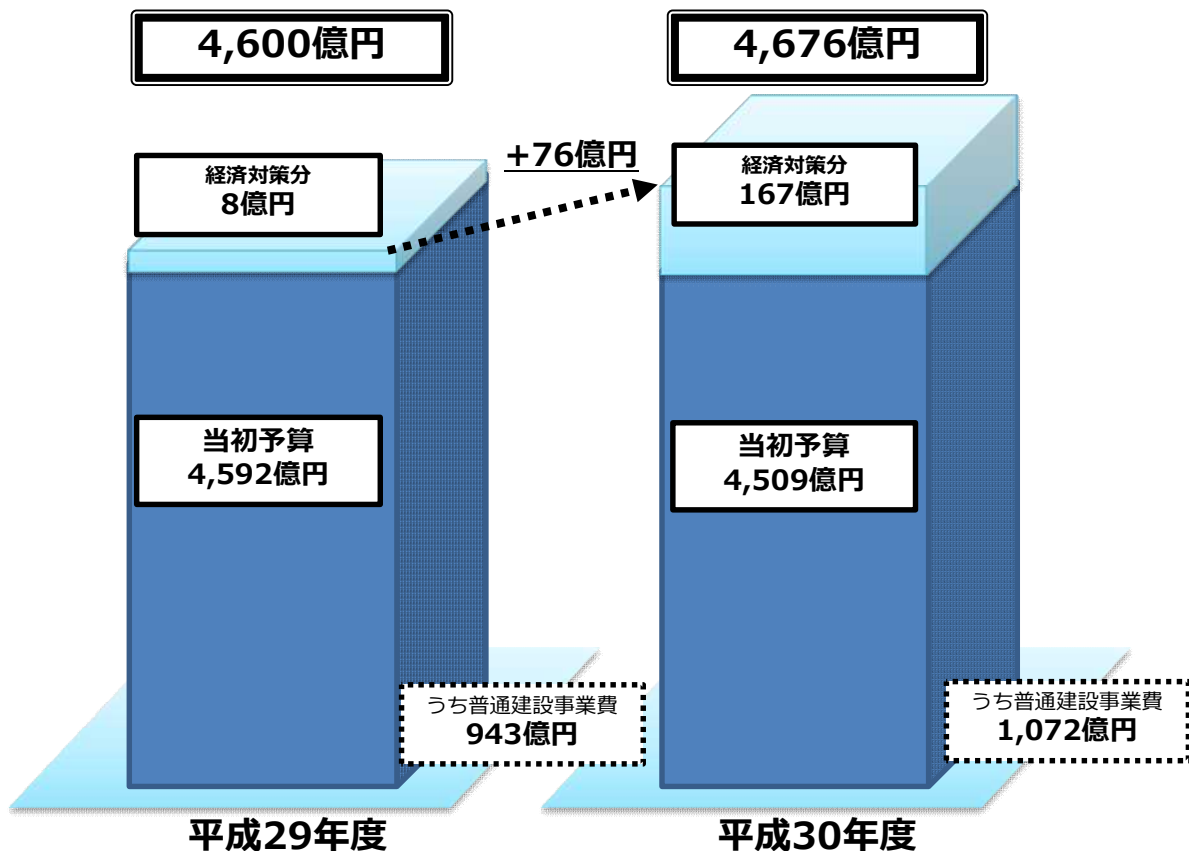
ポイント2

- 平成30年度に執行される実質的な当初予算ベースでは、4,676億円（対前年度+76億円、+1.7%）
- このうち、普通建設事業費は、1,072億円（対前年度+129億円、+13.7%）

※実質的な当初予算ベースは、各年度当初予算額と前年度2月補正予算額のうち国の経済対策分の合計額（実質的に当該年度に予算執行される額）

<10年連続の積極型予算>

実質的な当初予算ベース比較



【補足】平成30年度の実質的な当初予算4,676億円は、昨年度の公表値である15ヶ月予算ベースとの比較では、△118億円（△2.5%）となる。
（平成29年度は4,794億円（当初4,592億円+経済対策202億円（※））（※）9月48億円+12月146億円+2月8億円

1 平成30年度一般会計当初予算（案）のポイント

ポイント3 経済の活性化対策を大幅に加速しながらも、事務事業の見直しにより財政の健全性を確保

歳入確保・歳出削減の取組

1

歳入

一般財源総額は3,089億円（6億円増、+0.2%）

- 県税、地方消費税清算金、地方譲与税（県税等）がそれぞれ増（5.5億円、+0.5%）
- 平成30年度地方財政計画における歳出特別枠の廃止等により、実質的な地方交付税が減（△28.2億円、△1.5%）

- 高知競馬の運営が大幅に改善されたことから、**昭和57年度以来36年ぶりに設置団体への利益の配分**を実施（0.3億円）

歳入・歳出両面からの工夫 ⇒ 重要施策の推進にあたり、財源を確保

- 国の有利な財源（地方創生拠点整備交付金（2月補正）、地方創生推進交付金（当初予算））を計13.6億円充当見込み
- 中山間対策、福祉分野の将来に向けた投資事業に地域振興基金、地域福祉基金を計1.6億円充当
- 土地開発公社の整理を行い、長年活用実績のなかった土地開発基金を防災目的にリニューアル（28億円）

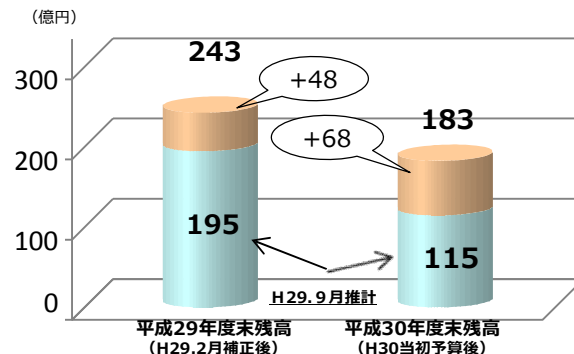
歳出

課題解決先進枠の活用等による積極的なスクラップアンドビルドの実施

- **事務事業見直し△35.6億円、199件**（H29:△18.4億円、171件）
→ **課題解決先進枠等 約37億円**（H29:約28億円）

平成29年度予算の執行段階での精査等により、基金の取崩を一部取り止め(65億円)。当初推計以上の基金残高を確保

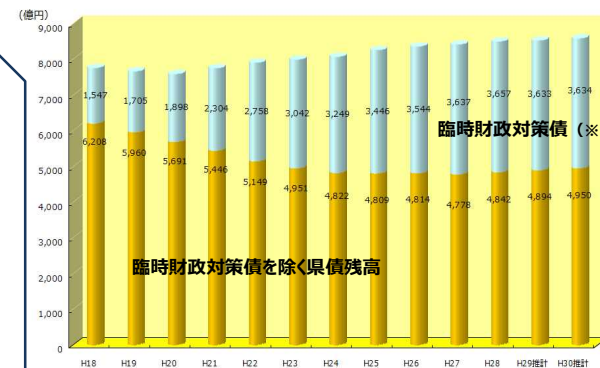
【表1】予算編成後の財政調整的基金残高（見込）



財源不足額は159億円（H29年9月推計時の財源不足額135億円）

（参考）財源不足額（当初予算時）の推移 H25:141億円、H26:104億円、H27:127億円、H28:138億円、H29:146億円

【表2】県債残高の推移（一般会計ベース）



（※）臨時財政対策債：本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税で措置される。

2

中長期的な財政運営を見据えた財源不足額への対応

将来にわたり継続的に財政調整的基金を確保し**財政運営の弾力性を維持**するため、当初予算において

- ① **防災対策基金を創設（28億円）**
- ② **県債残高は低水準にあることから、行政改革推進債、退職手当債を発行（70億円）し基金の取り崩しを抑制**
2月補正予算においては、一時的な増高要因に起債で対応（20億円追加）

＜県債発行額の増要因＞ 2月補正：H31までに実施すべき砂防等基礎調査（一般財源負担16億）等
当初予算：県税等と実質的な地方交付税の合計額の減（対H29比△22億円）

- （参考）
- ・財政調整的基金の取り崩し額（当初予算時）の推移 H26:64億円、H27:97億円、H28:108億円、H29:96億円、H30:89億円
 - ・行政改革推進債 事務事業の見直しによる将来の財政負担の軽減を活用して発行できる建設地方債（H17～H21発行）
 - ・退職手当債、行政改革推進債発行額（当初予算時の推移）
H26:40億円、H27:30億円、H28:30億円（2月補正で20億円追加）、H29:50億円（2月補正で20億円追加）、H30:70億円
 - ・県民の生命財産を守り、将来の県民負担を抑制するための防災対策基金を財政調整的基金の一つに位置づけ

財政調整的基金残高は68億円増加
（昨年9月推計比）

- H29.9月推計時115億円
→ 当初予算編成後のH30未見込183億円

県債残高は微増

- H29年度未見込4,894億円 → H30年度未推計4,950億円
臨時財政対策債（※）を除く一般会計ベース
（H28年度末将来負担比率）161.3%（全国で15番目に低い）

基金残高と県債残高のバランスをとりながら、今後も安定的な財政運営に取り組む。

(参考) 課題解決先進枠を活用した予算の重点化と事業のスクラップアンドビルド

～課題解決先進県を目指した事業のさらなるバージョンアップ～

平成30年度当初予算編成方針のポイント

- ① 平成25年度当初予算で創設した「**課題解決先進枠**」(※)を継続し、課題解決先進県を目指す事業へ予算の重点配分を実施。
※平成29年度予算から削減した額の1.5倍(一般財源ベース)まで課題解決先進枠として要求可能とする仕組み
- ② 既存事業のスクラップアンドビルドを徹底するため、予算要求前に全庁的な協議を実施し、予算要求に反映
- ③ 既存事業を積極的に見直し、創意工夫による事業の組み替えやバージョンアップを促進するため、経常的経費について△5%のマイナスシーリングを設定
→ これらの結果、**35.6億円、199件の見直しを実施**(H29 18.4億円、171件)。主なものは以下のとおり。

1 当初の目的の達成状況や実際のニーズ等を踏まえた見直し

(単位:千円)

- 出会い・結婚応援事業について民間主催のイベントが定着してきたため、県主催交流会を廃止(△7,072)
- 大阪事務所に配置している就職アドバイザーについて、企業と県立学校の連携が進み必要性が低下したことから廃止(△3,593)
- 産業振興の課題解決のための県・市町村職員向けの研修について、5年間の実施により全市町村に浸透し、自発的な取組が進んでいることから廃止(△2,348)
- 市町村向けの貸付制度について、制度創設当初に比べ地方債制度のメニューが拡充されるとともに、市中銀行から低金利での借入れが可能となったことを踏まえ、事業目的を市町村の不測の歳入減等への対応に限定した上で縮小(△122,700)

等



2 事業効果の検証や事業手法の精査等を通じた見直し

(単位:千円)

- 地域福祉計画の実践に関する研修を他の研修カリキュラムを充実することにより廃止(△703)
- ヒラメ、エビ類の放流用種苗生産等について、委託より費用対効果の高い市町村向け補助事業へ見直し(△35,599)
- 立地企業の掘り起こし手法について、立地セミナーを廃止し、信用調査会社のネットワークを活用することにより立地に関心のある企業をより効果的に開拓(△8,836)
- 警察本部庁舎の電気料を一般競争入札により縮減(△23,844)
- 設備投資支援について、金融機関の融資を促進するため利子補給制度を創設し、少額でより多くの投資を誘発(△182,647)
- 県立大学及び工科大学の大規模修繕について、運営費交付金から切り離して補助金化することにより起債の充当を可能とし、単年度の負担を平準化(△183,939)
- 電気事業会計から地域振興積立金を取り崩して一般会計に繰出し、再生可能エネルギー関係事業に充当(△20,521)

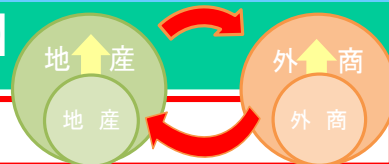
等

平成30年度当初予算では、2つの視点で見直すことにより、課題解決先進県を目指した**事業をさらにバージョンアップ**(バージョンアップについては8ページ以降参照)
→ **予算の重点化と事業のスクラップアンドビルドを実現**

2-(1) 5つの基本政策関連予算のポイント

1 経済の活性化 ～第3期産業振興計画の推進～

H29 : 196億円【201億円】 → H30 : 191億円【210億円】
【内は2月補正経済対策分を含んだ額】



完全雇用状況下における持続的な拡大再生産の創出に向け、『地産外商』の政策群をさらにパワーアップ！

1 成長に向けた「メインエンジン」をさらに強化！

2 成長の「壁」を乗り越える！

ポイント1 継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築

- [三次産業、全般]
 - 「志国高知 幕末維新博」第二幕の展開
 - 自然体験型観光の推進（ポスト幕末維新博）
 - IT・コンテンツ産業の集積
 - 課題解決型産業創出
 - 地域アクションプランのさらなる推進
- [二次産業]
 - 商品開発や設備投資への支援の強化
- [一次産業]
 - Next次世代農業等の展開
 - CLTの普及、A材（良質材）の高付加価値化
 - 養殖生産ビジネスの拡大

ポイント2 交易の範囲のさらなる拡大

- [三次産業]
 - インバウンド観光のさらなる強化
- [二次産業]
 - 外商活動の全国展開のさらなる推進
 - 海外への輸出の本格展開
- [一次産業]
 - A材（良質材）の販売促進・外商体制の強化
 - 高知家の魚 応援の店の活用強化

ポイント3 担い手の確保策の抜本強化

- 雇用環境の改善
 - 働き方改革の促進
- アクティブに働きかける（移住希望者、新規学卒者、女性・若者・高齢者等）
 - マッチング機能の強化
 - ・高知県移住促進・人材確保センター
 - ・高知家の女性しごと応援室
 - 担い手の受け皿となる機能の強化
 - ・高知の仕事を紹介するポータルサイト
 - ・IT・コンテンツアカデミー
 - ・農業担い手育成センター、農業大学校
 - ・林業大学校

ポイント4 省力化・効率化の徹底に向けたサポートの強化

- [全般]
 - 課題解決型産業創出（再掲）
- [二次産業、三次産業]
 - 設備投資への支援の強化（再掲）
- [一次産業]
 - Next次世代農業等の展開（再掲）
 - 高性能林業機械の導入支援、路網の整備促進
 - スマート漁業の推進

1・2を支える取組

ポイント5 起業や新事業展開の促進 新規事業のたゆまぬ創出

- こうちスタートアップパーク
- IT・コンテンツ産業の集積（再掲）

ポイント6 地域産業クラスター等の形成 多様な仕事を地域地域に創出

- 19のクラスタープロジェクト（H30.1時点）の推進

ポイント7 人材育成・確保の取組の充実

- [三次産業、全般]
 - ・高知県移住促進・人材確保センター（再掲）
 - ・IT・コンテンツアカデミー（再掲）
 - ・土佐の観光創生塾
 - ・土佐MBA
 - ・文化人材育成プログラム
- [二次産業]
 - ・工業技術センター
 - ・食のプラットフォーム
 - ・高等技術学校
- [一次産業]
 - ・農業担い手育成センター（再掲）
 - ・農業大学校（再掲）
 - ・林業大学校（再掲）

ポイント8 金融機関等との連携による事業戦略の策定と実行支援の強化

- [三次産業、全般]
 - ・商店街等地域の事業者、地域の観光事業者等
- [二次産業]
 - ・ものづくり企業、食品加工事業者
- [一次産業]
 - ・中山間農業複合経営拠点・集落営農法人、製材事業体、漁業経営体
- [地域アクションプラン]

[参考] 高知県経済の状況等① ～拡大傾向に転じつつある高知県経済～

H21～

産業振興計画スタート!

戦略の柱 = **地産外商**

各分野において、生産性や付加価値を高め、
交易を拡大する取組を全力でサポート

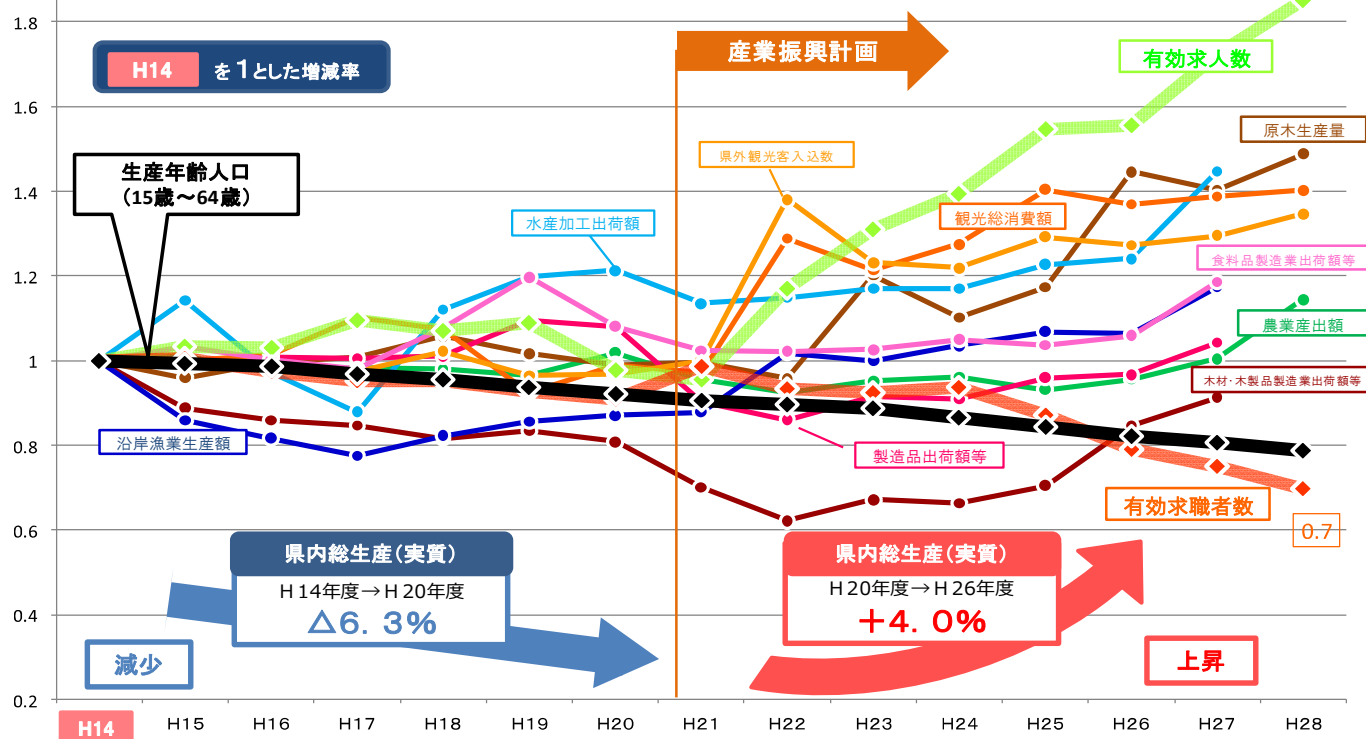
地産外商などの努力が多くの方々によって積み重ねられた結果

今や、かつてのような人口減少に伴って縮む経済
ではなく、
人口減少下においてもむしろ拡大する経済
へと構造が転じつつある

H28～

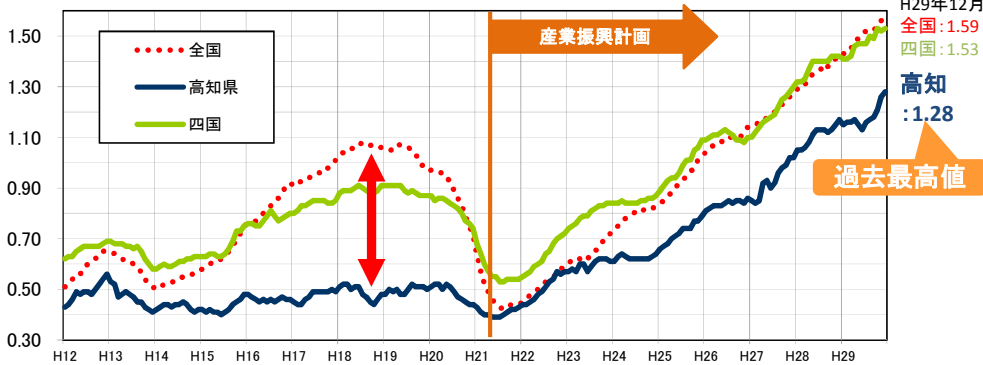
こうした流れを一過性のものとせず、
持続的な拡大再生産の好循環の
パスに乗せるため、
「第3期産業振興計画」を推進中

1. 各種生産額の推移



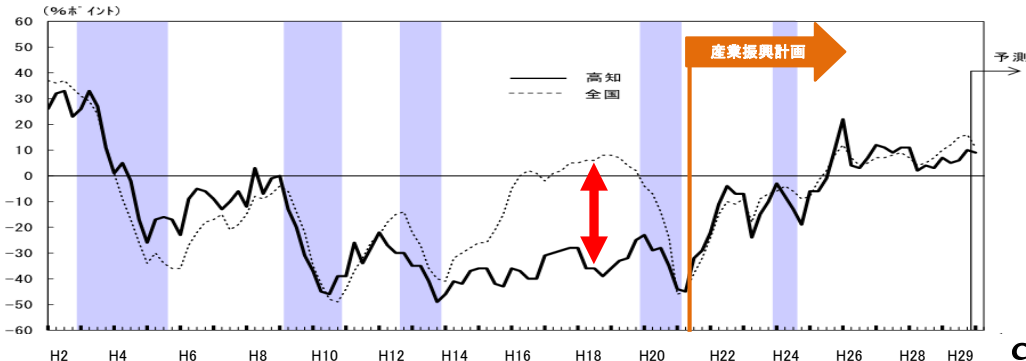
2. 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」



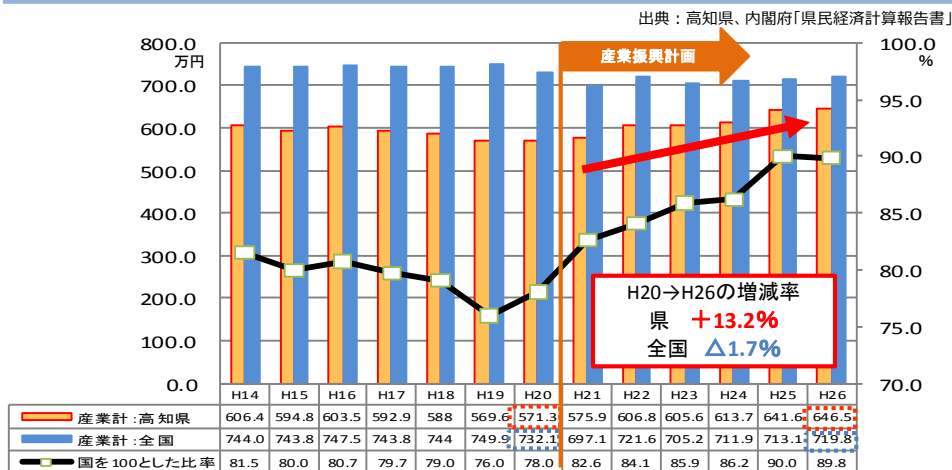
3. 業況判断D.I.の推移 (全産業)

出典：日銀高知支店「全国企業短期経済観測調査」
(2017年12月・高知県分)

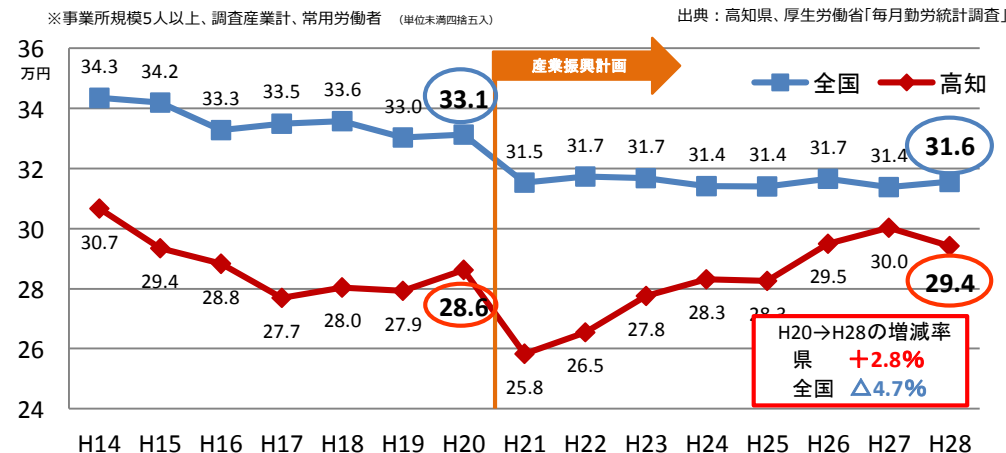


[参考] 高知県経済の状況等② ～しかし、まだなお残る課題～

1. 就業者一人当たりの県内総生産額（労働生産性）の推移

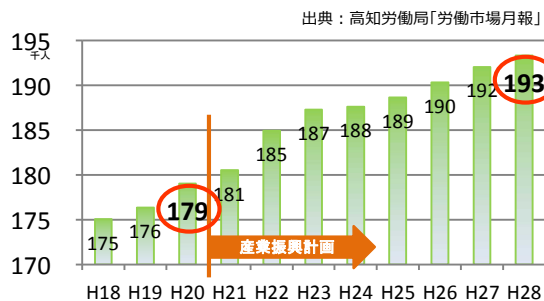


2. 一人当たりの現金給与総額（平均月額）の推移



3. 雇用失業情勢

●雇用保険被保険者数の推移



●有効求人倍率

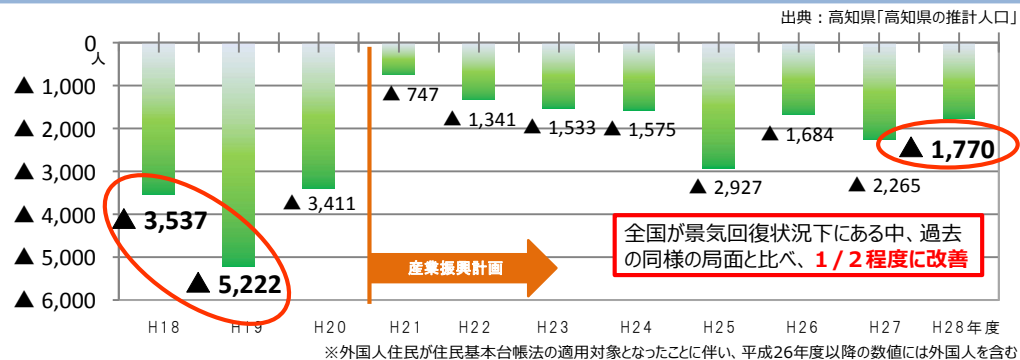
H20年度 0.46倍
 ⇒ **H28年度 1.13倍**

●完全失業率

H20年 4.8%
 ⇒ **H28年 3.3%**

概ね完全雇用の状態
 (日本銀行高知支店特別調査H29.6)

4. 社会増減の状況



上記の指標でも改善傾向が見られるものの、乗り越えなければならない課題も

○労働生産性 [1]、現金給与総額（一人当たり平均月額） [2] の伸びは、全国を上回る
《課題》依然全国の絶対水準を下回る(労働生産性89.8%、現金給与総額93.2%)

○雇用失業情勢が改善 [3]、人口の社会増減は全国が景気回復状況下にある中、過去の同様の局面（H18、H19頃）と比べ1/2程度に改善 [4]

《課題》全国で人材確保競争が激化しており、本県産業に必要な人材を確保していくことがより困難な状況に

持続的な「拡大再生産」の好循環の創出に向けた強化の方向性

○成長の「壁」を乗り越える！

・完全雇用状態を背景とした人手不足の深刻化という現下の課題に対応できる有効な対策を講じることが必要

○成長に向けた「メインエンジン」をさらに強化！

・人口減少によって経済が縮むという負の圧力がかけられており、本県経済の活性化の傾向を確固たるものとするために、引き続き、「地産外銷」を強力に推し進めることが重要

前提

- ・本県の強みである食・歴史・自然について、食はこれまでの取組により高い評価を獲得してきており、歴史については幕末維新博を通じてレベルアップを図っているところ。
- ・平成30年度の越知町などを皮切りに県内各地で新たなキャンプ場がオープンし、カヌー・スイミングなどのアクティビティの拠点施設も順次整備される。
- ・2020年オリ・パラ東京大会が近づき、全国的にスポーツ振興や自然体験の機運の高まりが予想される。

方向性

- 「ポスト幕末維新博」では、幕末維新博で培ってきた歴史観光の勢いを維持させつつ、「自然」や「体験」を前面に出したキャンペーンを展開し、自然体験型観光の磨き上げとともに周辺施設や事業者等とのクラスター形成をさらに進めていくことで、受入態勢のレベルアップを図る。
- その後はレベルアップした「歴史」、「自然」、「食」をベースに、その時々々の流行をつかみながら本県の強みを最大限に生かした展開を行う。

自然体験型観光の推進

■プロモーション × キャンペーン等の展開

◆平成30年度からポスト維新博を意識した情報発信を徐々に織り込んで展開

■磨き上げ等による基盤整備

④ 観光振興推進事業費補助金 (15,972千円)

対象

<各種 アクティビティ・体験>

- カヌー、ラフティング
- レンタサイクル
- 山岳、ボルダリング
- シュノーケリング、ダイビング
- 屋形船、グラスボート
- 釣り、ホエールウォッチング
- サーフィン、ボディボード
- キャンプ等

磨き上げ

- I. 4定条件
 - ・定時・定量・定質・定額
- II. 顧客満足度の向上
 - ・サービス内容の磨き上げ
- III. PRの強化等
 - ・ユーザーアクセスの向上
- IV. 民間活力の導入

アドバイザー支援、財政支援

商品化

キャンペーン
参加旅行商品
+
クラスター化

PDCAサイクルを
継続的に回す仕組み
を導入

PR

専用ウェブサイトへの登録

全体を下支え

■事業体の強化と観光人材の育成

観光産業を支える事業体の強化や
人材の育成と商品造成力の向上

- ・民間活力の積極的な導入
- ・個人旅行者向けの旅行商品の造成と販売力の強化支援
- ・広域観光組織の機能強化
- ・外国人等の観光客におもてなしできる人材等の育成支援
- ・顧客満足度の向上に向けた受入人材の育成支援

- ④ 地域観光商品造成等委託料 (46,993千円) 【再掲】
- ④ 広域観光推進事業費補助金 (143,000千円) 【再掲】
- ④ 観光創生塾事業者支援・観光事業戦略等アドバイザー報酬費等 (7,122千円)
- ④ 観光ガイド育成事業費 (2,976千円)
- ④ 外国人観光客受入研修実施委託料 (7,812千円)

整
つて
きて
いる
歴史
観光
基盤

整
えて
きた
食
観
光
基盤

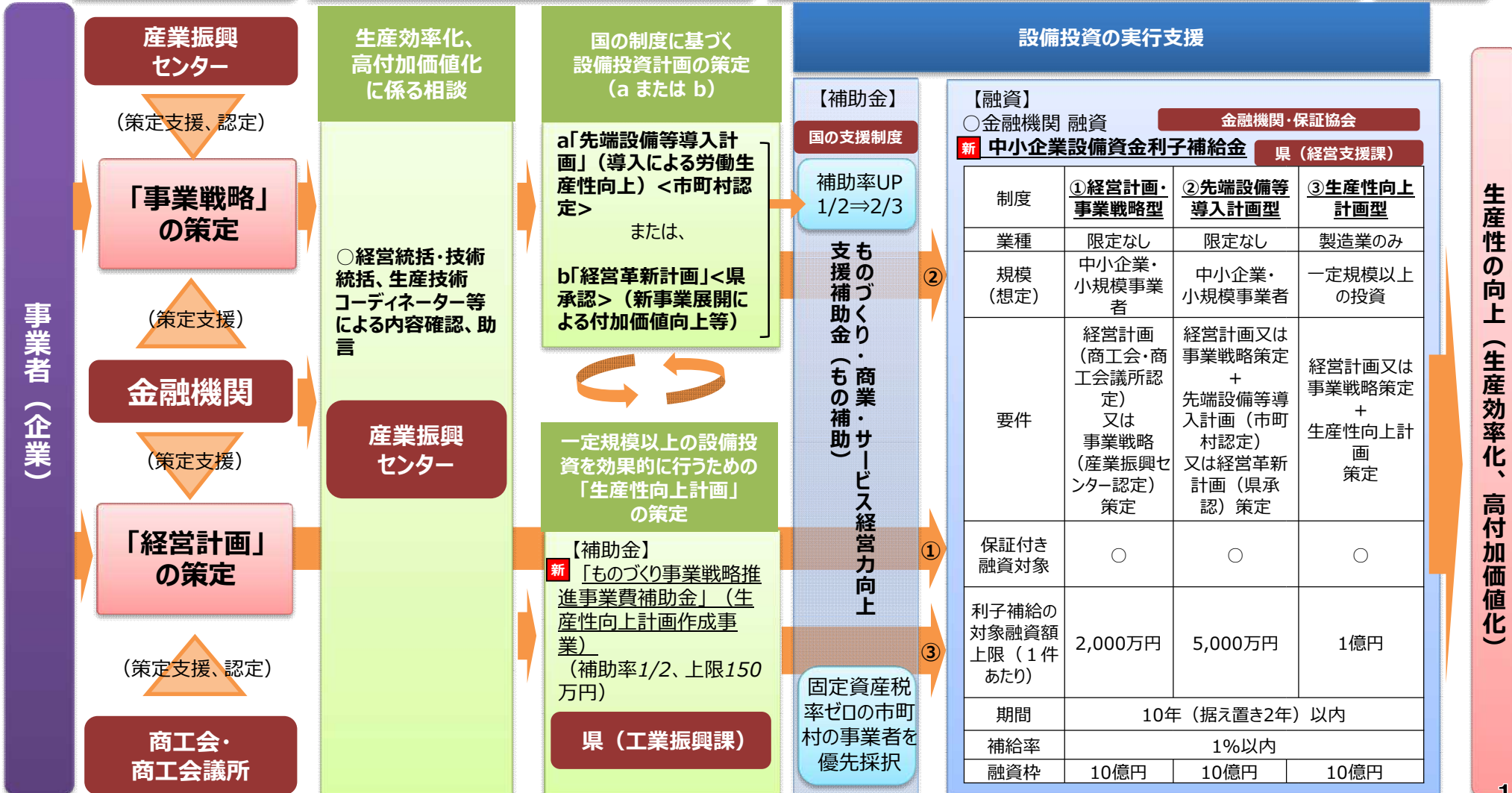
本
県
観
光
に
お
け
る
レ
ベ
ル
ア
ッ
プ

生産性を高める設備投資の推進

工業振興課、経営支援課
H30当初予算額 115,000千円
【債務負担】246,000千円

対策のポイント

- 県・産業振興センター・商工会・商工会議所に加え、金融機関・保証協会も参加し、事業戦略・経営計画策定から生産性向上に向けた設備投資まで、一貫した事業者支援を実施
- 国及び市町村との施策連携により、企業の設備投資を強力に後押しするとともに、事業戦略・経営計画に基づく企業の成長へと好循環を生み出していく



生産性の向上 (生産効率化、高付加価値化)

Next次世代こうち新施設園芸システムへの進化

環境農業推進課、産地・流通支援課
H30当初予算額 132,980千円
2月補正予算含む

今までの取組



①オランダ・ウェストラント市と
友好園芸農業協定を締結し、
技術交流を継続！
(H21～)

②オランダの技術を
高知の気候条件や栽培
品目などに合わせて進化
(H23～)

③次世代型こうち
新施設園芸システムとして普及
(H26～)

農業産出額増へ
●環境制御技術：267ha
→16億円の効果
●次世代型ハウス：32.6ha
→30.6億円の効果（H29年見込み）

ハウス内の温度、湿度、炭酸ガスなどの環境を制御することにより

高収量・高品質 を実現！

さらなるイノベーションを
実現！

課題

- 各ハウスの環境データ等の情報の一元化
- 作物の生育状況の見える化
- 収量増に伴う労働力不足
- 新規就農者や後継者への篤農家の栽培技術の継承
- 作物の正確な出荷予測

「Next次世代へ」

環境制御×IoTやAI技術を活用して栽培から出荷、流通までを見通したシステムへ！

超高収量・高品質



高付加価値化・超省力化

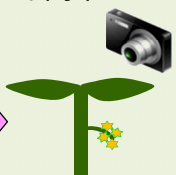
技術の確立

◆施設野菜の生産性向上技術の確立

- ・光合成能力を最大化させる環境制御技術の開発
- ・IoT企業と連携したIoT機器の開発・実証（生育診断の自動化）
- より確実に、より簡単に、さらなる収量アップ



作物データの自動収集



光合成速度の測定

新 IoT推進事業費【H29補正】83,662千円
(-)831千円(国)41,831千円(債)41,000千円
【H30当初】6,186千円(-)6,186千円

有利販売、さらなる改善

◆出荷予測システムの開発

- ・環境、作物、気象、出荷量・品質等の各データによる精度の高い出荷予測の開発
- 週間・月間の出荷予測情報で契約取引の増加

◆出荷データの活用

- ・出荷量・品質の分析データを栽培にフィードバック
- 栽培管理の見直し、改善、営農指導



「攻め」の商談

新 IoT推進事業費【H30当初】33,160千円(-)33,160千円

普及・展開

◆次世代型こうち新施設園芸システム推進協議会

- ・次世代施設園芸の各地域への展開を促進するため、成果の情報発信や研修を支援。

◆各種情報の一元化システムの開発

- ・環境、作物、収量・品質の各データを一元化
- 新規就農者等へ篤農家の匠の技を伝承



新 次世代施設園芸技術習得支援事業費補助金
【H30当初】9,972千円(国)9,972千円

本システム構築による目指すアウトカム

◆環境制御技術のさらなる普及

- ・主要7品目：21%（H28）→95%（H33）
- ・平均収量アップ/10a：10%→30%

◆次世代型ハウスのさらなる普及

- ・20ha（H28）→116ha（H33）

◆農業産出額のアップ

- ・1,011億円（H27）→1,150億円（H37）

◆出荷予測情報発信による販売力の強化

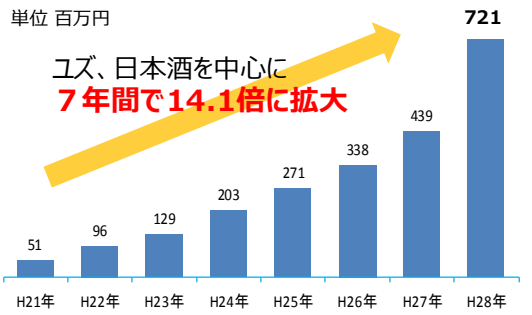
- ・出荷予測情報に基づく契約販売
0%（H29園芸年度）→20%（H34園芸年度）

◆主要7品目の面積当たり必要労働力

- ・20%減



食料品の輸出額の推移



さらなる輸出拡大に向けた課題

- 1 有望市場でのさらなる販路の拡大
- 2 販路開拓が期待でき、かつ県内企業の要望が高い新たな市場の開拓
- 3 ユズ、日本酒、水産物に続く、輸出有望品目の掘り起こし

強化の方向性

POINT 1 輸出促進の足場を築く！

- 現地の商社や量販店・飲食店・コンサルタントなど「キーパーソン」とのネットワークを強化し、有望市場での輸出促進をさらに加速化

POINT 2 県内企業の輸出戦略の策定と実行を支援！

- 輸出に取り組む企業のステージに応じた戦略の策定と実行を支援し、企業ニーズに応じた新たな市場を開拓

POINT 3 生産現場と連携し新たな品目を発掘！

POINT 4 1～3の推進に向けALL高知の輸出促進体制を構築！

1. 輸出促進の足場固めと新たな事業の展開

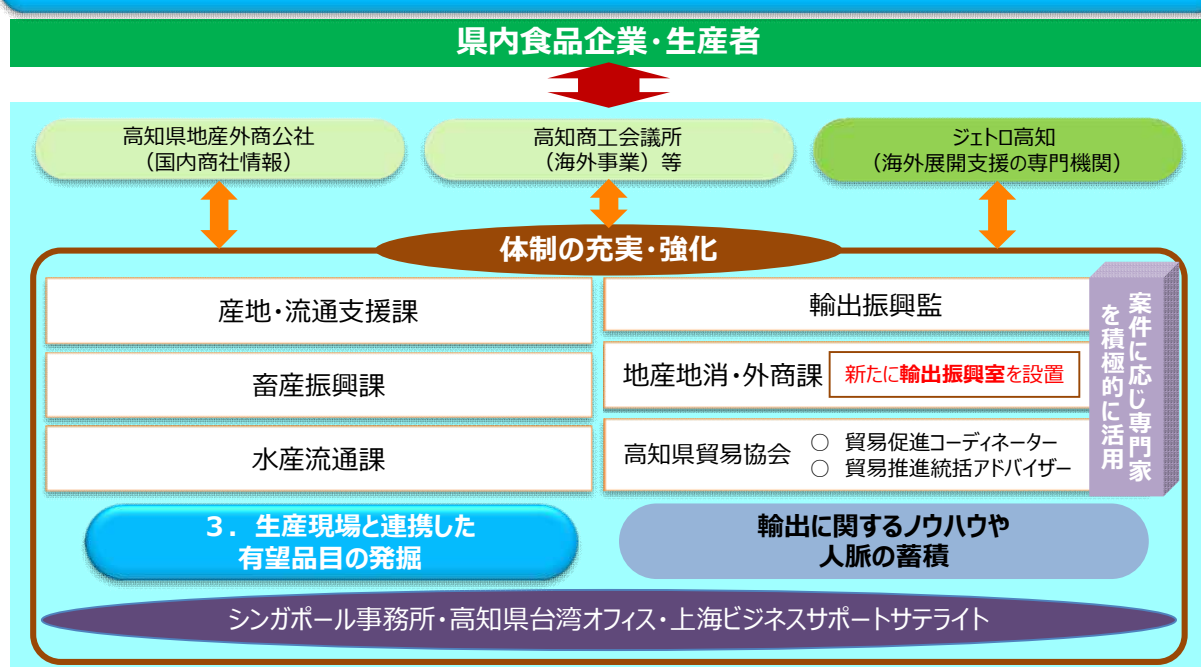
台湾	【キーパーソン】 ・現地商社、量販店	食品とキッチン関連商品をセットにしたプロモーション等
シンガポール	【キーパーソン】 ・現地商社、量販店 ・飲食店、有名シェフ	見本市出展、量販店でのプロモーションや飲食店等の業務筋への売込の強化
米国	【キーパーソン】 ・現地商社、量販店 ・アドバイザー	・米国食品安全強化法(FSMA)対策支援の継続 ・展示会出展、プロモーションの実施等
欧州	【キーパーソン】 ・現地商社、飲食店 ・アドバイザー	・土佐酒と観光をセットにしたプロモーションの実施 ・フランスの見本市で「KOCHI YUZU」を効果的にPR
香港	【キーパーソン】 ・現地商社、飲食店	業務筋向けの販路開拓
タイ	【キーパーソン】 ・現地商社、飲食店	見本市出展・業務筋向けの販路開拓

2. 企業の輸出戦略の策定・実行支援と新たな市場開拓

新たな市場

ドバイ/中東最大規模の見本市に出展
ベトナム/ホーチミンの販路開拓等
マレーシア/バイヤー招へい商談会開催等

4. ALL高知の輸出促進体制を構築



海外に広がるキーパーソン (現地商社、飲食店、コンサルタント等) との連携強化

・海外経済活動支援事業委託料(61,408千円) ・輸出促進企業支援事業委託料(55,030千円)
・高知貿易情報センター負担金(11,503千円) ・四国4県・東アジア輸出振興協議会負担金(2,500千円) 14

【対策のポイント】 A材の需要拡大と販売促進を強化 (木材需要の大半を占める建築用材 (A材) の外商を拡大)

- 現状
C L T 用ラミナ工場や木質バイオマス発電所の整備等により、中質・低質(B~D)材の需要が拡大
- 課題
高単価での取引が見込まれるA材の需要拡大と外商促進が必要

- 戦略1 マーケットシェアの拡大【住宅】
・外材や他産地と競争し、県産材のシェアを拡大する仕組みづくり
- 戦略2 新たなマーケットの開拓【非住宅】
・非住宅建築物への木材利用の促進及び木造建築を推進する人材の育成
- 戦略3 新たな活用策の展開【内装材等】
・高付加価値な木材製品の開発及び販路の開拓

- 目指す姿
木材製品を「より高く」「より多く」売り
中山間地域へ「利益を還元」

戦略1 マーケットシェアの拡大【住宅】

●既存マーケットでのシェア拡大

県外市場における外商促進に向け、県内生産体制の整備や流通の改善等の取組を展開

製材事業体の強化

- ・木材乾燥機等の整備、事業戦略策定 等

展示会・商談会の充実

- ・展示会開催地の拡大、県内外における商談会開催 等

流通の効率化・利便性の向上

- ・県外流通拠点の活用、共同定期輸送の拡大 等

県外パートナー企業との連携

- ・土佐材のPRによる販売促進 等

戦略2 新たなマーケットの開拓【非住宅】

●新たな需要の開拓

非住宅建築物の木造化を促進するため、新商品と一般製材品をセットで提案・売り込み

利用促進

- ・商品のPR及び販売促進 等

人材の育成

- ・実務者向けセミナー等の開催
- ・林業大学校の短期課程の活用 (建築士、インテリアデザイナー等向けセミナー開催) 等

施主等への提案

- ・経済同友会、C L T 首長連合との連携による需要拡大
- ・木造非住宅建築物の設計支援 等

外商体制の強化
(一社) 高知県木材協会内に
T O S A Z A I センター設置
県産材の外商促進に向けた取組の
支援体制を強化

戦略3 新たな活用策の展開【内装材等】

●付加価値の向上

木材製品の付加価値を高めるため、店舗・マンション内装等に使用する県産材製品 (内装、建具、家具等) の開発、製造、販売をサポートする取組を展開

- ・県内メーカーのデザイン・提案力の強化や人材育成 (林業大学校との連携)
- ・県内メーカー等の営業、受注体制の確立

現状

3期計画で強化

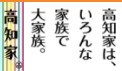
目標達成に向けた課題

平成30年度の取組

基本となる取組

Step 1 高知を知って、好きになってもらう

高知家プロモーション



Step 2 移住に関心を持ってもらう

ホームページ等での情報発信



Step 3 主体的な行動に移ってもらう

移住・交流コンシェルジュによる相談対応
都市部での相談会や移住体験ツアーの実施



Step 4 移住について真剣に考えてもらう

市町村のサポート体制の充実(専門相談員の配置等)
移住促進策と各産業分野の担い手確保窓口との連携



Step 5 高知に安心して住み続けてもらう

地域移住サポーターによるフォローアップ
移住者交流会の開催



戦略強化に向けた3つの視点

1 リーチを広げる！

○情報発信の大幅拡大とアプローチの強化

- メディアへの広告等による露出増
- メディアの県内招致を通じた移住PR
- 関東・関西以外の新たなエリアの開拓
- ホームページへのアクセス増加対策

○ターゲット別の戦略的アプローチ策の展開

- ターゲットに応じた媒体での広報の展開
- 県内向け広報の強化

2 アクティブに働きかける！

○新規相談者の獲得対策の強化

- 県内での就業体験機会の提供と支援
- ターゲットに応じた移住体験ツアー等の実施

○様々な人材ニーズの顕在化・集約化と都市部人材のマッチング強化

- (一社)高知県移住促進・人材確保センターによる「移住」「人材確保」の一体的な展開
- 各分野の担い手確保策との連携

3 ゲートウェイを広げる！

○移住のハードルを下げる仕掛けづくりと住宅の確保策の強化

- 「二段階移住」の取組の展開
- 空き家調査から改修までを一連で支援し、「安全な住まい」の確保を強化
- 「高知家生涯活躍のまち」(高知版CCRC)の推進

※各実績は平成29年12月末時点
◆KPI: ホームページアクセス数◆
377,206件 (前年同期比92%)

課題1

他県との競争に打ち勝つため、戦略的な情報発信等により本県への移住関心をさらに高めることが必要

様々なターゲットに応じた戦略的な広報や、発信方法のさらなる工夫が必要

◆KPI: 相談者数/暮らし隊◆
新規相談 3,493人 (前年同期比120%)
新規暮らし隊 721人 (前年同期比116%)

課題2

移住者のさらなる増加を図るため、都市部のUターン希望者の「志」を満たすような、魅力的な仕事の掘り起こしと提案の強化が必要

県内の多様な人材ニーズを掘り起こし、魅力的な仕事として都市部人材への確に提案していくことが必要

本県出身者に情報を届けるため、発信の工夫や、本県出身者等との継続的なネットワークづくりが必要

本県出身者が多い関西圏において、相談体制をさらに強化していくことが必要

◆KPI: 移住者数◆
590組849人 (前年同期比120%)

課題3

移住希望者の様々なニーズに対応するため、移住促進・人材確保センターや市町村等による受入体制のさらなる深化が必要

常時雇用だけでなく、多様(短期的)な「活躍の場」を提案していくことが必要

活用可能な空き家のさらなる掘り起こしと移住者ニーズに対応した住まいの提案が必要

市町村間の連携体制のさらなる強化が必要

1 リーチを広げる！ 情報発信のさらなる強化

高知県移住促進・人材確保センター運営費補助金 248,981千円

- 情報発信の大幅拡大とアプローチ強化
- 新 ◆「高知家で暮らす。」情報編集部による情報発信メディアの展開や発信情報の磨き上げ
- 新 ◆協定企業の協力を得た情報発信
- ターゲット別の戦略的アプローチの展開
- 拡 ◆求人サイト等と連携した情報発信
- 拡 ◆Uターン促進に向けた県内広報の増

2 アクティブに働きかける！ 魅力的な仕事の掘り起こしと提案、マッチングの強化

高知県移住促進・人材確保センター運営費補助金 248,981千円 (再掲)

- 県内人材ニーズの掘り起こしの強化
- 拡 ◆移住促進・人材確保センターと産振センター等との連携による人材ニーズの掘り起こしの強化
- 都市部人材に対する提案の深化
- 新 ◆仕事×移住のモデル(提案書)作成と広報
- 本県出身者に対するアプローチの強化
- 拡 ◆Uターン促進に向けた県内広報の増(再掲)
- 拡 ◆「高知求人ネット」の学生向けページの強化
- 拡 ◆県外での関係者(出身者、移住希望者、高知ファン等)のネットワークづくり
- ◆県内での仕事体験(インターンシップ等)の支援
- 相談窓口の体制強化
- 拡 ◆大阪における相談体制の強化

3 ゲートウェイを広げる！ 市町村等と連携した受入体制の強化

- 新 ◆短期間(派遣・出向等)の人材誘致の促進
- ◆高知市を中心とした二段階移住の取組の展開
- 拡 ◆空き家関連事業者との連携強化による移住者向け住宅の確保促進
住宅耐震化促進事業費補助金(住宅課所管) 72,500千円 ※空き家活用関係分
- 拡 ◆市町村間の連携事業への支援を強化

移住促進事業費補助金 87,418千円

「オール高知」の移住促進・人材確保センターによる事業展開

現状・課題

- 県内で情報系の知識や技術を学ぶ学生の多くが、就職時に県外に転出
- 一方、これまでの取組により、I T・コンテンツ関連企業の県内立地が進捗し、アプリ開発人材等の県内での採用が増加
- 企業の即戦力人材の育成には、大学等の教育を補完する多様な学びの場が必要

ポイント

- 県内に I T・コンテンツ関連の新たな学びの場を創出することによって、
①実践的プログラミング技術等を持つ人材が増加 ⇒ ② I T・コンテンツ関連企業へ安定的に人材を供給 ⇒ ③ 人材確保が容易であることでさらに企業立地が促進 ⇒ ④ 就職先が確保されていることで人材の県内定着・集積がさらに促進する好循環を実現
- 首都圏の人材や企業とのネットワークを活用し、人材確保・企業立地を促進

I T・コンテンツ産業従業者をH37年度末までに2,000人に倍増！新規雇用900名を創出！ ※H24経済センサスにおける情報通信業従業者数1,112名

第3期産業振興計画における目標

- ◆ 企業立地件数(累計)
 - ・H31年度末：18件
 - ・H37年度末(10年後)：36件
- ◆ 新規雇用者数(累計)
 - ・H31年度末：161名
 - ・H37年度末(10年後)：566名

これまでの成果⇒企業立地件数：13件(年度内に14件に増加の見込)、新規雇用者数：158名

県内 I T 企業	(株)アイレップ	(株)AVOCADO	(株)シンフィールド
	(株)SHIFT PLUS	(株)オルトプラス高知	(株)コムココ
A社	(有)データプロ	(株)Nextremer	(株)dataremer
.....

新たな目標

- ◆ 企業立地件数
 - ・H31年度末：20件
 - ・H37年度末：38件
- ◆ 新規雇用者数
 - ・H31年度末：300名
 - ・H37年度末：900名

人材供給

土佐MBA 高知県 I T・コンテンツ アカデミー

専門講座

- 拡** ● I o T 技術人材育成講座
 - ①プログラミング上級者コース
 - ②プログラミング初心者コース
- 新** ● I T 先端技術利活用講座
 - ・WEBサービス等の技術を習得する
- 新** ● ゲームプログラマー育成講座
 - ・立地企業のOJTプログラムを活用
- 新** ● ゲームデザイナー育成講座
 - ・立地企業のOJTプログラムを活用
- 新** ● SNSマーケティング人材育成講座 <初級編>
 - ・立地企業の人材育成プログラムを活用した講座

基礎講座

- 新** ● アプリ開発人材育成講座 <エキスパートコース>
 - ・最先端の教育プログラムに基づき、Webアプリの設計、開発、リリース、運用などのプログラミング技術を習得
- 拡** ● アプリ開発人材育成講座 <アドバンスコース>
 - ・最先端の教育プログラムに基づき、大学生や専門学校生が中・高校生にプログラミングを教える講座
- 新** ● アプリ開発人材育成講座 <ベーシックコース>
 - ・中学校・高等学校におけるプログラミングの出前講座
- 新** ● I T・コンテンツビジネス入門
 - ・I T・コンテンツ産業の業界動向、身につけるべき知識・技術等に関する講演等

人材供給・企業立地

首都圏 I T・コンテンツ ネットワーク

広報・PR

受講

- 拡** ① 人材・企業の掘り起こしの強化
 - ・業界とのネットワークを持つ企業との連携
- 拡** ② 交流・勉強の場の充実
 - ・大交流会に加えてミニ交流会を開催
- 拡** ③ 人材マッチング機能の強化
 - ・高知県移住促進・人材確保センター等との連携

- 県内高等教育機関
- 高知工科大学
 - 高知大学
 - 高知県立大学
 - 高知工業高等専門学校
 - 高知情報ビジネス & フード専門学校
 - 国際デザイン・ビューティカレッジ
 - 高知開成専門学校
 - 高知職業能力開発短期大学校

連携

対策のポイント

人口減少や雇用情勢の改善に伴う人手不足感が強まる中、県内企業のさらなる生産性や付加価値の向上を図っていくためには、「公益財団法人 高知県産業振興センター」が行っている事業戦略の策定・実行の伴走支援と、H30に国が設置する「(仮称)働き方改革推進支援センター」による支援を融合させ、「事業戦略」「働き方改革」両面での進捗管理やそれぞれの課題に対する必要な支援を行う。

方向付け

戦略策定

試作開発・商品開発

製造・販路開拓

働き方改革

拡大再生産

事業戦略策定支援

事業戦略

企業全体の目標（販路拡大、コスト削減額、設備投資等）の実現に向けた中長期の工程表

<事業戦略イメージ例>
【5年後の売上目標 ●億円】

経営・財務	企画・マーケティング	研究開発・設計	製造	販売	サービス
-------	------------	---------	----	----	------

新 共通目標に人材育成・確保・定着の視点を加える

経営ビジョン
5年後
10年後
の会社の
目指す姿

事業戦略支援会議（月1回開催）

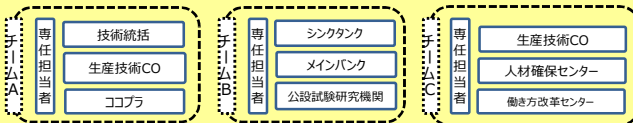
個別企業に対する具体的なアドバイスや進捗管理を実施

○産業振興センター ○民間シンクタンク ○アドバイザー

指示/助言

事業戦略支援チームによる個別サポート

(例)



- 各企業毎の専任担当者が事業展開を一貫してサポート
- 経営・技術統括と外部専門家が全国に通じる製品・会社づくりをサポート
- 海外支援コーディネーターを中心に、製品・技術の海外展開をサポート

○個別訪問による企業の機運醸成

○コンサルタント等による労務環境整備への支援

○非正規雇用の処遇改善支援

実行支援（省力化・高付加価値化による生産性の向上）+働き方改革

- 設備投資や業務見直し
 - 国ものづくり補助金（経済産業省）
 - 中小企業設備資金利子補給等
- 高付加価値製品の開発・改良
 - ものづくり事業戦略推進事業費補助金（製品開発）
- 販路開拓
 - 販路開拓支援事業等
- 人材育成・キャリアアップ
 - 基礎講座・専門講座開催等
- 人材確保
 - 高校生・大学生の就職セミナー開催
 - 首都圏等の中核人材とのマッチング
- 事業承継（M&A）
 - 専門家派遣（事業引継センター、金融機関）等
- 経営者の意識改革
 - 個別訪問やコンサルタント等による労務環境整備への支援

労働条件の整備

就業規則・給与表の整備
非正規雇用の処遇改善

伴走支援

新 事業戦略支援チームによる個別サポート
人材確保・育成・定着に向けた労働条件、職場環境改善支援

磨き上げ

さらなる拡大再生産へ

企業が目指す経営ビジョンの実現

現状

- ・商工会・商工会議所が経営戦略を策定（31商工会・商工会議所のうち、12が認定済、17が申請中）
- ・経営戦略に基づき、事業者の経営計画の策定を支援（28～32年度目標累計：2,286件、28・29年度実績累計：1,028件）

課題

- ①地域の事業者の経営課題に対応するためのコーディネート力が必要
- ②事業者が持続的発展に取り組むための経営計画を策定する必要性の浸透
- ③経営指導員のさらなる支援力の向上
- ④経営計画を実行していく人材の確保・育成・定着のための労働条件や労働環境等の整備が必要

取組のポイント

- **ポイント1** 各地域ごとにコーディネーターを配置
- **ポイント2** 地域連絡会議に金融機関等が参加
- **ポイント3** 新たな県融資制度（利子補給等）等の活用
- **ポイント4** スーパーバイザーを指導現場に派遣
- **ポイント5** 経営計画を通じて生産性向上と「働き方改革」を促進

地域の事業者

ステップ1 意欲の醸成

ステップ2 計画の策定（P）

ステップ3 計画の実行（D）

ステップ4 見直し・実行（C・A）

商工会・商工会議所

商工会・商工会議所の取組例

- ・セミナーの開催
- ・巡回指導等による情報発信

- ・SWOT分析・財務分析
- ・事業承継計画との連携

- ・新商品開発
- ・販路開拓

- ・要因分析
- ・改善支援

組織化等へ向けた取組へ

国 商工会・商工会議所が行うセミナーの開催等への助成

● **ポイント2**
金融機関等が顧客に対し、セミナー参加等呼びかけ

● **ポイント3**
計画の策定・実行段階から、金融機関等が事業者を支援

国 小規模事業者持続化補助金 等
新 中小企業設備資金利子補給金
産業振興計画推進融資 等

<経営計画策定・実行等の支援>

● **ポイント5** <経営と両立する形での「働き方改革」を促進>

働き方改革推進
支援センター（仮称）

金融機関等

高知県商工会連合会、高知商工会議所

- **ポイント4**
- ①スーパーバイザー → 経営計画策定等の段階で経営指導員に助言
- ②専門経営指導員 → 専門的な知見から地域の事業者を支援
- ③専門家 → 事業者の課題に応じて税理士等を派遣

地域本部 → 地域アクションプラン等県施策の情報共有

産業振興センター → 事業戦略セミナー等の情報共有

事業引継ぎ支援センター → 事業承継計画の策定等で連携

金融機関等 → 融資する立場からのアドバイス

● **ポイント1**

新（仮称）
経営支援コーディネーター
事業者の課題に応じて各支援機関をコーディネート（安芸、嶺北・物部川、仁淀川、高幡、幡多の5ブロックに配置）

経営指導員

支援

事業者

県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指し、第3期構想をバージョンアップ!

1 壮年期の死亡率の改善

健康づくりに対する **拡充**
 意識のさらなる醸成と
 健康的な生活習慣の定着



健康パスポートを予防・健康づくりの
 プラットホームとして活用

健康パスポートの充実

健康経営の支援

拡充
 血管病の重症化予防

糖尿病性腎症重症化予防プログラム
 に基づき、取組を強化

治療中で重症化リスクが高い
 方への保健指導の強化

- ・保険者と医師が連携し、食事や運動などの指導を強化
- ・対象者抽出ツールを改良し、業務の平準化と効率化

県主導による糖尿病の
 栄養指導体制の整備

2 地域地域で安心して住み続けられる県づくり

高知版地域包括ケアシステムの構築 **NEW**
 ~医療・介護・福祉サービスの連携の充実・強化~

地域地域における推進体制の強化

- ・各福祉保健所に新たに「地域包括ケア推進監」を配置
- ・関係者による「地域包括ケア推進協議体」を設置

本人の意向に沿ってQOLを向上させることを目指して、各地域の
 医療・介護・福祉等の資源を、切れ目のないネットワークでつなぐ

防災対策上の観点も踏まえ、療養病床から高齢者施設への円滑な転換支援制度を強化・拡充

ゲートキーパーの機能の強化

かかりつけ医としてゲートキーパーの役割
 を担う総合診療専門医を養成

地域の相談窓口となり必要な支援につなぐ
 地域包括支援センターの機能強化等を支援

+

これまでの取組も充実・強化!!

日々の暮らしを支える
 高知型福祉のしくみづくり

病気になっても安心な
 地域での医療体制づくり

介護等が必要になっても地域で
 暮らし続けられるしくみづくり

3 厳しい環境にある子どもたちの支援

「高知版ネウボラ」の推進 **拡充**

「市町村子育て世代包括支援センター」を起点とした
 妊娠前から子育て期までの切れ目のない総合的な支援「高知版ネウボラ」を強化

子育て家庭のリスクに応じた適切な対応

・子育て世代包括支援センターの拡充

子育て家庭の不安の解消

・地域子育て支援拠点事業の拡充

働きながら子育てできる環境づくり

・重点市町での「ネウボラ推進会議」等による施策間の連携の強化

4 少子化対策の抜本強化

男性の育児休暇・**NEW**
 育児休業の取得の促進

「男性が育児に関する休暇等を取得しやすい職場環境づくり」を促進

社会全体での機運醸成

- ・応援団が行う「取得促進宣言」への支援

企業等への啓発



男性職員の意識醸成

5 医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化

働きやすい職場環境づくり **拡充**

働きやすさとやりがいの両立!

良好な職場環境の整備と
 職員の処遇改善



介護事業所認証評価制度の本格実施

福祉機器等の導入支援を抜本強化
 (業務効率化による生産性向上)

「チーム学校」の構築のさらなる推進や厳しい環境にある子どもたちへの支援の一層の徹底に向けて、教育の充実と子育て支援の取組をさらに充実・強化

1 「チーム学校」の構築のさらなる推進

① 小・中学校における授業改善のさらなる充実

チーム学校による組織的な授業力の向上

- [教員同士が学び合う仕組みの徹底]
- 一定規模の中学校における「教科のタテ持ち」の全面实施
- 小規模の中学校における教科間連携の取組の普及
- 高知市教育委員会と連携した指導体制の構築

- [国語力向上に向けた取組]
- 拠点校における実践研究、教員研修の実施
- 効果的な教材の開発・普及

- [英語教育の推進に向けた取組]
- 教員の英語力・指導力の向上
- 組織的な推進体制の整備

② 高等学校におけるチーム学校の構築の取組

チーム学校による多様な学力・進路希望を持つ生徒への指導の充実

- [基礎学力の定着向上に向けた取組の推進]
- 「学校支援チーム」による実践的指導
- ↓
- ・各校におけるカリキュラムマネジメントの強化
- 組織的な授業改善の取組の徹底

- [多様な生徒の社会的自立の支援・充実]
- 「社会的自立のための進路支援プログラム」の改善及び実践内容の充実

③ 教員の働き方改革に向けた取組の推進

教員が本来行うべき業務に注力できる環境の実現

- [組織マネジメント力の向上]
- 全公立学校校長を対象としたマネジメント研修の実施
- 勤務時間把握のための環境整備

- [業務の削減・効率化]
- 市町村への統合型校務支援システムの導入
- 部活動の負担軽減
- 学校への調査、報告等の精選、研修会等の見直し

- [地域・外部人材の活用]
- 運動部活動指導員・支援員の配置
- スクール・サポート・スタッフの配置
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

2 厳しい環境にある子どもたちへの支援の一層の徹底

不登校の予防やいじめの防止に向けた総合的な支援体制の強化

- 就学前から高等学校まで切れ目のない対策を実施
- ↓
- 不登校やいじめなど困難な状況に直面している子どもたちを確実に支援
- 支援が必要な児童生徒の情報の学校組織内における確実な共有、校種間での確実な引き継ぎ
- 早期に適切な支援につなげるための校内支援体制の徹底
- 夜間中学の設置に向けた検討
- ・学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々に学習機会を提供する場として夜間中学の設置を検討

3 地域との連携・協働

- 家庭と地域と学校が一体となった子育て環境をつくる
- ・学校支援地域本部の設置の促進 等
- 地域の声を学校の活動に反映させる形をつくり、学校支援地域本部の活動を充実・強化
- ↓
- ・地域と学校とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動を展開

4 就学前の教育・保育の充実

- どこにいても質の高い教育・保育を受けられる環境をつくる
- ・保育所・幼稚園等における組織マネジメント力の強化
- ・保育者の資質・指導力の向上
- 就学前の子どもたちの学びや育ちの情報を小学校へ円滑に接続
- ・高知県保幼小接続期実践プランをもとに各小学校・保育所・幼稚園等における実践プランの作成及び実践を支援
- ↓
- 計画的な連携・接続

5 生涯にわたって学び続ける環境づくり

- オーテピア高知図書館で提供するサービスの充実・向上
- ・資料・情報の充実
- ・専門機関等との連携・協力 等
- 市町村支援の強化
- ・市町村立図書館等への貸出資料の充実
- ・人材育成の支援 等
- 高知市が設置する高知みらい科学館の運営を支援
- ↓
- 県内全域の理科教育及び科学文化の振興

対策のポイント

- 学力向上に向けて**教員同士が学び合う仕組みの徹底**
- 県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の学力向上の取組を推進するため、**高知市教育委員会と連携した指導体制を構築**
- 児童生徒の読解力の向上**に向けて、効果的な教材の開発・普及、拠点校における実践研究等により**国語の授業改善を推進**
- 小学校における英語学習の早期化・教科化等に対応**するため、教員の英語力・指導力の向上、**組織的な推進体制の整備を推進**

1 現状

- ◆全小・中学校における「学校経営計画」の策定・実践を通じて、PDCAサイクルに基づく組織マネジメントが機能してきている。
- ◆中学校において、複数の教員が学年をまたがって同一教科を担当することにより、教員同士が学び合い授業改善につなげる、「教科のタテ持ち」を導入する学校が着実に増加。
- ◆タテ持ち導入校では、教科会等を通じて授業力の向上に向けた教員同士の学び合いが充実し、児童生徒の学力向上にもつながってきている。

2 課題

- 「タテ持ち」指定校など、先行的に取組を進めてきた学校の成果を普及し、全県的にチーム学校の構築に向けた取組を展開していく必要がある。
- 新学習指導要領で求められる学びの実現、基礎学力の定着等の課題の解決に向けて、各学校における組織的・協働的な授業改善の取組を一層推進していく必要がある。
- 高知市においては、教育施策の計画立案・実施を行う部門等は県と同様に備わっているが、学校を直接、指導・支援する教育事務所の機能を持っていないため、一つ一つの学校や教員に対して十分な指導・支援ができていない。

3 平成30年度取組

学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの徹底

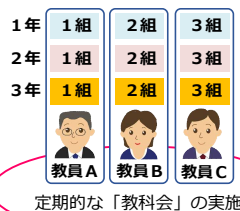
拡 ◇ 中学校組織力向上のための実践研究事業【12,612千円】

- ・一定規模の中学校における「教科のタテ持ち」の全面实施
研究指定校 [H29] 19校 → [H30] 31校
- ・学校訪問指導の強化
組織力向上エキスパートによる指導・助言
[H29] エキスパート2名 → [H30] 4名
学力向上総括専門官による指導・助言
(指定2年母校を中心に)

新 ◇ 中学校教科間連携による授業力向上実践研究事業【777千円】

- ・小規模の中学校における教科間連携の取組の普及
研究指定校(H29・30年度:11校)による研究発表会
実践事例をまとめたリーフレット等による情報発信

各学校における組織的な授業改善に向けた取組の徹底



- 1つの学年の同じ教科を複数の教員が受け持つ「**タテ持ち**」
- 授業改善に向けて教員同士が学び合う「**教科会**」

高知市教育委員会と連携した指導体制の構築

拡 ◇ 高知市教育委員会への指導主事派遣【56,000千円】

- ・高知市教育委員会に新たに設置する「学力向上推進室」に指導主事を派遣し、高知市内のタテ持ち中学校や小学校への訪問指導を実施

県市が協働して授業改善の徹底を図る取組の推進

国語学力向上に向けた取組

新 ◇ 学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業【9,094千円】

- ・文章を読み取り要約するといった読解力を鍛える国語教材の活用促進

英語教育の推進に向けた取組

拡 ◇ 英語教育強化プロジェクト事業【31,387千円】

- ・小学校における英語の教科化に向けた教員の英語力向上のための研修の充実
- ・小学校版の英語教材の作成

対策のポイント

- D3層の生徒※の基礎学力の向上を図るため、「**学校支援チーム**」による**実践的指導**を通じて、各校における**カリキュラムマネジメントの強化**を図るとともに、**組織的な授業改善の取組を徹底**
- 各学校の「**社会的自立のための進路支援プログラム**」の**改善**及び実践内容の更なる充実

※「D3層の生徒」=学力定着把握検査の結果、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が予測される生徒

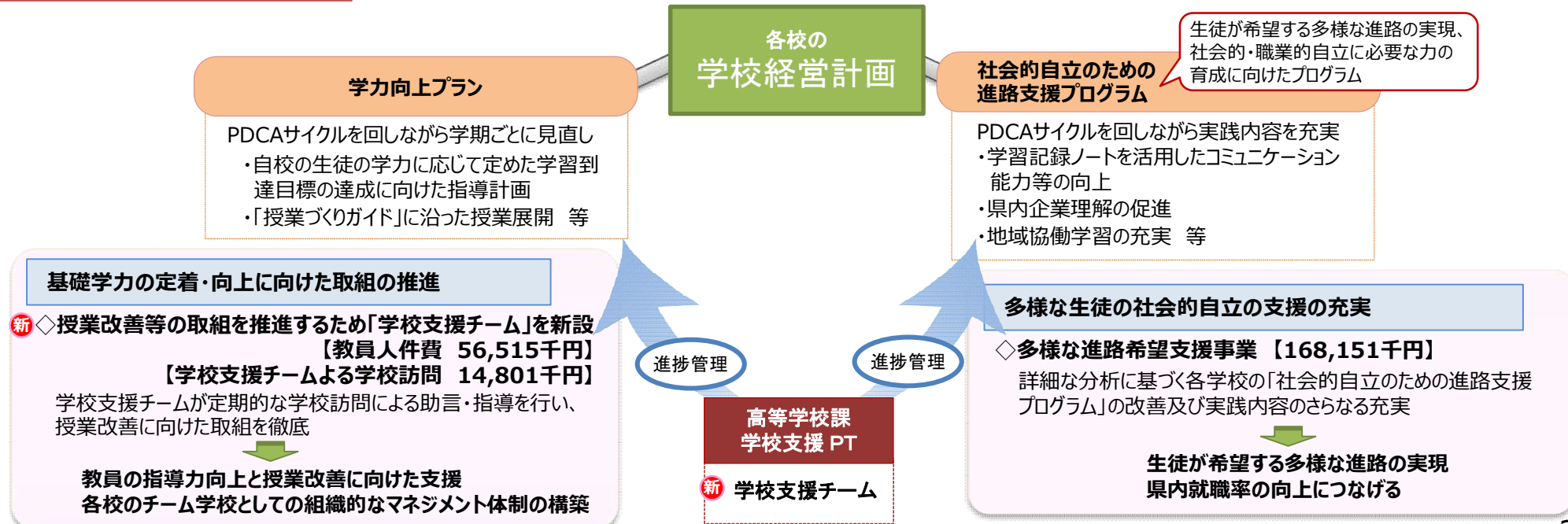
1 現状

- ◆学力定着把握検査の結果、D3層の生徒の割合が3年次の4月段階で約3割に達している。
【学力定着把握検査結果】
高等学校：3年生（D3層生徒割合）：30.0%[H26] → 29.8%[H29]
- ◆全県立高校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、基礎学力・社会性の向上を図るための「社会的自立のための進路支援プログラム」が策定され、プログラムに基づく体系的な取組が展開されるようになってきている。

2 課題

- 授業の進め方が教員個々の力量に任されており、特に基礎学力定着が必要な生徒への指導が、まだ十分ではない。
- 多様な学力・進路希望の生徒の学ぶ意欲の向上を図るため、各学校の「社会的自立のための進路支援プログラム」の実効性をさらに高める必要がある。

3 平成30年度の取組



対策のポイント

教員の多忙化解消と負担感の軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保や必要な教育活動を充実するため、県教育委員会・市町村教育委員会・学校が連携して、「教員の働き方改革」を推進する。

1. 現状

- ◆ 学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い業務が多様化する中で、授業改善や生徒指導など、子どもと向き合う時間の確保が難しい状況にある。
- ◆ 教員の多忙化により長時間勤務が常態化する中、勤務の実態把握が十分でない。

2. 課題

- 教員が子どもと向き合う時間を確保するため、業務の削減・効率化や地域・外部人材の活用等、直ちにできることから取組を進める必要がある。
- 勤務時間を客観的に把握するとともに、働き方に関する意識改革を進める必要がある。

3. 学校における取組

学校経営

- ・ 経営計画に「目指すところ・成果」の実現等の視点を位置付け、学校の現状を分析
- ・ リーダーシップを発揮した積極的な学校経営



校長の
マネジメント

◆ 学校組織マネジメント力の向上

- ・ ICT等を活用した出退勤の把握による「勤務時間の見える化」
- ・ 定時退校日や長期休業中の学校閉庁日等の設定と保護者・地域住民への周知
- ・ 会議の内容・回数の見直しや行事の整理・統合等、**学校独自の業務改善を推進**



◆ 業務の削減・効率化

- ・ 中学校では、運動部活動ガイドラインに沿った取組の実施
休養日の設定（平日1日、週末1日）、活動時間の設定（平日2時間、その他は3時間程度）
- ・ 中学校文化部及び県立学校もガイドラインを踏まえた取組の実施

◆ 地域・外部人材の活用

- ・ 部活動の負担軽減
運動部活動支援員（82人）に加え、新たに引率・単独指導ができる**運動部活動指導員**の活用（市町村立中8名、県立中3名・高校17名）
- ・ 教員の専門性を必要としない業務（学習プリントの印刷等）の支援
スクール・サポート・スタッフの活用（3→20名）
- ・ 学習指導・支援の充実
学習支援員の活用（小中462名（H29.12月現在）→492名予定）（県立：115名→136名）
- ・ 教育相談支援体制の充実・強化
SCの活用（全公立学校）
- ・ **SSWの活用**（31→33市町村、3県立中、9→13県立高校、3→6県立特別支援学校）
- ・ **学校支援地域本部**の活用（小中学校：202校→257校予定）



チーム学校の
加速化の

目指すところ・成果

子どもと向き合う 時間の確保

- ★ 教材研究、教科会や支援会等の充実
- ★ 生徒指導や保護者への対応



働き方に関する 意識改革

- ★ 生徒の家庭学習の充実と心身の健康増進
- ★ 教員の自己研鑽の機会確保と家庭生活の充実、心身の健康増進



4. 県教育委員会の主な事業

◆ 学校組織マネジメント力の向上

- **学校現場における業務改善加速事業** 【3,200千円】
モデル地域を拡大し、業務改善の取組を推進（4市6中→6市8中13小）
全公立学校長にマネジメント研修を実施

- **勤務時間把握のための環境整備** 【6,248千円】
全県立学校にICTを活用した勤務時間把握システムの導入

◆ 業務の削減・効率化

- ・ 市町村立学校への統合型校務支援システム導入を検討



◆ 部活動の負担軽減

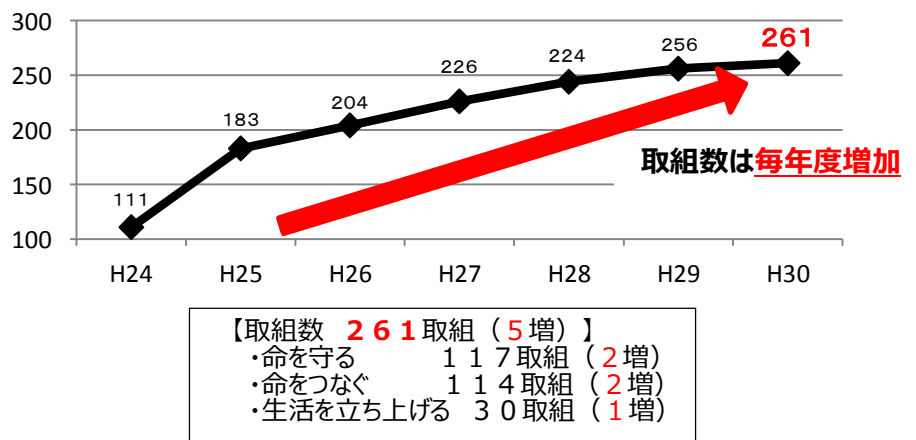
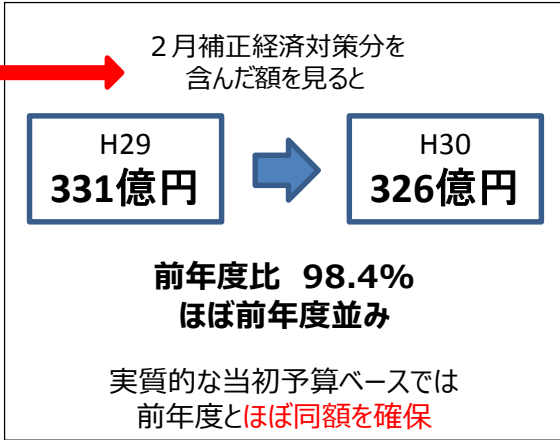
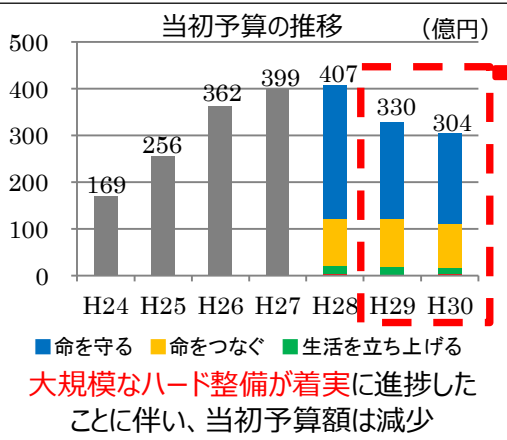
- ・ 休養日及び活動時間の方針を定めた運動部活動ガイドラインの作成と関係団体との協議
- ・ 学校への調査・報告等の精選、研修会等の見直し

◆ 地域・外部人材の活用

- **運動部活動指導員・支援員の配置** 【36,833千円】
- **学習支援員の配置** 【192,271千円(市町村)】 【16,491千円(県立)】
- **SC・SSWの配置** 【396,536千円】
- **スクール・サポート・スタッフの配置** 【25,200千円】
- **学校支援地域本部の設置促進** 【76,200千円】

南海トラフ地震対策関連予算額の推移

行動計画に位置付けられた取組数の推移



※下表の金額は実質的な当初予算ベース

「命を守る」

(H29)
211億円【212億円】

(H30)
199億円【217億円】
※〔〕内は2月補正経済対策分を含んだ額

主な増減

- 津波避難対策 **1,443百万円 ⇒ 1,036百万円 (407百万円減)**
・農村地域の避難路等整備：727百万円 ⇒ 255百万円 (472百万円減)
- 公共施設等の耐震化 **7,272百万円 ⇒ 5,270百万円 (2,002百万円減)**
・療育福祉センター・中央児童相談所、保健衛生総合庁舎 等
- 企業の高台移転用地造成 **794百万円 ⇒ 294百万円 (500百万円減)**
- 確実な通信手段の確保 **0 ⇒ 50百万円 (50百万円増)**
新・防災行政無線システム実施設計委託料：0 ⇒ 35百万円 (35百万円増)

- 津波・浸水被害対策 **5,649百万円 ⇒ 8,342百万円 (2,693百万円増)**
・高知港の防波堤整備 (国直轄事業負担金含む)：1,007百万円 ⇒ 1,710百万円 (703百万円増)
- 住宅の耐震化 **701百万円 ⇒ 706百万円 (5百万円増)**
- 室内等の安全確保対策 **824百万円 ⇒ 1,943百万円 (1,119百万円増)**
・県立学校非構造部材耐震化事業費：650百万円 ⇒ 1,520百万円 (870百万円増)

引き続き徹底

「命をつなぐ」

(H29)
104億円【104億円】

(H30)
92億円【96億円】
※〔〕内は2月補正経済対策分を含んだ額

主な増減

- 緊急輸送の確保 **9,157百万円 ⇒ 8,558百万円 (492百万円減)**
・緊急輸送道路等の法面防災対策：
1,071百万円 ⇒ 2,095百万円 (1,024百万円増)
・秦南団地関連道路：1,500百万円 ⇒ 410百万円 (1,090百万円減)
- 迅速な応急活動のための体制整備 **730百万円 ⇒ 299百万円 (431百万円減)**
・航空隊基地移転整備費：179百万円 ⇒ 24百万円 (155百万円減)

- 避難所・被災者対策 **361百万円 ⇒ 460百万円 (99百万円増)**
・避難所運営体制加速化交付金：291百万円 ⇒ 309百万円 (18百万円増)
新・県立学校における公衆無線LAN環境の整備：0 ⇒ 97百万円
- 集落の孤立対策 (緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金)
85百万円 ⇒ 113百万円 (28百万円増)

幅広く展開

「生活を立ち上げる」

15億円 (H29)
→ 13億円 (H30)
※2月補正経済対策なし

主な増減

- 復興方針等の検討 **1百万円 ⇒ 1百万円**
- まちづくり **1,466百万円 ⇒ 1,311百万円 (155百万円減)**
・地籍調査事業費：1,462百万円 ⇒ 1,303百万円 (159百万円減)

- 産業の復旧・復興 **9百万円 ⇒ 11百万円 (2百万円増)**
・事業者のBCP策定の支援：5百万円 ⇒ 6百万円 (1百万円増)
新・事業者防災アンケート実施委託料 0 ⇒ 1百万円 (1百万円増)

着実に推進

事業の概要

- 昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者が実施する耐震改修工事等に補助する市町村に対して補助を行う。

対策のポイント

需要の掘り起こし

- 上乗せ補助等実施市町村数が増

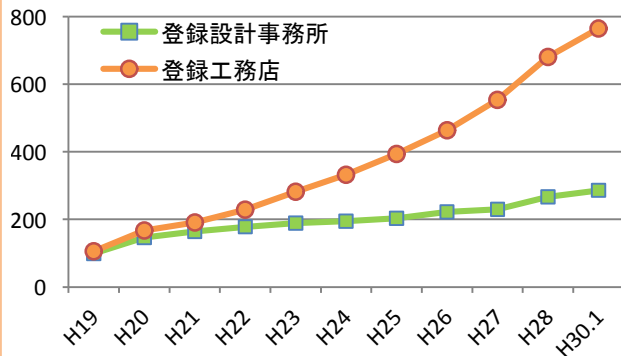
	(H28)		(H29)
耐震診断無料化	24	➔	26
耐震設計上乗せ補助	22	➔	28
耐震改修上乗せ補助	17	➔	25

- 代理受領制度… 33市町村で導入済み

供給能力の強化

- 耐震診断を省略して設計から実施する仕組み
… 12市町村で導入済み

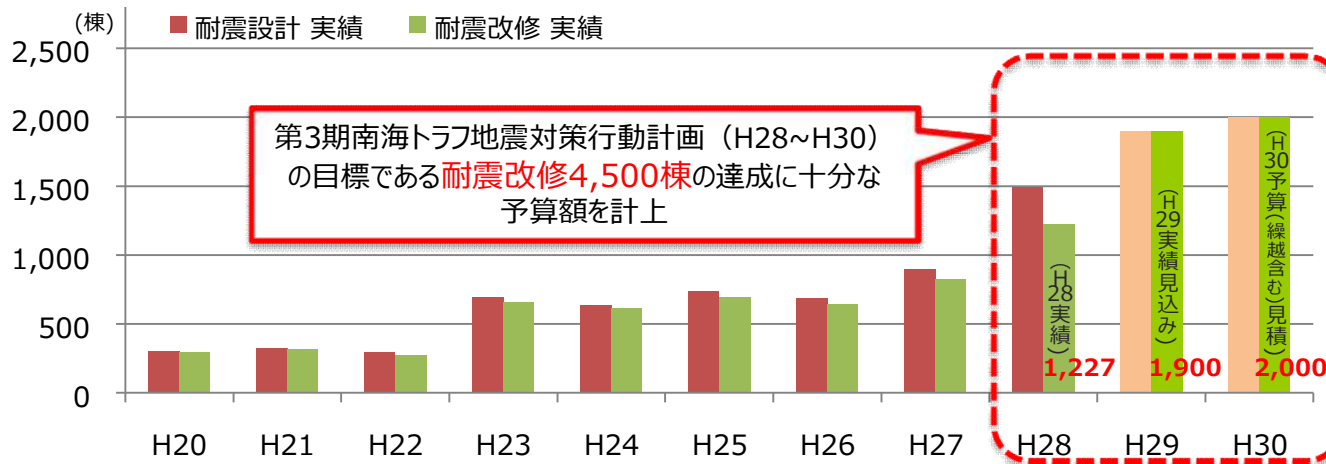
- 登録事業者数… 設計事務所・工務店ともに増
(件)



- 登録工務店の稼働状況… 2年前の2.7倍に
1工務店が1カ月に受注した工事0.22件→0.60件

平成30年度の取組

- これまでの取組効果に加え、熊本地震の影響が継続 } … **ニーズに対応する予算を確保**
- 市町村における申込見込みが大幅増
- 住宅耐震化に係る国の新たなメニュー創設を踏まえた対応が必要 … **耐震化総合支援事業の創設**
- 地震時等に土砂災害のおそれのある箇所の周知が進む見込み … **土砂災害対策に係る事業の創設**



様々なニーズに応える多様な補助メニューで住宅耐震化を加速化

・住宅耐震診断	2,600戸	・老朽住宅等除却	200件	新 かけ地近接等危険住宅移転	3戸
・住宅耐震改修設計	1,100戸	・空き家活用促進	30戸	新 土砂災害対策促進	3戸
・住宅耐震改修工事	1,100戸	・空き家活用費補助	40戸	新 耐震化総合支援	100戸
・ブロック塀耐震対策	120件				他

予算額 計 706,298千円 (対前年度比 1.01)

第3期南海トラフ地震対策行動計画の目標
耐震改修4,500棟 (H28~30) の早期達成を実現

施策の狙い・ポイント

- 四国8の字ネットワークや事前防災対策など必要性・緊急性の高いインフラ整備に重点的に取り組んできた。
- しかし、四国8の字ネットワークではミッシングリンクを抱えているほか、南海トラフ地震や豪雨に対する備えはまだ十分とはいえない。
 ・四国8の字ネットワークの供用延長：88km（H19末）→138km 整備率53%（H28末）
- このため、道路整備のほか、豪雨により浸水被害を受けた**河川流域の再度災害防止対策**、最大クラスの津波に対しても減災効果が発揮できる**防波堤や海岸堤防の整備といった事前防災対策**など、地域の実情を踏まえたインフラ整備に引き続き重点的に取り組む。
- また、**土砂災害防止対策の基礎調査**を平成31年度末までに完了させるよう大幅に加速化する。（H30は約1万箇所の調査を実施）
- さらに、社会資本整備推進本部会議を通じて新たなニーズも把握しながら、効果的かつ戦略的なインフラの整備を推進する。

① 道 路

- 「**四国8の字ネットワーク**」を南海トラフ地震対策を進めるうえでの重要課題と位置付けて整備を促進する。
- 「災害に強い道路」を目指し、緊急輸送道路等における**橋梁の耐震化や法面の防災対策を推進**する。
- 地域の基幹産業や県民の生活を下支えするため、**1.5車線の道路整備を着実に推進**する。

主な施策

- ◆ 四国8の字ネットワークを構成する道路事業：6,033百万円 ◆ 緊急輸送道路等の橋梁耐震対策：2,094百万円（県道須崎仁ノ線 仁淀川河口大橋ほか）
- ◆ 緊急輸送道路等の法面防災対策：2,095百万円（県道高知本山線 高川～薊野工区（高知市）ほか）
- ◆ 1.5車線の道路整備事業：3,009百万円（県道石鎚公園線 寺川工区（いの町）ほか）

② 河川・海岸・港湾

- **浦戸湾の地震・津波対策**など、人口や経済、社会インフラが集積する高知市とその周辺の河川・海岸堤防の地震・津波対策（堤防耐震化、水門・排水機場の耐震・耐水化）を加速する。
- 平成26年8月の台風12号で甚大な被害を受けた**日下川・宇治川流域の再度災害防止対策を推進**する。
- 県経済を支える国際物流・交流拠点とするため、**重要港湾3港**（高知港、須崎港、宿毛湾港）において**防波堤等の整備を推進**するとともに、大規模な地震・津波に対して防災・減災効果を発揮する**防波堤の粘り強い化を促進**する。

- 【河川】 ◆河川の再度災害防止対策：1,787百万円（日下川、宇治川支川の天神ヶ谷川）
◆浦戸湾内に流入する河川堤防や水門・排水機場の地震・津波対策の加速化：596百万円（下田川堤防、鹿児島排水機場ほか）

- 【海岸】 ◆県管理海岸における地震・津波対策：2,196百万円（高知港海岸、宇佐漁港海岸ほか）
◆国直轄事業による堤防の耐震補強：347百万円（高知海岸、高知港海岸）

- 【港湾】 ◆国直轄事業による防波堤の延伸（港内の静穏度確保と粘り強い化）：1,488百万円（高知港、須崎港、宿毛湾港）
◆既存クレーンの老朽化及び船舶の大型化に対応するため、高知新港にガントリークレーンを整備：360百万円〔港湾特会〕
◆大型外国客船の増加に対応するため、客船ターミナル及び臨港道路を整備：583百万円

うち、浦戸湾の三重防護
(1,981百万円)

③ 治山・砂防

- 台風や豪雨で被災し、被害が拡大した森林について、**復旧治山・地すべり対策を推進**する。
- 防災拠点等を守るハード対策と避難体制の整備・安全な土地利用を図るソフト対策を一体的に推進し、**土砂災害対策を強化**する。

主な新規・拡充施策

- 【治山】 ◆山地治山事業：1,390百万円（室戸市吉良川町蔵ヶ谷ほか26箇所） ◆山地防災事業：857百万円（室戸市貝川ほか24箇所）

【砂防関係施設の整備等】

- ◆住家や要配慮者利用施設など人命を守る土砂災害対策を推進：2,025百万円（馬路村樋ノ口谷川砂防えん堤ほか）
- ◆**土砂災害特別警戒区域の基礎調査を加速化**：2,838百万円（うち2月補正：2,400百万円）（基礎調査約1万箇所）

④ その他

- 既に着手している大規模建築事業（高知国際高等学校等の高校再編施設整備、保健衛生総合庁舎整備等）を着実に推進する。
- **既存インフラの有効活用と長寿命化**を図るため、計画的かつ効果的な維持管理を引き続き実施する。

主な新規・拡充施策

- 【都市計画】 ◆街路等：460百万円（高知駅秦南町線ほか） ◆都市公園：480百万円（春野総合運動公園野球場耐震改修ほか）

- 【耕地】 ◆耐震化等ため池整備：926百万円（香南市ほか） ◆避難路等防災施設整備：352百万円（黒潮町ほか）

- 【主な大規模建築事業】 ◆高校再編施設 4,966百万円（+1,871百万円） ◆保健衛生総合庁舎 1,733百万円（+1,120百万円）ほか

- 【インフラ老朽化対策】 ◆点検結果に基づく計画的な修繕：3,573百万円（道路） ◆県立学校施設長寿命化改修事業 15百万円

砂防等基礎調査の加速化による総合的な土砂災害対策の推進

防災砂防課
H30当初予算額 2,837,891千円
(うち2月補正予算額 2,400,000千円)

目的

- 安全な土地利用や警戒が必要なエリアを明確にする調査（土砂災害防止法に基づく基礎調査）を実施し、「住民への土砂災害の危険性の周知」、「安全対策を条件とした土地利用」、「効果的なハード整備」を促進することにより、土砂災害から人的被害を防ぐ

課題

- 県内には多数の土砂災害のおそれのある箇所（約18,000箇所以上）が存在
- 平成29年度から、個々の土地・家屋に関する詳細な危険度把握調査を本格化しており、残りの約16,000箇所についても、早期の調査と住民への周知が必要

対策のポイント

- 平成31年度末を目標に、調査によって地域の詳細な土砂災害リスクを明らかにするとともに、調査結果を住民へ周知し、的確な避難と対策を促進
- 調査結果に基づく土砂災害危険度などを踏まえて、効果的な土砂災害対策施設の整備を推進

H30年度実施内容

- 平成30年度は約10,000箇所[※]で調査を実施し、**平成31年度末まで**に県内全域の調査完了を目指す

平成29年度まで

調査済み 約2,000箇所

平成30年度

調査実施 約10,000箇所（約28.4億円）

H29補正 約8,500箇所
H30当初 約1,500箇所

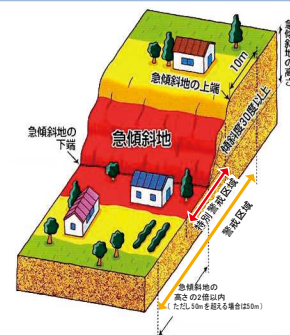
平成31年度

約6,000箇所（調査予定）

調査完了

基礎調査とは

- 土砂災害防止法に基づき、都道府県が実施する土砂災害のおそれのある区域を明らかにする調査【※法指定の前提となる調査】
- ▶**土砂災害警戒区域（イエローゾーン）**
土砂災害のおそれがある区域で、土地の地形、地質、利用状況により区域を設定
- ▶**土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**
建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



調査完了後の取り組み

【警戒避難体制・住民への注意喚起】

安全な避難所指定・ハザードマップ

要配慮者利用施設避難計画

避難訓練

防災学習



【県民との協働により確実に命を守る対策の強化】

民間企業による開発行為時の対策（許可制）

住宅の移転支援

建築物の補強

住宅耐震対策と連携した周知



【地域を守る施設整備】

人命と財産を守る効果の高いハード整備

砂防堰堤の整備 など



2-(2) 5つの基本政策に横断的に関わる政策関連予算のポイント

中山間対策の充実・強化

H29：274億円【274億円】 →
【内は2月補正経済対策分を含んだ額】

H30：287億円【287億円】

施策の狙い・ポイント

- 中山間対策の核となる取組である「**集落活動センター**」は、それぞれの地域で住民主体による様々な活動が進んでおり、現在、26市町村42箇所にまで広がり、平成30年度の早い段階には**50箇所程度**の開所が見込まれている。
- 高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、県内各地に広がってきている集落活動センターのネットワークなどを生かし、中山間対策の2つの柱である「産業をつくる」、「生活を守る」施策をさらに強化する。

①集落活動センターの量的拡大と質的向上に向けた取組のさらなる充実

- 住民が主体となって取り組む集落の活性化や、特産品や加工品づくりなどに係る経費を支援することにより、新たな候補地区の掘り起こしを図る。
- 集落活動センターが、将来の地域産業における主要な役割を果たすことを目指して、その経済活動をさらに強化する取組を支援する。

主な新規・拡充施策

- ◆ 集落活動センターの活動が軌道に乗った地域において、**センターの基幹となる経済活動を強化**する取組を支援
【集落活動センター推進事業費補助金（基幹ビジネス確立支援事業（30百万円））】

②貨客混載の視点を踏まえた移動手段と物流の仕組みづくりの推進

- **貨客混載**の規制緩和を最大限活用し、地域の実情にあった効率的・効果的な移動手段と物流の仕組みづくりを推進する。

主な新規・拡充施策

- ◆ 地域の実情を踏まえた「貨客混載」に係る複数の事業スキームを構築・提案するため、貨客混載推進検討会を設置 【貨客混載推進検討委託料（2百万円）】
- ◆ 貨客混載推進検討会で得られた事業スキームの実証運行を支援 【中山間地域生活支援総合補助金（貨客混載推進事業（11百万円））】

③鳥獣被害対策の推進

- 被害集落の早期解消と、**シカ捕獲3万頭**の早期達成に向け、防除及び捕獲対策を強化する。

主な新規・拡充施策

- ◆ **ICTを活用した大型囲いわな**による効果的なシカ捕獲技術の検討 【指定管理鳥獣捕獲等事業委託料（10百万円）】

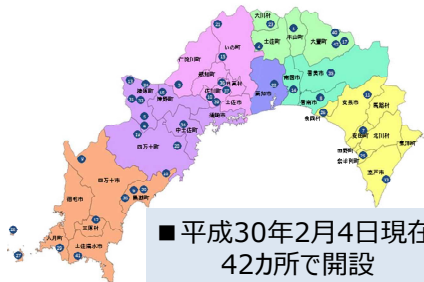
目指す姿

高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現



これまでの取組

県内に広がる集落活動センター



■平成30年2月4日現在、
42カ所で開設

○経済活動の活性化

- ・汗見川ふれあいの郷清流館（本山町汗見川）
（宿泊者数：H28年度約1,000人）
- ・チムシルバン・レストラン（梶原町初瀬）
（来客数：約7,600人（H29.4未現在））
- ・農家食堂・Cafe「イチョウノキ」（津野町郷）
（来客数：約3,200人（H29.4未現在））
- ・やまびこカフェ営業日数：週6日営業（三原村）
- ・農業法人設立によるシトウ栽培（三原村）
- ・（一）四万十農産による複合経営拠点の取組
（四万十町仁井田）
- ・杉苗の栽培（大豊町西峯）
- ・特用林産（マイタケ）の栽培（いの町上本川）

など

○「目指す姿」の実現に向けては、集落活動センターの経済活動がビジネスとして確立され、さらには中山間地域の基幹産業となるようにステップアップを後押しする施策が必要

平成30年度の主要な取組

新

集落活動センターの経済活動の強化・確立を支援

「基幹ビジネス確立支援事業」【30,000千円】

（集落活動センター推進事業費補助金の新メニューとして創設）

アドバイザーの派遣による事業計画の策定支援（拡充）

基幹ビジネス確立支援事業（新規）
・補助限度額：10,000千円
（補助率1/2）

平成30年度 その他の取組 8,330千円

- 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 K P I：80カ所の達成に向け、開所に向けた取組を加速
- 人材導入への支援
・集落活動センター推進事業費補助金
・高知ふるさと応援隊県外募集説明会等
- 人材育成への支援
・集落活動センター研修、高知ふるさと応援隊研修
・集落活動センター推進アドバイザー、地域づくりアドバイザー等の派遣
- 集落活動センターの相互交流・相互研鑽
・集落活動センター連絡協議会総会、推進フォーラム、エリア別情報交換会の開催、相互視察等の実施

○産業振興施策群の活用

○産業振興推進総合支援事業費補助金

- ・士佐MBA
- ・商人塾
- ・創生塾
- ・まるごと高知
- ・事業計画策定
- ・法人化
- ・中核人材の確保

など

○センターの活動が軌道に乗った地域において、将来の地域の主要産業となることを目指して、センターのメインエンジンともいえる基幹ビジネスを強化、確立する取組に対する支援策を創設

③経済活動拡充支援事業
（集落活動センターの経済活動支援）
【8,370千円】

従来の仕組みを活用した
集落活動センターの
経済活動の拡充は継続

①整備事業（活動の基盤整備）
【118,954千円】

②人材導入活用事業
（必要な人材の導入）
【38,456千円】

（前倒し可）



集落活動センターの経済活動が成長し、地域地域の主要産業へ！

施策の狙い・ポイント

- 生涯未婚率や初婚年齢の上昇などにより、合計特殊出生率が低下。また、県民の結婚・出産に関する希望と実態にかい離が生じている。
・結婚を希望する県民の割合：約8割　・理想とする子どもの人数：2.45人 → 実際の子どもの数：2.09人（H27 県民意識調査）
- このため、より多くの方の「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をより早く叶え、理想とする子どもの人数の希望を叶えることができるよう **ライフステージの各段階に応じた取組をさらに推進**するとともに、官民協働の取組を総合的に進める。
- 女性の就業促進について、取組の成果が一定表れていることから、今後も活躍の場の拡大を求める女性の希望に応える体制の充実を図っていく。
・「高知家の女性しごと応援室」での ①相談件数：1,130件 ②就職者数：139人（H30.1.31現在）
- また、結婚や出産、育児など **様々なライフステージの女性が希望に応じて働き続けられる**ように取り組む。

①少子化対策の充実・強化

- 「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て」の各段階に応じた取組をさらに推進する。
- 働き方改革の推進や **男性の育児休暇・育児休業の取得促進を図る**など、ワークライフバランスの取組を推進する。

主な新規・拡充施策

- ◆ **男性が育児休暇等取得しやすい職場環境づくりなどに向けた企業の取組を促進** 【少子化対策県民運動推進事業費（6百万円）】【再掲】
- ◆ 「こうち出会いサポートセンター」の **マッチングシステムの運用強化** 【出会い・結婚・子育て応援窓口運営業務等委託料（42百万円）】【再掲】
- ◆ 「高知県働き方改革推進会議」を要とした **ワークライフバランス推進事業の実施** 【ワーク・ライフ・バランス推進事業（9百万円）】

②女性の活躍の場の拡大

- 女性が子育てしながら安心して働き続けられるよう、**保護者のニーズに合わせた保育環境の整備**や **ファミリー・サポート・センターの普及**を推進する。
- 「高知家の女性しごと応援室」の機能拡充を図り、蓄積された相談事例を生かして、働くことを希望する女性に対する **ワンストップ就労支援**や、**働きやすい職場づくりに向けた企業支援を実施**する。

主な新規・拡充施策

- ◆ **「高知家の女性しごと応援室」の機能拡充によるワンストップ就労支援等の強化** 【女性就労支援事業（46百万円）】【再掲】
- ◆ **運輸業における女性の活躍の推進**（座談会の開催等） 【女性活躍推進事業費負担金（3百万円）】

施策の狙い・ポイント

文化芸術

- 文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県をめざして**高知県文化芸術振興ビジョン**に基づき、文化芸術振興組織（アーツカウンシル）の充実を図り、文化芸術活動への支援や発表の機会の拡充など文化芸術に触れる機会の充実に取り組んでいく。
- 文化芸術のさらなる振興を図るために、文化芸術を観光振興や産業振興に生かすことのできる人材や、幅広い文化芸術分野で創造・発信ができる**人材の育成**に取り組む。

スポーツ

- 県民の運動習慣が十分に定着していないことや、県全体としては競技力が低迷していることに加え、障害者スポーツの充実やスポーツツーリズムのさらなる活性化が求められている。
- こうした状況を踏まえ、将来にわたって誰もがスポーツに親しみ夢や志を育むことができる環境をつくるとともに、スポーツの価値や魅力を通じて活力ある地域づくりにつなげるため、**第2期高知県スポーツ推進計画Ver.1（平成30年3月策定）**に基づき、「スポーツ参加の拡大」、「競技力の向上」、「スポーツを通じた活力ある県づくり」の3つの柱と、「オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興」などの横断的に関わる施策を一体的に推進する。

文化芸術の振興

- **文化芸術活動への支援や発表の機会の拡充**を図る。また、文化芸術を産業に生かす人材の育成を図るため、**文化人材育成プログラムを実施**する。
- 夏の「まんが甲子園」と並ぶ春の**「世界まんがセンバツ（仮）」を開催**し、国内外への情報発信力を高め、「まんが王国・土佐」のブランド力強化を図る。

主な新規・拡充施策

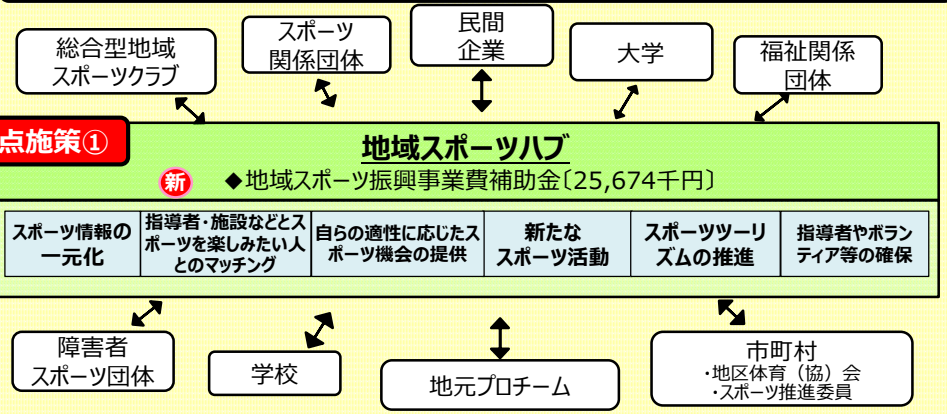
- ◆ **高知県芸術祭の充実**（2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の機運醸成に向けたチェコ・フィルハーモニー管弦楽団公演の開催等）
【文化芸術振興ビジョン推進事業費（うち高知県芸術祭開催事業）（15百万円）】
- ◆ 文化芸術を産業に生かすことのできる人材の育成を目指し、**文化人材育成プログラムを実施**
【文化芸術振興ビジョン推進事業費（うち文化人材育成プログラム）（6百万円）】
- ◆ 全国漫画家大会議の新たな企画として、国内外の高校生を対象としたコンテスト「世界まんがセンバツ（仮）」を実施
【まんが王国・土佐推進協議会事業費（5百万円）】

目指す姿 スポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことのできる社会

- 基本理念**
- ① 将来にわたって誰もがスポーツに親しみ夢や志を育むことができる環境をつくる
 - ② スポーツの価値や魅力を通じて活力ある地域づくりにつなげる

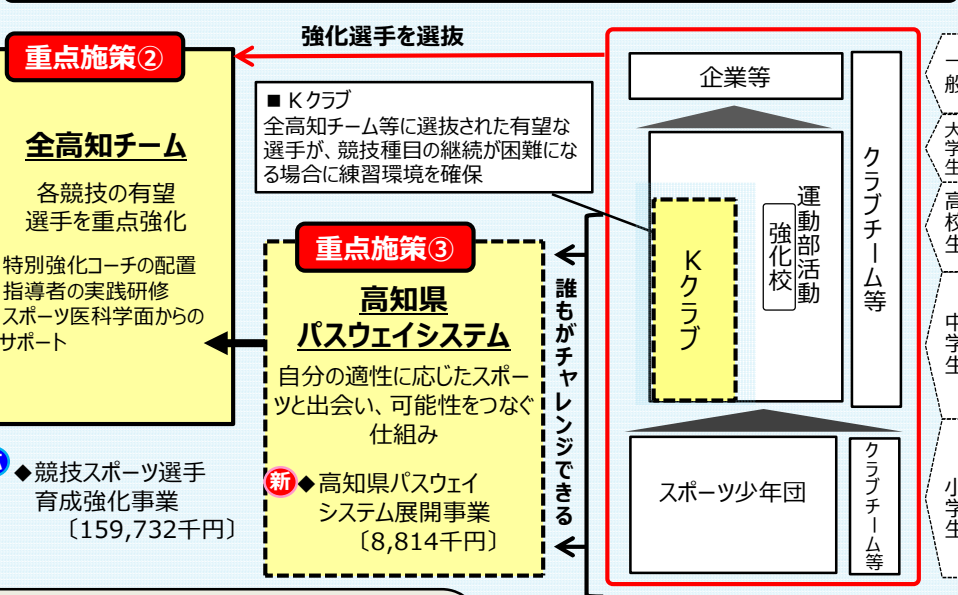
施策の柱① スポーツ参加の拡大

〔既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進〕



施策の柱② 競技力の向上

〔個々の適性に応じた選手の発掘や系統的な育成・強化体制の充実〕



重点施策④ スポーツ医科学の効果的な活用
◆ 春野総合運動公園におけるスポーツ医科学拠点の整備 [144,395千円]

施策の柱③ スポーツを通じた活力ある県づくり

〔地域のスポーツサービスの提供による経済や地域の活性化〕



3本の柱に横断的に関わる施策の方向性 **オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興** **重点施策⑥**

- ◆ オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動(49,860千円)
- ◆ ラグビーワールドカップ2019ベースキャンプ誘致(8,839千円)

目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーWC2019の開催を好機と捉え、参加国の事前合宿等の招致を通じた機運の醸成を図るとともに、将来を担う子どもたちが夢や希望を抱いてスポーツに取り組み、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりや、地域の活性化につながる取組を行う。

現状・課題

本県で各国の代表チームによる事前合宿は実施されているものの、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーWC2019大会直前に行う合宿（直前合宿）を行う国や地域が決定していない。

主な招致活動

- ①ネットワークアドバイザーによる招致活動
- ②ホストタウン交流事業
- ③対象国関係者等の県内視察受入れ

直前合宿・事前合宿の招致

事前合宿（直前合宿地選定のための合宿）の招致活動を通じ、県民のスポーツに対する意識（する・みる・ささえる）を高め、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会・ラグビーWC2019大会に向けた機運の醸成を図る。

（直前・事前合宿の期待する効果）

- 本物のスポーツを見る機会の創出による**競技力向上**（教育効果）や**スポーツ参画人口の拡大**
- スポーツによる健康志向や生きがいづくりによる**日本一の健康長寿県構想への寄与**
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会・ラグビーWC2019大会直前の合宿**招致の実現性の拡大**
- 施設価値の増加による**施設利用の拡大**（合宿受入件数の増加や会員の増加 など）
- メディア等で取り上げられることによる**本県の認知度アップ**
- 合宿の見学や取材など県外からの来県者が生む**経済効果**

直前合宿：2020年7月を想定（大会に向けての時差調整等）
事前合宿：～2019年（直前合宿地選定のための合宿）

ラグビーWC2019大会直前合宿招致活動と連動した取組と目指す成果

ラグビーWC2019大会「スキャン」誘致事業(8,839千円)

トング王国

- ・トング王国出身選手によるラグビースクール開催
⇒ 競技力向上・競技人口の拡大
- ・トング王国応援プロジェクトの実施
⇒ 大会へ向けた機運の醸成・スポーツを通じた異文化理解の促進



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の直前・事前合宿招致活動と連動した取組と目指す成果

オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動（49,860千円）

シンガポール

- ・国立スポーツ学校とのスポーツ交流
⇒ スポーツでの異文化理解の促進・競技力向上
- ・シンガポールスポーツインスティテュートとの連携
⇒ 競技者のサポート体制の充実（スポーツ医科学・トレーニング環境の情報交換）
- ・日本代表チーム合宿の招致
⇒ 事前・直前合宿時の対戦相手の確保、指導者の資質向上、スポーツ参画人口の拡大等

オランダ

- ・トップアスリートの県内自転車イベントへの参加
⇒ スポーツツーリズムの推進・競技人口の拡大
- ・オランダプロサッカーチームへ県内指導者の派遣
⇒ 指導者の資質向上・競技力向上



オーストラリア

- ・国際交流大会開催の調整
⇒ スポーツを通じた異文化理解の促進・競技力向上
- ・日本代表チーム合宿の招致
⇒ 事前・直前合宿時の対戦相手の確保、指導者の資質向上、スポーツ参画人口の拡大等



チェコ共和国

- ・自然環境を生かした合宿地の情報発信
⇒ スポーツツーリズムの推進



ハンガリー

- ・在住ハンガリーカヌーコーチを通じたスポーツ交流
⇒ 競技力向上・スポーツツーリズムの推進
- ・自然環境を生かした合宿地の情報発信
⇒ スポーツツーリズムの推進

背景・ねらい

本県ではこれまでも、教育の充実に加え、産業人材や介護人材など様々な分野の人材育成にも努めてきた。

新しい時代を切り拓いていくのは「人」であることから、平成30年に明治維新150年を迎えることを機に、先人の功績を称え、県民が自らの志を考える機会をつくとともに、未来を担う若者の育成をさらに強化する。

幕末維新时期に活躍した土佐の偉人から、時代の先を見通した物の見方や考え方を学ぶことで、郷土への愛着と誇りを持ち、高い『志』を掲げて日本や高知の未来を切り拓く人材の育成につなげる。

ポイント

- ◆小中高校の児童生徒が、幕末維新博関連施設や地域の史跡等を見学し、郷土の先人の功績や考え方、生き方を体感的に学ぶフィールドワークを推進する。
- ◆地域学習を通じて「志・目的を持った生き方」を考える。
- ◆学習成果を様々な形で発表する機会を設け、地域の大人も含め『志』を学ぶ意義を共有するとともに、広く周知・啓発する。

学習機会の充実

児童生徒が「目的を持った生き方」を主体的に考える機会をつくる

記念式典の開催

先人の功績を称え、県民が自らの志を考える機会をつくる

学習成果の周知啓発

志を育む学びの意義を啓発する

基礎
学習

4月 学校や家庭での学びに役立てる副読本等の配布【全校】
家庭版道徳教育ハンドブック（小中学生）、郷土史副読本（中学生）を活用して学習を深める

地域
学習

通年 新 各校が地域でフィールドワークを実施【希望校】
授業や行事を活用し、幕末維新博会場や地域の史跡等に出向いて学習



8月 新 夏休みフィールドワークの実施【希望中高生】
1泊2日で幕末維新博関連施設等を横断的に巡り、グループワークで協働学習を実施
※全国高等学校総合文化祭生徒実行委員とも連携

発展
学習

4～9月 新 公民館ふるさと教育推進事業【小学生】
公民館と学校が連携し、地域の大人と協働して地域の歴史を深く学ぶ

9月 副読本でたどる幕末維新講座【中高生対象】
オーテピア高知図書館を活用した調べ学習で学びを深める

4～9月 担い手・志育成事業【高校生対象】
地域産業に関する研究テーマを高校生が設定し、研究発表を実施

他県
交流

10月 山口県若者国際シンポジウム
10名程度の高校生・大学生が参加し、他県の学生と意見交換を行う

11月 新 薩長土肥4県交流フィールドワーク
薩長肥3県の高校生と本県の高校生が坂本龍馬をテーマに交流し協働学習

10月 『新』志・とさ学びの日『コンクール』に応募
新聞 感想文 標語 作文 小論文 作品 プレゼン

11/1～2週間 新 次世代の『志』企画展の開催
多くの県民が集うオーテピア高知に、コンクール優秀作品等を展示

11/11（予定） 新 明治150年記念式典の実施
式典及び記念講演
記念式典と連携し 成果発表フォーラムの開催
生徒が主体となり、優秀作品等の成果発表を実施
最優秀賞 研修旅行

3月 新 記念冊子作成
取組の成果を事例集にまとめ、全ての学校や教育関係機関等に配布

（次年度以降の取組継続に活用）



3 グラフと絵で見る一般会計当初予算

県民一人当たりの一般会計予算額
619,113円 (人口728,276人)
※人口は平成27年度国勢調査確定値

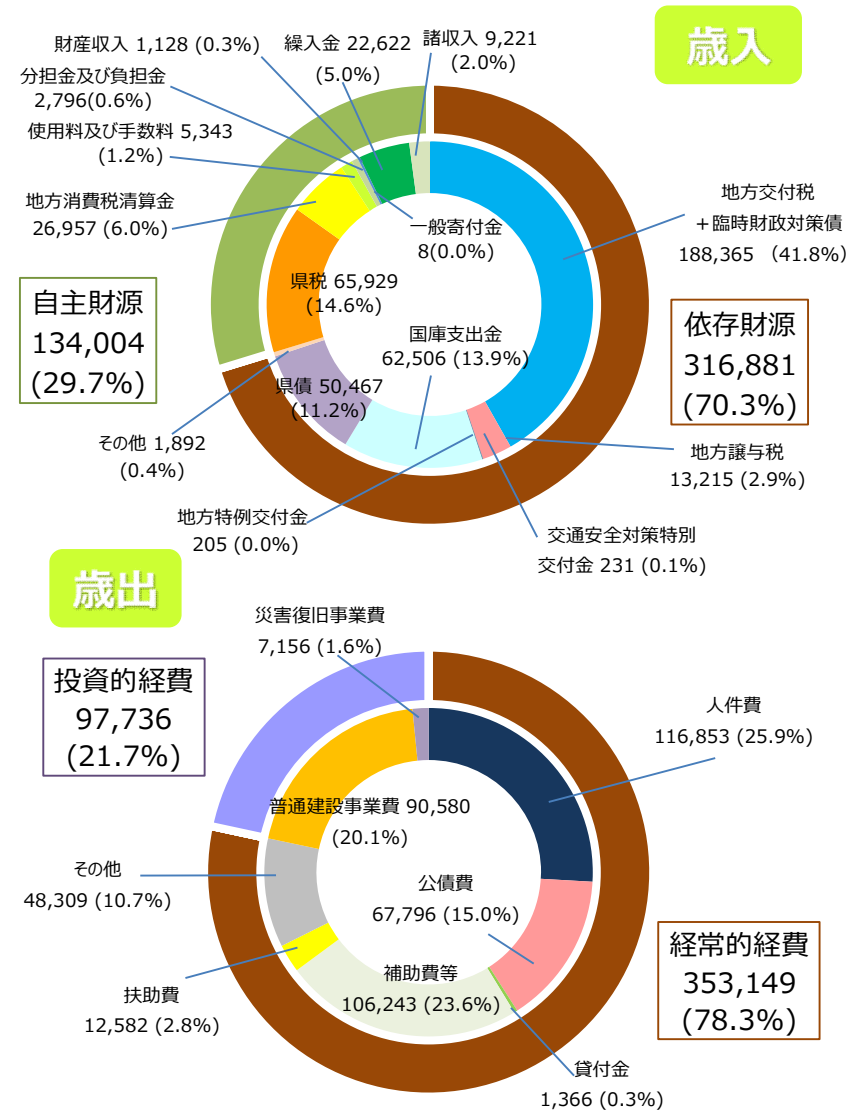
<p>教育費 141,479円</p> 	<p>総務費 17,914円</p> 	<p>危機管理費 4,093円</p> 
<p>健康福祉費 103,165円</p> 	<p>議会費 1,412円 公債費 93,194円 諸支出金 58,852円 予備費 96円</p> 	<p>文化生活費 5,554円</p> 
<p>産業振興推進費 7,120円</p> 	<p>商工労働費 9,812円</p> 	<p>観光振興費 4,206円</p> 
<p>農業振興費 18,522円</p> 	<p>林業振興環境費 18,782円</p> 	<p>水産振興費 6,376円</p> 
<p>災害復旧費 9,880円</p> 	<p>土木費 89,003円</p> 	<p>警察費 29,655円</p> 

飛躍への挑戦!
 高知県産業振興計画



※南海トラフ地震対策についての県民一人当たりの予算額は、41,749円 (但し、人件費除く)

歳入・歳出の構成比
 総額 450,885百万円



4 平成29年度2月補正予算(案)の概要

(1) 歳入 (単位 百万円)

区分	平成29年度					前年度2月補正後 (D)	前年度2月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額	経済対策分	小計(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	311,502	△ 917	1,891	974	312,476	313,136	△ 0.2
県 税	65,908	△ 1,188		△ 1,188	64,720	64,983	△ 0.4
地方消費税清算金	26,549	295		295	26,844	25,675	4.6
地方譲与税	13,091				13,091	12,553	4.3
地方交付税等 ⁽⁷⁺⁸⁾	191,188	256		256	191,444	194,513	△ 1.6
(うち地方交付税)ア	(170,969)	(288)		(288)	(171,257)	(174,192)	(△ 1.7)
(うち臨時財政対策債)イ	(20,219)	(△ 32)		(△ 32)	(20,187)	(20,321)	(△ 0.7)
財調基金取崩ウ	4,746	△ 2,746		△ 2,746	2,000	2,092	△ 4.4
その他	10,020	2,466	1,891	4,357	14,377	13,320	7.9
(2) 特定財源	156,164	△ 17,645	14,777	△ 2,868	153,296	154,111	△ 0.5
国庫支出金	65,742	△ 5,918	8,493	2,575	68,317	71,744	△ 4.8
県 債 工 費	49,180	△ 1,710	5,839	4,129	53,309	51,772	3.0
(うち行政改革推進関連、 退職手当債)オ	(5,000)	◎(2,000)		(2,000)	(7,000)	(5,000)	(40.0)
(うち補正予算債)			(5,992)	(5,992)	(5,992)	(7,486)	(△ 20.0)
減債基金(ルール外)カ	7,560	△ 3,774		△ 3,774	3,786	2,722	39.1
その他	33,682	△ 6,243	445	△ 5,798	27,884	27,873	0.0
総計(1)+(2)	467,666	△ 18,562	16,668	△ 1,894	465,772	467,247	△ 0.3
県債計 (7+8+9)	69,399	△ 1,742	5,839	4,097	73,496	72,093	1.9
財源不足額 (7+8+9)	17,306	△ 4,520		△ 4,520	12,786	9,814	30.3

(2) 歳出 (単位 百万円)

区分	平成29年度					前年度2月補正後 (D)	前年度2月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額	経済対策分	小計(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	363,452	△ 8,006	10	△ 7,996	355,456	353,296	0.6
人件費	117,623	△ 1,230		△ 1,230	116,393	118,232	△ 1.6
(うち退職手当を除く)	(104,367)	(92)		(92)	(104,459)	(105,193)	(△ 0.7)
扶助費	12,397	△ 93		△ 93	12,304	12,302	0.0
公債費	73,457	△ 695		△ 695	72,762	68,438	6.3
その他	159,975	△ 5,988	10	△ 5,978	153,997	154,324	△ 0.2
(2) 投資的経費	104,214	△ 10,556	16,658	6,102	110,316	113,951	△ 3.2
普通建設事業費	99,505	△ 9,441	16,658	7,217	106,722	108,639	△ 1.8
(うち公共事業等)	(52,831)	(△ 3,528)	(14,776)	(11,248)	(64,079)	(64,907)	(△ 1.3)
補助事業費	63,733	△ 6,055	16,620	10,565	74,298	76,191	△ 2.5
単独事業費	35,772	△ 3,386	38	△ 3,348	32,424	32,448	△ 0.1
災害復旧事業費	4,709	△ 1,115		△ 1,115	3,594	5,312	△ 32.3
総計(1)+(2)	467,666	△ 18,562	◎ 16,668	△ 1,894	465,772	467,247	△ 0.3

平成29年度2月補正予算(案)のポイント

国補正予算等を積極的に活用し、経済の活性化の推進や、南海トラフ地震対策をはじめとする事前防災・減災等への取組を加速化

国の平成29年度補正予算では、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ計上。

この国の補正予算等を積極的に活用し、生産性革命に資する取組を中心とした経済の活性化施策を推進するとともに、土砂災害対策の基礎調査や河川・海岸堤防の耐震化等の加速化を図る。

1 「新しい経済政策パッケージ」を中心とした経済の活性化の取組を推進 19.6億円

2 南海トラフ地震対策など「命を守る」対策を中心としたインフラ整備を加速 143億円

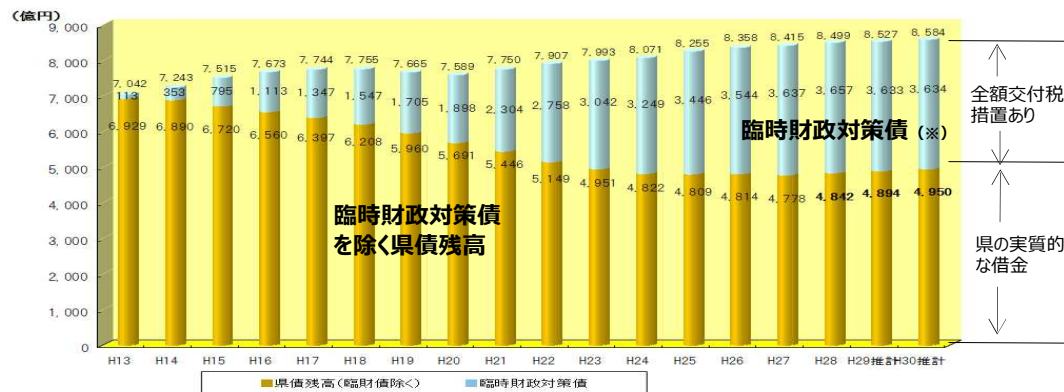
※ ①②については次ページ参照

3 中長期的な財政運営を見据え、将来の財政調整的基金の残高を確保

○財政の健全化に向けた取組

平成29年度中に予定していた減債基金(ルール外)及び財政調整基金の一部の取り崩しを取り止め(計65億円)、財政調整的基金の残高を確保

県債残高の推移(一般会計ベース)



(※) 臨時財政対策債: 本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税で措置される。

平成29年度2月補正予算(案)のポイント

「新しい経済政策パッケージ」を中心とした経済の活性化の取組を推進 19.6億円

- 平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、国の平成29年度補正予算が成立。
- 国の補正予算等を積極的に活用し、生産性革命に資する取組を中心とした経済の活性化の施策を推進するとともに、土砂災害対策の基礎調査や河川・海岸堤防の耐震化等を加速化する。

地方創生拠点整備交付金を活用した生産性革命に資する施設整備

- ◆工業技術センターにおいて、低温実験室等を改修するとともに、食品の科学的な分析・検証を行う環境を整備することにより、県産資源を活用した高付加価値食品の開発を加速化する。【工業技術センター管理運営費 61百万円】
- ◆農業技術センターにおいて、収量を飛躍的に向上させる環境制御技術を開発して生産者に普及させるため、**様々な環境条件を設定できる高軒高ハウスを新設**するとともに、**IoT技術を活用した環境測定装置**等を整備する。【IoT推進事業費 83百万円】
- ◆畜産試験場において試験鶏舎の整備と暑熱対策を施すことにより、農家へ供給する**土佐ジローの種卵の生産体制の充実**を図る。【畜産試験場管理運営費 151百万円】
- ◆水産試験場古満目分場の採卵作業棟施設の改修等を行い、人工種苗生産技術の開発や赤潮・魚病対策などの研究機能の充実を図る。【水産試験場管理運営費 70百万円】

その他の主な取組

- ◆JAグループが高知市に新たに建設予定の**大規模直販所**の整備への支援【中山間地域所得向上支援事業費 295百万円】
- ◆高性能林業機械の導入への支援【原木増産推進事業費 17百万円】
- ◆土佐清水市が実施する**メジカ産業クラスタープロジェクトの中核**を構成する**冷凍保管施設の整備**に対する支援【漁業生産基盤整備事業費 303百万円】

南海トラフ地震対策など「命を守る」対策を中心としたインフラ整備を加速 143億円

- 四国8の字ネットワークなどの「命の道」の整備や、河川・海岸堤防の耐震化や防波堤の粘り強い化など、南海トラフ地震対策を加速
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を行うための基礎調査を着実に実施

主な取組

- ◆**土砂災害特別警戒区域調査の大幅な加速化**（当初予算とあわせて基礎調査10,000箇所を予定）【2,838百万円（うち2月補正：2,400百万円）】

平成30年度の組織改正等による体制強化の概要

基本的な
考え方

バージョンアップした5つの基本政策と3つの横断的な政策に基づき、県勢浮揚の実現に向けてより実効性の高い施策をスピード感を持って展開するため、県庁組織等をさらに強化

経済の活性化 ～第3期産業振興計画ver.3の推進～

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

～ 新たな付加価値を生み出す仕組みを構築 ～

① 観光振興体制の強化

(1) 「よさこい」の戦略的活用

- ・「よさこい」の世界に向けたプロモーションを強化し、本県の認知度の向上と訪日客の誘客を促進
- 「国際観光課」の体制を強化

(2) 自然体験型観光の推進

- ・ポスト幕末維新博に向けて、自然体験型観光を本格的に展開するための準備等を開始
- 「地域観光課」の体制を強化

(3) 地域への周遊促進機能の強化（関係団体における体制強化）

- ・地域の新たな旅行商品の造成・販売を支援
- （公財）県観光コンベンション協会の体制を強化

② 新たな産業の創出に向けた支援体制の強化

- ・「高知県IT・コンテンツアカデミー」を新たに開講するなどIT・コンテンツ関連産業の振興を加速
- 「産業創造課」の体制を強化
- ・農業分野における生産性向上を目指したIoT活用の促進
- 「環境農業推進課」の体制を強化

③ 新食肉センター等の整備に向けた体制の強化

- ・「新食肉センター（仮称）」の整備を本格化するとともに、四万十市の食肉センターの整備を支援
- 畜産振興課内の「食肉センター整備準備室」の体制を強化

④ 海洋レジャーや遊漁等のサービス業の振興

- ・海洋資源を活かした海洋レジャーや遊漁等のサービス業を創出することにより、漁業者の所得向上や若者の定着を促進
- 「水産政策課」の体制を強化

～ 交易の範囲のさらなる拡大 ～

① 輸出振興体制の強化

- ・県産の食料品の輸出や海外展開の取組を一層本格化
- 部局横断的な調整と関係機関との連携を行うため、地産地消・外商課内に「輸出振興室」を設置
- ・東南アジアを有望市場として、防災関連産業・製品の輸出拡大の取組を推進
- 「工業振興課」の体制を強化

② 県産材の外商促進（関係団体における体制強化）

- ・A材（良質材）の需要拡大と販売促進を強化
- （一社）県木材協会に「TOSAZAIセンター」を設置

③ 中部地区の外商力を強化（関係団体における体制強化）

- ・中部エリアでの外商活動を強化
- （一財）県地産外商公社の拠点を県名古屋事務所内に設置

～ 担い手育成・確保策の抜本強化 ～

① 林業大学校の開校

- ・次世代の林業・木材産業を牽引する優れた人材の育成を本格化
→平成27年4月に開校した林業学校に3つの専攻課程を設け、「**県立林業大学校**」として本格開校

② 「働き方改革」の取組の推進（関係団体における体制強化）

- ・県内企業のさらなる生産性の向上を目指し、事業戦略、働き方改革の両面で支援
→（公財）県産業振興センターの体制を強化

～ 事業戦略の策定と実行支援の強化 ～

○ 地域の事業者の支援の強化（関係団体における体制強化）

- ・商店街等地域の事業者の経営計画の策定と実行を支援
→県商工会連合会に経営支援コーディネーターを配置

日本一の健康長寿県づくり



～第3期日本一の健康長寿県構想ver.3の推進～

① 高知版地域包括ケアシステム構築のための体制強化

- ・地域の医療・介護・福祉等の資源を切れ目のないネットワークとしてつなぐ「高知版地域包括ケアシステム」の構築を推進
→各福祉保健所に新たに**地域包括ケア推進監**を配置

② 障害者施策を推進するための組織改正

- ・障害児・者関係施策におけるニーズの増大や多様化に的確に対応するため、障害保健福祉課を分割
→障害福祉サービスや発達障害など障害児への支援等を所管する「**障害福祉課**」と、精神保健福祉業務や障害者の就労支援を所管する「**障害保健支援課**」に再編

その他

① 県民の生命、財産を守る土砂災害対策の強化

- ・土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての基礎調査を推進
→防災砂防課内に「**土砂災害対策推進室**」を設置

② 「四国8の字ネットワーク」の推進（関係団体における体制強化）

- ・「四国8の字ネットワーク」の用地買収事務を県に引き継ぐまでの間（5年間）、県土地開発公社を存続させ、用地買収事務に関するノウハウについての県への継承を推進
→同公社に職員を派遣し、体制を強化

③ スポーツ施策の推進に向けた体制の強化（関係団体における体制強化）

- ・競技力の向上や地域スポーツ活動の充実を促進
→（公財）県体育協会に職員を派遣し、体制を強化

④ 動物愛護の拠点整備に向けた体制の強化

- ・小動物管理センターの管理体制を改善し、動物愛護行政の拠点となる「動物愛護センター（仮称）」の整備に向けた取組を本格化
→「食品・衛生課」の体制を強化

⑤ 工業技術センターへの計量検定所の統合

- ・簡素で効率的な組織体制や事務の効率化を図るため、工業技術センターに計量検定所を統合
→工業技術センター内に「**計量検定室**」を設置

⑥ 大川村プロジェクトへの支援

- ・土佐はちきん地鶏の増産など大川村振興策を加速
→「計画推進課」から大川村に職員を派遣

平成30年度の主な機構改革

○総務部

統計課

統計分析課

○健康政策部

国保指導課

国民健康保険課

○地域福祉部

障害保健福祉課

障害福祉課

障害者就労支援チーム

新

障害保健支援課

○産業振興推進部

地産地消・外商課

地産地消・外商課

高知家プロモーション推進室

新

輸出振興室

○商工労働部

工業技術センター

工業技術センター

計量検定所

計量検定室

○林業振興・環境部

森づくり推進課

森づくり推進課

林業大学校準備室

新

林業大学校

○土木部

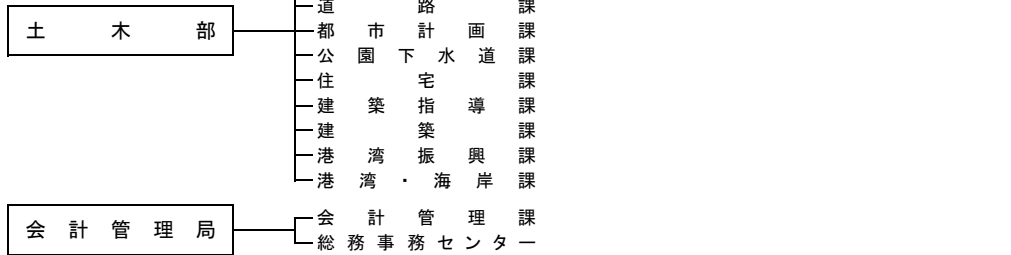
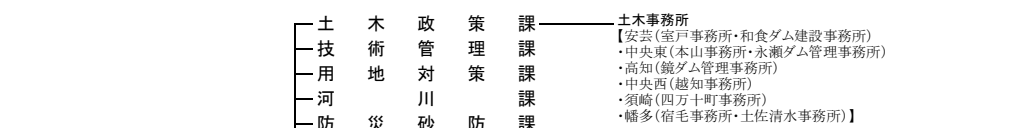
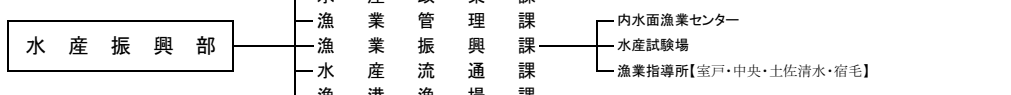
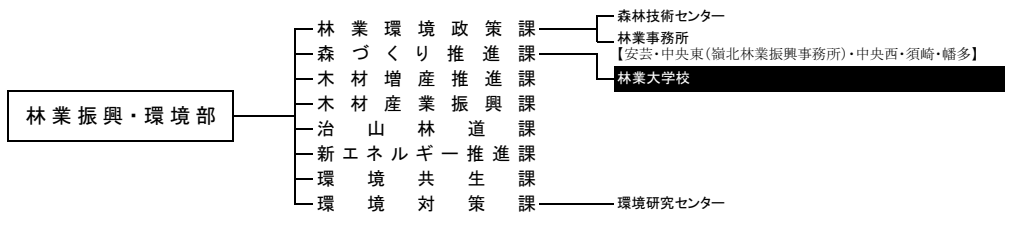
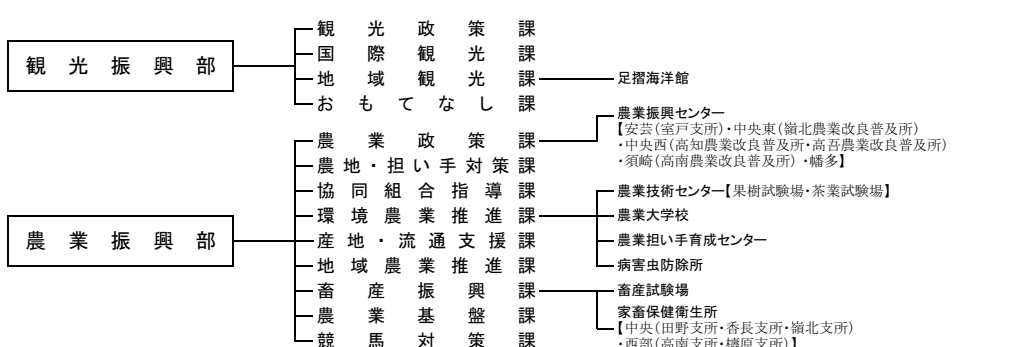
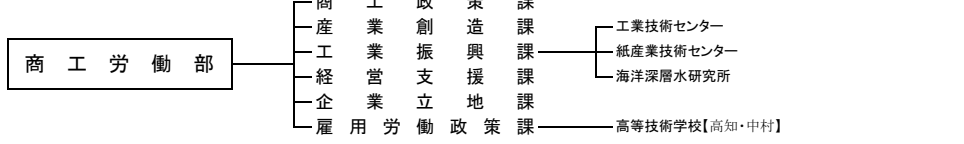
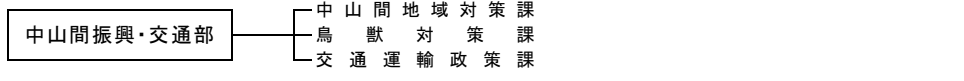
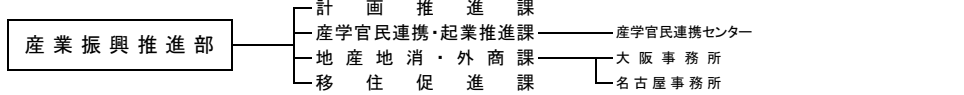
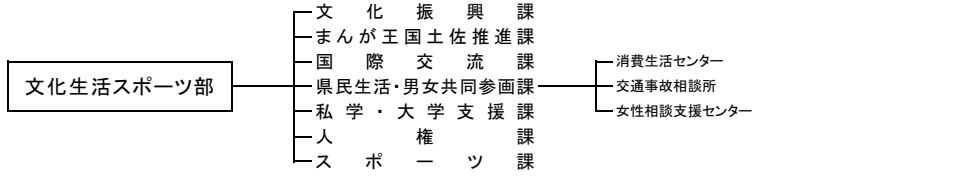
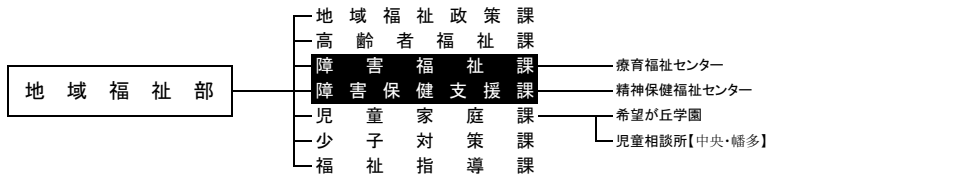
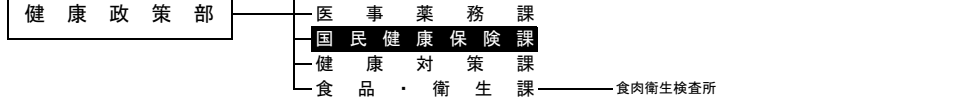
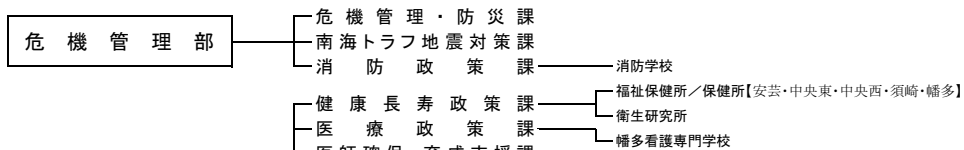
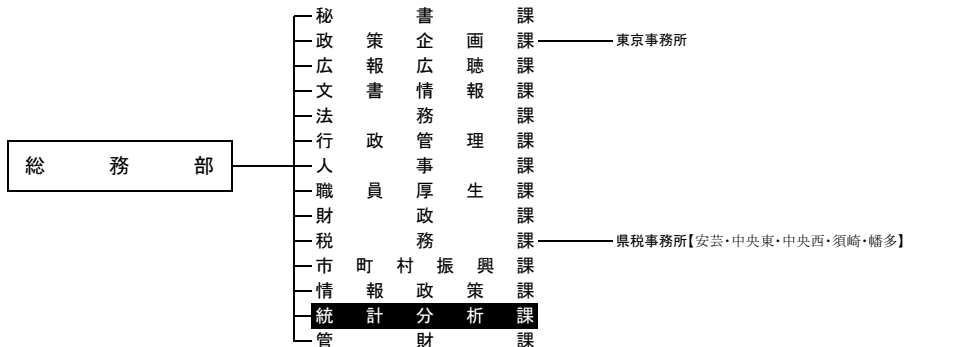
防災砂防課

防災砂防課

新

土砂災害対策推進室

平成30年度知事部局組織機構一覽



【部局数等】	H29	H30
部局数	14部局	14部局
本庁課数	91課	92課
出先機関数	64機関	64機関